

# 厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業）

## 分担研究報告書

補装具価格根拠調査：その他の種目

研究分担者 我澤 賢之（国立障害者リハビリテーションセンター研究所）

山崎 伸也（国立障害者リハビリテーションセンター）

**研究要旨** 障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度の基準補装具について、そのうちの義肢・装具・座位保持装置以外の種目、すなわち車椅子、電動車椅子、補聴器、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、座位保持椅子、頭部保持具、起立保持具、排便補助具、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置（以下、「その他」）の各種目では、基本的に本体1つあたりの価格が設定され、併せて各種付属品・加算項目・修理項目の価格が設定される価格体系となっている。本研究では、補装具費支給制度基準補装具における価格水準検討の際参考となる基礎データを提供することを目的に、供給費用の大きさならびに採算状況を明らかにするための調査を、供給関係事業者（製作・輸入・販売事業者）を対象として行った。

本研究の調査では、主として各供給事業者の採算性を反映した価格を把握するため、厚生労働省告示に記載された文章に基づき、基準補装具と同等と思われる仕様の用具の補装具制度外での販売価格に特に注視し、その価格を調べた。併せて種目により製作・輸入事業者の卸価格等を調べた。

調査の結果、義眼等いくつかの種目において補装具の基準価格と制度外での販売価格の間に乖離があることが確認された。しかし、一方で、種目によっては今回調査で得られた回答対象機種が、基準補装具としては、基準の補装具の想定する仕様が必ずしも明確ではなかったり、現状と合っていないことが示唆された。今後価格根拠把握を行う際は、その前提として補装具関連機器の機能・仕様をわかりやすく整理し、「基準」として満たすべき必要・十分な機能をより明確にすることが必要であることが、確認された。

### A. 研究目的

障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度の基準補装具について、そのうちの車椅子、電動車椅子、補聴器、盲人安全つえ（現、視覚障害者安全つえ）、義眼、眼鏡、座位保持椅子、頭部保持具、起立保持具、排便補助具、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置（以下、「その他」）の各種目では、基本的に本体（基本構造）1つあたりの価格が設定され、併せて各種付属品・加算項目・修理項目の価格が設定される価格体系となっている[1]。本研究では、補装具費支給制度基準補装具における価格水準検討の際参考となる基礎データを提供することを目的に、供給費用の大きさならびに採算状況を明らかにするための調査を、供給関係事業者（製作・輸入・販売事業者）を対象として行う。

### B. 研究方法

本研究の調査では、（1）各供給事業者の採算性を反映した価格を把握するため、厚生労働省告示に記載された文章に基づき、基準補装具と同等と思われる仕様の用具の補装具制度外での販売価格に特に注視し、その価格を調べた。併せて種目により製作・輸入事業者の卸価格を調べた。調査時期は2020年2月～3月に盲人安全つえ（調査当時）、義眼を、その他の種目については2020年12月～2021年1月に実施した。ただし、重度障害者意思伝達装置のうち製造事業者を対象とした部分については、研究班内で別途実施（2019年）されたものの結果を参照した。

（2）また、各事業所の売上に占める補装具関係売上の比率、収支面についても調べた（非営利団体が多と思われる盲人補助つえ供給事業者を除く）。

本研究の調査で使用した調査票を、本分担研究報告書末尾に示す。

(倫理面への配慮)

本研究では、個人を特定しうる情報を含むデータは使用しない。なお、本研究に、開示すべき利益相反 (COI) に関する情報はない。

### C. 研究結果および考察、結果

調査結果、考察、結果については下記のとおりである。

## 1 車椅子について

発送数 27

回収数 26 うち取り扱いないとの回答 1、なんらかの有効回答が含まれていたもの 24

(有効部分のみの実質回収率  $24 \div (27-1) = 92.3\%$ )

価格についての回収数 26

(うちなんらかの有効回答が含まれていたもの 24。製造・輸入事業者 15、利用者向け販売事業者 14。双方に含まれるもの 5)

収支についての回収数 22

### 1-1. 結果

#### ●補装具費制度外での利用者向け実販売価格について

補装具費制度外での利用者向け実販売価格についての有効回答事業者数は 8 であった。回答の集計結果を表 1-1 に示す。1 つの事業者が各種別について複数の機種を挙げ回答している場合があるため、各種別の回答数が有効回答事業者数の 8 を超えていることがある。

表 1-1 では基準の補装具と同じ型番のものを補装具費制度によらず供給する場合の販売価格の調査結果について、補装具としての販売価格との差を示す形で記載した。これは、個別の車椅子は各種付属品を含んでいるため、補装具費制度によらず供給する場合の販売価格そのものを示してもあまり意味がないためである。本稿では、調査で得た補装具費制度によらず供給する場合の販売価格から付属品価格（補装具費支給基準額等を参考に評価）を差し引いたものを推定本体価格とし、差額を計算している。なお、調査結果にかかる差額の計算にあたっては、補装具費支給事務取扱指針に記載された乗率（100 分の 106）を調査結果価格から割り引いたうえで算出した。

表1-1 補装具費制度外での利用者向け実販売価格の基準額

種別	回答数			基準額	平均値		最低値	
	合計	オーダーメイド、又はモジュラータイプ扱いと想定される機種	レディメイド扱いと想定される機種	オーダーメイド、又はモジュラータイプ扱いと想定される場合の基準額（レディ名では75%）	オーダーメイド、又はモジュラータイプ扱いと想定される機種	レディメイド扱いと想定される機種	オーダーメイド、又はモジュラータイプ扱いと想定される機種	レディメイド扱いと想定される機種
普通型	13	7	6	100,000	+9,855	+14,580	0	0
リクライニング式普通型	9	3	6	120,000	+33,774	+21,627	0	0
ティルト式普通型	7	3	4	148,000	0	+27,561	0	+4,075
リクライニング・ティルト式普通型	5	1	4	173,000	0	+41,665	0	+34,906
手動リフト式普通型	2	-	2	232,000	-	+50,670	-	+45,283
前方大車輪型	3	-	3	100,000	-	+25,006	-	+7,642
リクライニング式前方大車輪型	2	-	2	120,000	-	+33,689	-	+28,302
片手駆動型	5	-	5	117,000	-	+27,855	-	+8,472
リクライニング式片手駆動型	2	-	2	133,600	-	+49,160	-	+43,774
レバー駆動型	5	-	5	160,500	-	+61,716	-	+54,245
手押し型 A (大車輪のあるもの)	11	4	7	82,700	+16,117	+22,916	0	0
手押し型 B (小車輪だけのもの)	4	1	3	81,000	0	+37,849	0	+10,321
リクライニング式手押し型	10	4	6	114,000	+21,642	+25,143	0	0
ティルト式手押し型	9	6	3	128,000	0	+48,031	0	+16,340
リクライニング・ティルト式手押し型	16	12	4	153,000	+11,575	+49,071	0	+32,849

※本調査における「オーダーメイド、又はモジュラータイプ扱いと想定される機種」、「レディメイド扱いと想定される機種」の扱いについて

実際の補装具費の判定における、オーダーメイド、レディメイドの判断基準は、自治体等によりさまざまであるが、それでは機種ごとにいずれのタイプであるかの判断がつかない。本調査では便宜上「フットサポートの高さ調節を除く各サポートのうち1箇所以上について調整（座奥行やバックサポート高やアームサポート高など）可能なものが含まれる」ものを「オーダーメイド、又はモジュラータイプ扱いと想定される機種」、そうでない機種を「レディメイド扱いと想定される機種」として扱った。

片手駆動型とレバー駆動型の2種別は、下記の条件を満たした。

- ・回答数が、有効回答事業者数の半数（4）以上であること。
- ・「オーダーメイド、又はモジュラータイプ扱いと想定される機種」において、調査結果最低額が基準額以下ではないこと。
- ・「レディメイド扱いと想定される機種」において、調査結果最低額が基準額以下ではないこと。

これはつまり、一定の回答数を得つつ、かつ現況補装具費制度外での販売価格についての回答のすべてで、補装具としての実販売価格を上回っていたということであり、価格引き上げの必要性が示唆されたと考えられた。また表には示していないものの、これらの種別の回答の中には、仕入単価の比率が補装具の基準額の中で高い比率をもつものもあった。しかしながら、下記の点から具体的な価格設定については、下記の点でさらに詳細な情報と検討を要すると考えられる。

- ・両種別とも、該当種別の機種の中には、本体と価格上分割できない機能として多様なものが含まれており、補装具制度外での販売価格から該当機能分の価格（修理基準価格で評価）を差し引くと、実質的な本体価格が基準額を下回る事例が含まれていた。この点、さらに詳細な検討が必要。
- ・これらの種別では「オーダーメイド、又はモジュラータイプ扱いと想定される機種」は含まれず、「レディメイド扱いと想定される機種」のみの回答であった。しかしながら、実際の補装具費の判定・支給決定の判断上、これらの区分を分ける判断基準が自治体等によりまちまちと考えられる。これを「レディメイド」と断定して設定価格案を決めるには、この区分の基準についての明確化が必要である。

特に後者の「レディメイド」の関する点については、表1-1を見ると他の種別においてもレディメイドで補装具費制度外での販売価格と補装具としての実販売価格との間に差が出ていることが確認でき、今後の検討課題であると考えられる。レディメイドと判断する具体的な基準、レディメイドの場合「75%」という数値の妥当性等が検討項目として想定される。

#### ●修理項目について

表1-2のとおり、回答の最低値（100分の106で除したあとの値）が基準額を上回る項目はなかった。ただし、表1-3で示すとおり卸価格・仕入単価（有効回答事業者のべ16社）については、100分の106で除算した額の平均値でみて基準額を超えているものについては、平均的に原価割れを起こしていると考えられる。該当値が基準額の2倍を超えるものは仕様の同質性を確信できないことから除去したうえで、のべで有効回答事業者の半数以上の事業者（8社以上）の回答を得られ、かつ卸単価または仕入単価（100分の106で除算した額）が基準額を上回る項目については価格引き上げ項目の候補とした。

表1-2 修理項目：利用者向け販売価格

	項目	基準額	告示に記載されている価格(基準額)	回答数	利用者向け販売		
					補装具費制度によらない場合の 販売単価(単位:円)		
					平均値	最低値	最高値
1	クッション交換	4,090	6	5,578	3,774	-316	9,198
2	クッション(ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの及び立体編物構造のもの)	10,000	6	10,192	9,434	-566	11,060
3	クッション(ゲルとウレタンフォームの組合せのもの)交換	19,080	5	20,699	18,000	-1,080	24,906
4	クッション(バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの)交換	30,000	6	29,528	28,302	-1,698	31,132
5	クッション(特殊な空気室構造のもの)交換	45,000	5	47,075	42,453	-2,547	50,849
6	フローテーションパッド交換	30,000	3	30,189	28,302	-1,698	31,132
7	フローテーションパッド交換(三重構造とした場合)	31,300	3	31,226	29,528	-1,772	33,019
8	背クッション交換	10,000	6	10,544	9,434	-566	12,264
9	特殊形状クッション(骨盤・大腿部サポート)交換	25,750	7	26,608	14,282	-11,468	36,321
10	クッションカバー(防水加工を施したもの)交換	7,460	6	7,712	7,038	-422	8,821
11	クッション滑り止め部品交換	1,920	6	1,832	1,451	-469	2,075
12	バックサポート交換	8,860	5	9,078	8,358	-502	11,321
13	延長バックサポート交換	10,190	5	10,847	9,613	-577	11,792
14	枕(オーダー)交換	10,330	6	10,552	9,745	-585	11,321
15	枕(レディメイド)交換	5,830	5	5,340	4,209	-1,621	5,830
16	バックサポートパイプ交換	3,830	5	5,460	3,613	-217	7,547
17	バックサポートパイプ取付部品交換	3,700	5	4,400	3,491	-209	5,660
18	張り調整式バックサポート交換	15,090	6	16,831	14,151	-939	21,226
19	高さ調整式バックサポート交換	12,080	6	14,854	11,321	-759	28,302
20	背折れ機構部品交換	7,180	6	7,289	6,604	-576	9,434
21	背座間角度調整部品交換	8,100	6	10,846	7,642	-458	14,804
22	アームサポート(肘当て部分)交換	4,620	7	5,017	4,340	-280	6,368
23	アームサポート(フレーム)交換	4,600	5	6,278	4,340	-260	11,321
24	高さ角度調整式アームサポート交換	9,010	5	12,559	8,500	-510	25,472
25	高さ調整式アームサポート(段階調整式)交換	3,310	5	6,871	3,123	-187	19,811
26	角度調整式アームサポート交換	7,050	3	10,079	6,604	-446	16,981
27	跳ね上げ式アームサポート交換	6,060	5	7,355	5,717	-343	11,321
28	脱着式アームサポート交換	6,200	5	7,429	5,849	-351	11,321
29	アームサポート拡幅部品交換	3,610	5	16,686	1,887	-1,723	70,755
30	アームサポート延長部品交換	3,610	5	4,516	1,887	-1,723	9,906
31	レッグサポート交換	2,700	6	3,820	2,547	-153	5,660
32	脱着式レッグサポート交換	5,780	5	8,162	5,453	-327	17,689
33	拳上式レッグサポート(パッド形状)交換	7,450	6	8,326	7,028	-422	13,019
34	開閉拳上式レッグサポート(パッド形状)交換	10,290	7	11,451	9,708	-582	15,675
35	開閉・脱着式レッグサポート交換	6,790	7	8,757	6,406	-384	14,858
36	フットサポート交換	3,780	7	5,230	3,566	-214	13,425
37	フットサポート交換への前後調整構造の追加	4,160	4	4,615	3,774	-386	6,604
38	フットサポート交換への角度調整構造の追加	1,500	4	3,252	1,415	-85	7,264
39	フットサポート交換への左右調整構造の追加	1,500	4	3,087	1,415	-85	6,604
40	ヘッドサポートベース(マルチタイプ)交換	27,080	6	26,653	20,610	-6,470	33,019
41	座布交換	8,750	5	8,825	8,255	-495	9,434
42	座張り調整部品交換	10,000	5	10,925	9,434	-566	14,434
43	座奥行き調整(スライド式)部品交換	16,970	3	20,427	16,009	-961	28,302
44	座板交換	6,800	5	6,662	6,415	-385	7,075
45	座席昇降ハンドルユニット交換	15,800	1	14,906	14,906	-894	14,906
46	座席昇降チェーン交換	8,400	1	7,925	7,925	-475	7,925
47	座席昇降メカユニット交換	22,100	1	20,849	20,849	-1,251	20,849
48	フレーム(サイドベース)交換	10,700	4	17,581	10,094	-606	35,377
49	フレーム(サイド拡張)交換	8,500	3	16,513	8,019	-481	33,019

(つづき) 表1-2 修理項目：利用者向け販売価格

	項目	基準額	回答数	利用者向け販売			
				補装具費制度によらない場合の 販売単価(単位:円)			
				平均値	最低値	基準額との差	最高値
50	フレーム(サイド拡張)取付得品交換	3,200	3	3,645	3,019	-181	4,717
51	フレーム(折りたたみ)交換	22,180	5	30,130	20,925	-1,255	41,509
52	ブレーキ交換	9,100	7	11,814	8,491	-609	29,594
53	キャリパーブレーキ交換	8,000	6	10,523	7,547	-453	18,396
54	フットブレーキ(介助者用)交換	7,970	7	8,177	6,894	-1,076	9,906
55	延長用ブレーキアーム交換	1,630	5	1,564	1,415	-215	1,698
56	リフレクタ(反射器-夜光材)交換	430	3	530	406	-24	755
57	リフレクタ(反射器-夜光反射板)交換	670	2	693	632	-38	755
58	ハンドリム交換	5,240	5	5,678	4,943	-297	7,075
59	滑り止めハンドリム交換	8,740	4	8,963	8,245	-495	9,434
60	ノブ付きハンドリム交換	4,470	3	6,040	4,217	-253	9,434
61	ノブ付きハンドリム交換(購入後に後付する場合)	8,820	3	8,858	8,321	-499	9,434
62	キャスト(大)交換	8,000	7	7,346	3,817	-4,183	8,491
63	キャスト(小)交換	5,800	6	6,226	5,472	-328	7,075
64	屋外用キャスト(エア一式等)交換	7,500	7	7,662	6,560	-940	9,906
65	リーム交換	5,500	4	7,724	5,189	-311	10,613
66	車軸位置調整部品交換	16,120	5	19,473	15,208	-912	28,302
67	大車輪脱着ハブ交換	5,000	4	7,146	4,717	-283	12,736
68	サイドガード交換	6,820	5	7,651	6,434	-386	11,321
69	タイヤ交換	4,270	6	5,047	1,698	-2,572	11,321
70	ノーパンクタイヤ交換	4,190	6	7,320	3,953	-237	11,321
71	ノーパンクタイヤ交換(購入後に後付けする場合)	5,930	4	9,721	5,594	-336	15,094
72	チューブ交換	2,450	7	2,191	1,001	-1,449	2,453
73	シートベルト交換	4,300	6	4,090	3,353	-947	4,528
74	テーブル交換	10,900	5	12,756	10,283	-617	17,126
75	スポークカバー交換	4,100	6	5,423	3,868	-232	8,632
76	塗装	17,900	4	24,027	16,887	-1,013	33,019
77	ハブ取付部品交換	6,100	3	6,321	5,660	-440	7,547
78	キャスト取付部品交換	7,000	5	6,777	6,604	-396	7,075
79	ハブ用スプリング交換	16,000	2	16,981	15,094	-906	18,868
80	ステッキホルダー(杖たて)交換	3,000	5	3,223	2,830	-170	3,679
81	泥よけ交換	6,050	7	6,349	4,702	-1,348	9,198
82	転倒防止装置交換	3,750	5	4,127	3,538	-212	5,802
83	転倒防止装置(キャスト付き折りたたみ式)交換	8,670	6	10,790	8,179	-491	17,997
84	携帯用会話補助装置搭載台交換	30,000	3	30,818	28,302	-1,698	33,019
85	酸素ボンベ固定装置交換	13,000	5	14,770	12,264	-736	21,226
86	人工呼吸器搭載台交換	25,000	6	30,225	23,585	-1,415	37,736
87	栄養パック取り付け用ガートル架交換	10,190	4	11,083	9,613	-577	14,151
88	点滴ポール交換	10,430	5	11,492	9,840	-590	14,151
89	シリンダー用レバー交換	2,500	4	2,765	1,626	-874	4,717
90	メカロック交換	10,000	7	10,308	5,225	-4,775	14,151
91	ティルト用ガスダンパー交換	15,000	5	15,057	14,151	-849	16,981
92	ワイヤー交換	1,800	7	2,243	218	-1,582	4,717
93	ガスダンパー交換	15,000	6	16,085	14,151	-849	21,226
94	幅止め交換	4,290	5	5,205	4,047	-243	6,368
95	幅止め交換(購入後に後付けする場合)	5,040	3	14,271	4,755	-285	33,019
96	高さ調整式手押しハンドル交換	7,840	5	8,142	7,396	-444	9,434
97	車載時固定用フック交換	3,000	5	3,989	2,322	-678	8,491
98	日よけ(雨よけ)部品交換(※日よけ・雨よけ双方の機能を併せ持つもの)	12,000	5	12,589	11,321	-679	14,151
99	6輪構造部品交換	34,720	1	32,755	32,755	-1,965	32,755
100	成長対応型部品交換	56,020	1	52,849	52,849	-3,171	52,849
101	痰吸引器搭載台交換	25,000	6	30,697	23,585	-1,415	37,736

表1-3 修理項目：卸単価・仕入単価

	項目	基準額	回 答 数	卸単価また は仕入れ 単価を100 分の106で 除した額 (単位:円)
		告示に記載されて いる価格 (基準額)		平均値
1	クッション交換	4,090	10	3,788
2	クッション(ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの及び立体編物構造のもの)	10,000	12	8,009
3	クッション(ゲルとウレタンフォームの組合せのもの)交換	19,080	5	14,132
4	クッション(バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの)交換	30,000	7	23,245
5	クッション(特殊な空気室構造のもの)交換	45,000	10	37,027
6	フローテーションパッド交換	30,000	3	19,371
7	フローテーションパッド交換(三重構造とした場合)	31,300	2	19,623
8	背クッション交換	10,000	8	8,514
9	特殊形状クッション(骨盤・大腿部サポート)交換	25,750	8	17,735
10	クッションカバー(防水加工を施したもの)交換	7,460	7	6,097
11	クッション滑り止め部品交換	1,920	8	1,255
12	バックサポート交換	8,860	9	7,058
13	延長バックサポート交換	10,190	6	9,958
14	枕(オーダー)交換	10,330	11	7,590
15	枕(レディメイド)交換	5,830	8	3,352
16	バックサポートパイプ交換	3,830	7	6,792
17	バックサポートパイプ取付部品交換	3,700	6	3,468
18	張り調整式バックサポート交換	15,090	9	12,167
19	高さ調整式バックサポート交換	12,080	9	9,268
20	背折れ機構部品交換	7,180	10	5,080
21	背座間角度調整部品交換	8,100	8	6,929
22	アームサポート(肘当て部分)交換	4,620	12	3,427
23	アームサポート(フレーム)交換	4,600	7	4,542
24	高さ角度調整式アームサポート交換	9,010	6	9,701
25	高さ調整式アームサポート(段階調整式)交換	3,310	6	5,533
26	角度調整式アームサポート交換	7,050	5	7,311
27	跳ね上げ式アームサポート交換	6,060	8	5,267
28	脱着式アームサポート交換	6,200	6	6,572
29	アームサポート拡幅部品交換	3,610	6	3,443
30	アームサポート延長部品交換	3,610	6	3,601
31	レッグサポート交換	2,700	8	2,466
32	脱着式レッグサポート交換	5,780	7	6,206
33	挙上式レッグサポート(パッド形状)交換	7,450	8	7,810
34	開閉挙上式レッグサポート(パッド形状)交換	10,290	9	9,714
35	開閉・脱着式レッグサポート交換	6,790	10	6,849
36	フットサポート交換	3,780	9	3,003
37	フットサポート交換への前後調整構造の追加	4,160	7	3,922
38	フットサポート交換への角度調整構造の追加	1,500	7	3,201
39	フットサポート交換への左右調整構造の追加	1,500	5	2,528
40	ヘッドサポートベース(マルチタイプ)交換	27,080	9	17,741
41	座布交換	8,750	8	5,908
42	座張り調整部品交換	10,000	7	7,695
43	座奥行き調整(スライド式)部品交換	16,970	4	11,509
44	座板交換	6,800	5	4,189
45	座席昇降ハンドルユニット交換	15,800	0	-
46	座席昇降チェーン交換	8,400	0	-
47	座席昇降メカユニット交換	22,100	0	-
48	フレーム(サイドベース)交換	10,700	0	-
49	フレーム(サイド拡張)交換	8,500	0	-

(つづき) 表1-3 修理項目：卸単価・仕入単価

	項目	基準額	回 答 数	卸単価また は仕入れ 単価を100 分の106で 除した額 (単位:円)
		告示に記載されて いる価格 (基準額)		平均値
50	フレーム(サイド拡張)取付得品交換	3,200	1	2,830
51	フレーム(折りたたみ)交換	22,180	4	24,953
52	ブレーキ交換	9,100	11	6,509
53	キャリパーブレーキ交換	8,000	11	7,428
54	フットブレーキ(介助者用)交換	7,970	12	5,993
55	延長用ブレーキアーム交換	1,630	9	1,282
56	リフレクタ(反射器-夜光材)交換	430	2	330
57	リフレクタ(反射器-夜光反射板)交換	670	1	377
58	ハンドリム交換	5,240	8	4,634
59	滑り止めハンドリム交換	8,740	9	6,999
60	ノブ付きハンドリム交換	4,470	5	5,953
61	ノブ付きハンドリム交換(購入後に後付する場合)	8,820	5	6,670
62	キャスター(大)交換	8,000	10	4,236
63	キャスター(小)交換	5,800	11	3,865
64	屋外用キャスター(エア式等)交換	7,500	14	5,279
65	リーム交換	5,500	4	5,099
66	車軸位置調整部品交換	16,120	5	12,825
67	大車輪脱着ハブ交換	5,000	6	4,450
68	サイドガード交換	6,820	7	5,121
69	タイヤ交換	4,270	11	2,741
70	ノーパンクタイヤ交換	4,190	8	4,098
71	ノーパンクタイヤ交換(購入後に後付けする場合)	5,930	7	6,274
72	チューブ交換	2,450	13	1,237
73	シートベルト交換	4,300	10	3,312
74	テーブル交換	10,900	10	8,140
75	スポークカバー交換	4,100	10	3,688
76	塗装	17,900	3	19,182
77	ハブ取付部品交換	6,100	3	5,283
78	キャスター取付部品交換	7,000	5	5,493
79	ハブ用スプリング交換	16,000	2	11,792
80	ステッキホルダー(杖たて)交換	3,000	8	2,366
81	泥よけ交換	6,050	10	5,189
82	転倒防止装置交換	3,750	10	3,526
83	転倒防止装置(キャスター付き折りたたみ式)交換	8,670	11	7,984
84	携帯用会話補助装置搭載台交換	30,000	3	22,013
85	酸素ボンベ固定装置交換	13,000	9	8,162
86	人工呼吸器搭載台交換	25,000	10	19,476
87	栄養パック取り付け用ガードラ架交換	10,190	8	6,938
88	点滴ボール交換	10,430	12	8,808
89	シリンダー用レバー交換	2,500	7	1,546
90	メカロック交換	10,000	13	4,741
91	ティルト用ガスダンパー交換	15,000	11	7,555
92	ワイヤー交換	1,800	12	846
93	ガスダンパー交換	15,000	10	7,697
94	幅止め交換	4,290	8	3,361
95	幅止め交換(購入後に後付けする場合)	5,040	7	5,806
96	高さ調整式手押しハンドル交換	7,840	6	6,792
97	車載時固定用フック交換	3,000	6	3,035
98	日よけ(雨よけ)部品交換(※日よけ・雨よけ双方の機能を併せ持つもの)	12,000	7	12,428
99	6輪構造部品交換	34,720	1	16,981
100	成長対応型部品交換	56,020	0	-
101	痰吸引器搭載台交換	25,000	6	20,417

## ●補装具費制度における車椅子の取扱についての意見記入欄

- ・車椅子の制度には採寸の項目がありません。車椅子を注文する場合は、体の寸法をはかるだけでなく、車椅子本体の例えば、幅や長さ、アームレストの高さ、押手の高さや角度など寸法を気に掛けなければならない部位が座位保持装置より多く手間がかかります。採寸の項目を是非追加していただきたい。また、修理に関しては、チューブ交換だけ、など動くだけマイナスになります。補装具の制度全部にいえるのですが、修理した場合の金額が実状とあわないのです。例えば、修理する場合、「修理」だけでひとつ項目を必ずとれるような制度を望みます。補装具の制度全般について。例えば座位保持椅子の見積の価格体系は「基本価格」「製作要素価格」「完成用部品価格」という構成になっています。つまり、現場でのフィッティングの時間、往復の時間は含まれていません。フィッティングする場合はリハビリの時間を使い、セラピストの元で仕事をしているわけですが、病院側にはその時間分の報酬がありますが、我々業者には報酬がないということになっています。ひとつひとつの項目に我々のフィッティングの報酬を加えて設定するというのは無理があるのではないかと考えます。例えばベルトの作り替えを依頼された場合、現場に行き、寸法はかったり、工房で縫製をし、はずしたり取り付けるのに対して 1650 円 X2 だけの金額です。車椅子の修理でも、チューブ交換だけだと 2450 円。その項目に加算するというより、現場でのフィッティングに対する報酬という制度になるとかなり救われると思います。
- ・ノーパンクタイヤ交換の価格が、市場価格より安く差額が発生する。
- ・インサート型のノーパンクチューブ（標準タイヤ＋ノーパンクインナーチューブ）の公費修理見積りの場合、タイヤとインナーチューブを交換する場合は、タイヤ交換＋ノーパンクタイヤ交換＋後付け加算としたい。ノーパンクタイヤ交換と後付け加算のみでは差額が発生する。
- ・「レッグサポート交換」2700 円では、レッグサポートベルトの交換のコストが合わない。シートベルトと同等は必要。
- ・キャスター（大）（小）について、7 インチ以上を（大）という考え方が過去の通達ででていたが、市場で主に使われているのは圧倒的に 5 インチ・6 インチキャスターである。（小）の価格では安い。
- ・「杖たて」3000 円では安い。業者が負担したり、差額が必要となるケースが多い。
- ・「ハンドリム交換」「滑り止めハンドリム交換」の価格が安い。
- ・「手押し型」の公費価格が「普通型」より 17300 円安いですが、市場価格は手押し型も普通型も変わらない。手押し型の場合は差額をいただくケースが非常に多い。
- ・フレーム折れ溶接のコストを明確に出してほしい
- ・フレーム折れ等、メーカー送りにて修理の場合、往復で、約 ¥ 8,000 の送料が発生し、販売店もしくは利用者様の負担となっている為、輸送料の項目を追加、もしくは、フレーム交換関係の項目の価格の見直しをして欲しい。近年特に送料の高騰が目立ちます。

- ・車椅子オーダーメイドの場合、バックサポート交換、座布交換の価格が安い。オーダーの場合、加算項目として追加して頂きたい。
- ・背張り調整式の修理について、張り調整式ベルトとアウターシートの両方を交換する場合、張り調整式バックサポート 15080 円では金額が安すぎる。特にバックサポート面積の大きいリクライニングタイプになると公費が安すぎて差額となる。
- ・キャリパーブレーキ交換の価格が安く、部品価格が公費価格を上回っている。
- ・屋外用キャスターの価格設定について、キャスター大よりも材料費が高いのに公費の価格が安い。
- ・車椅子については固定フレームのコストアップが吸収できず、苦しい状況です
- ・最近の補装具の車いすについては非常に制作が難しいオーダーが増えており設計にも仮合わせにも時間がかかるケースがある。また、強度を求められることや制作の都合上固定フレームになることも多々ある。このような難しいケースにおいても補装具の価格表上では加算される要素はなく、制作側の工程と経費が増加する一方である。制作における強度上または、設計上における固定フレームについては各車いすの種別ごとに固定フレーム加算が必要ではないかと思われる。
- ・モジュール車いすがレディメイド扱いとなるケースが多く断念する場合がありますと聞いております。
- ・義肢、装具、座位保持には基本的に身体寸法を測るにあたり基本価格が設定されていますが、車椅子には基本格が設定されていません。採寸や仕様決定、デモ等に多くの時間をさくのですがその分のコストがとれていません。
- ・タイヤ・キャスターやブレーキ等左右要するものの価格をはっきりと1台に2個（左右）としていただきたいです。
- ・製品の多様化に制度の枠組みが追従しにくくなっているのではないかと思います。
- ・送料について：現在送料を別途で代理店へ請求をしております。送料も項目に追加頂けると幸いです。
- ・出張費について：現在出張費や点検費は頂いておりませんが、点検やオーバーホールといった要望が毎日あります。これにつきましても、出張費であれば【距離ごと】に項目を分ける、点検であれば点検部位によって項目を加算できる。といった対応をして頂けると幸いです。
- ・弊社では、自社販売地域においても輸入品を取り扱うこと自体が稀ですが、輸入品の場合、車いすも電動車椅子も新規作成、納品後の修理いずれにおいても制度基準額を超えることも少なくないため、予め自費差額が発生することをご説明しています。

下記は他種目（座位保持装置、電動車椅子）の内容かと思われる。

- ・座位保持装置オーダーがほとんどで既製品があまりありません。座位保持の構造フレームを多く全体に8掛けぐらいです。
- ・電動車椅子に6輪構造の項目を追加希望。日本の狭い家屋では非常に小回り性は重要。特にティルト・リクライニング車は後方への安定性が必要なため全長が長くなり4輪では小回りがきかない。\*\*\*機種名\*\*\*。\*\*\*機種名\*\*\*、海外製品など機種も増えてきている。
- ・リチウムイオンバッテリーを普通型にも認めてほしい。現在の制度では簡易型に限るとなっているが、\*\*\*機種名\*\*\*や\*\*\*機種名\*\*\*など普通型にリチウムイオンバッテリーが使われている製品が増えてきている。
- ・電動車椅子の給付要綱の中に歩行ができないとあるが、近距離歩行のみ可能だが、長距離移動が困難な方が給付対象外となっている。自走もそれほど移動できるわけでもないレベルの方にも対象となるよう要綱を見直して欲しい。
- ・電動車椅子の修理において、故障箇所の特定に時間が掛かる。点検料の項目を追加して頂きたい。（簡易電動の場合、メーカーに修理依頼を行うと、修理代金とは別に、受入れ検査料として¥7,800が請求され、販売店もしくは、利用者様の負担となっている）また、車椅子同様、送料も販売店もしくは利用者様の負担となっている為、輸送料の項目を追加して欲しい。
- ・電動車椅子の製品で良くある構造にもかかわらず修理項目に無い。追加希望→「脱着式アームサポート」「脱着式レッグサポート」「挙上式レッグサポート」「開閉挙上式ヘッドサポート」
- ・簡易型電動車椅子は普通型に準ずるとなっており、ハンドリムがついていない電動ユニットは対象外で特例補装具扱いとなっている。折りたたみ可能なティルトリクライニング型はハンドリムがついた大車輪タイプの\*\*\*機種名\*\*\*ユニットなどは取付や安全上取付できないことが多く、小車輪のジョイユニットしか販売できないことが多い。項目を追加してほしい。

## 1-2. 特記すべき考慮点

### ●購入基準

- ・今後の課題として、レディメイドをどう考えるかを検討する必要がある。レディメイドと判断する具体的な基準、レディメイドの場合「75%」という数値の妥当性等が検討項目として想定される。
- ・その他、折り畳み式と固定フレームの間の価格差、今後座位保持装置等の種目整理との関係から採寸についてどう扱うのかなど今後の検討課題として考えられる。

### ●修理基準

- ・「挙上式レッグサポート（パッド形状）交換」、「開閉・脱着式レッグサポート交換」の両項目について、卸単価・仕入単価の調査結果平均値が、基準額を上回っていることは考慮する必要がある。

## 2 電動車椅子について

発送数 31

回収数 24 うち取り扱いが無いとの回答3、なんらかの有効回答が含まれていたもの20

(有効部分のみの実質回収率  $20 \div (30-3) = 74.1\%$ )

価格についての調査票回収数21

(うちなんらかの有効回答が含まれていたもの20、製造・輸入事業者9、利用者向け販売事業者13、双方に含まれるもの2)

収支についての調査回収数16 そのうち有効回答13

### 2-1. 結果

#### ●補装具費制度外での利用者向け実販売価格について

補装具費制度外での利用者向け実販売価格についての有効回答事業者数は5であった。回答の集計結果を表2-1に示す。1つの事業者が各種別について複数の機種を挙げ回答している場合があるため、各種別の回答数が有効回答事業者数の5を超えていることがある。

表2-1 補装具費制度外での利用者向け実販売価格と基準額の差

種別	基準額	基準の補装具と同じ型番のものを補装具費制度によらず供給する場合の価格と補装具としての実売価格の差額 (100分の106で除算したもの)					
		有効回答全数			基準の補装具としての実販売価格の本体のみの基準額に対する比が250%以下のもののみ		
		回答数 ※1	平均値 (単位:円)	最低値 (単位:円)	回答数 ※1	平均値 (単位:円)	最低値 (単位:円)
普通型(4.5km/h)	314,000	2	+49,358	+9,887	2	+49,358	+9,887
普通型(6.0km/h)	329,000	6	+27,748	0	5	+24,121	0
簡易型 A 切替式	157,500	10	+33,505	-22,830	3	+46,617	+21,926
簡易型 B アシスト式	212,500	4	+22,366	0	4	+22,366	0
電動リクライニング式 普通型	440,000	3	+18,868	+4,448	3	+18,868	+4,448
電動リフト式 普通型	701,400	3	+37,068	+23,658	3	+37,068	+23,658
電動ティルト式 普通型	580,000	3	+19,544	+2,565	3	+19,544	+2,565
電動リクライニング・ティルト式 普通型	982,000	3	+49,179	+34,075	3	+49,179	+34,075

なお、ここで種別「リクライニング式 普通型」については有効回答が得られなかったため、記載していない。

ここでは、下記の条件に合致するものを価格変更(引き上げ)を特に検討する対象としようとした。まず、下記の条件である。

- ・回答数が、有効回答事業者数の半数以上(3以上)であること。
- ・基準の補装具と同じ型番のものを補装具費制度によらず供給する場合の価格と、補装具としての実売価格の差額(以下、「制度外販売時差額」)が正の値であること。

これは、車椅子での検討のときの条件に準じるものである。

この条件によれば、表 2-1 の列項目「有効回答全般」で回答数が 3 件以上かつ「最低値」が正の値である、「電動リクライニング式 普通型」、「電動リフト式 普通型」、「電動ティルト式 普通型」、「電動リクライニング・ティルト式 普通型」が対象となる。

しかしながら、電動車椅子の場合、上記「制度外販売時差額」の値について、基準の補装具としての実販売価格（本体から価格的に切り離せない各種修理項目などの加算分込みの値）が本体部分の基準額にくらべ比較的大きい場合は「制度外販売時差額」が 0 など小さめの値を取り、一方本体部分の基準額にくらべ比較的小さい場合は正の値を取ることが多い傾向が見られた（図 2-1）。

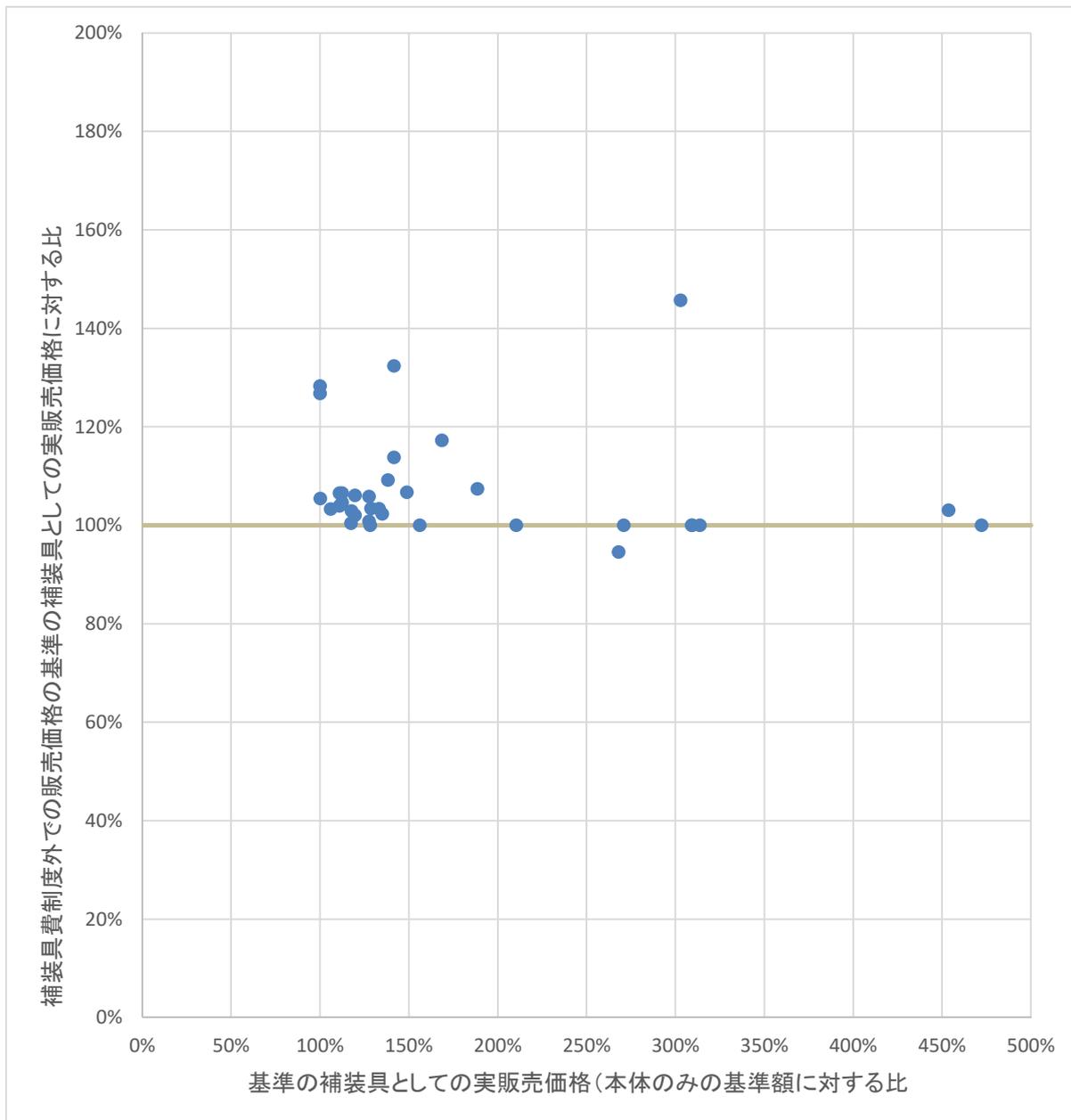


図 2-1 電動車椅子の場合、基準の補装具としての実販売価格が本体のみの基準額を大きく上回らない場合「制度外販売時差額」は大きい傾向がある。

図 2-1 の横軸は、基準の補装具としての実販売価格が本体のみの基準額に対する比である。横軸の値が 100% のとき、基準の補装具としての実販売価格は、本体のみの基準額と同額である。右方向に行けば行くほど、各種修理項目の加算などが付されるのか、基準の補装具としての実販売価格は本体のみの基準額に対してより高い価格水準にあることになる。一方、図の縦軸は補装具費制度外での販売価格の基準の補装具としての

実売価格に対する比である。縦軸の値が100%の水準のところには水平線が引いてある。この水平線より上側は、補装具費制度外での販売価格が基準の補装具としての実売価格より高い、つまり「制度外販売差額」が正の値であることを意味する。水平線上であれば、「制度外販売差額」はゼロである。このグラフを見ると、横軸の100~150%のあたりで「水平線」上側で点が密集している。さらに横軸140~210%にかけていくつかの点が右下がりになっている。横軸210%のぐらいから右側では、ほぼ水平線近辺に点が並んでいる（1つ横軸の300%ほどのところで、外れ値のように縦軸140%余に位置する点がある）。

この図の意味するところは、機器構成上補装具費支給基準上の本体のみの基準額に近い構成の場合、補装具費制度外では補装具としての価格より高く売られる度合いが強いのが、種々の加算が付くなどにより基準額の倍以上の価格のものについては補装具としての価格とほぼ同額で売られることが多い傾向にあるということだ。可能性として、様々な加算がなく補装具費の基準でいうところの本体のみの構成、あるいはそれに近い構成の場合、補装具としての価格で販売するのでは採算が厳しいことが推察される。逆に種々の加算により補装具としての価格が本体の基準額の倍を超えるぐらいの額になると、本体の基準額の厳しさが解消する、もしくは薄まっていると想像される。

なお、参考までに、例えば車椅子のオーダーメイドによる製品及びモジュラー方式による製品について同様のグラフを示すと、図2-2のようになる。

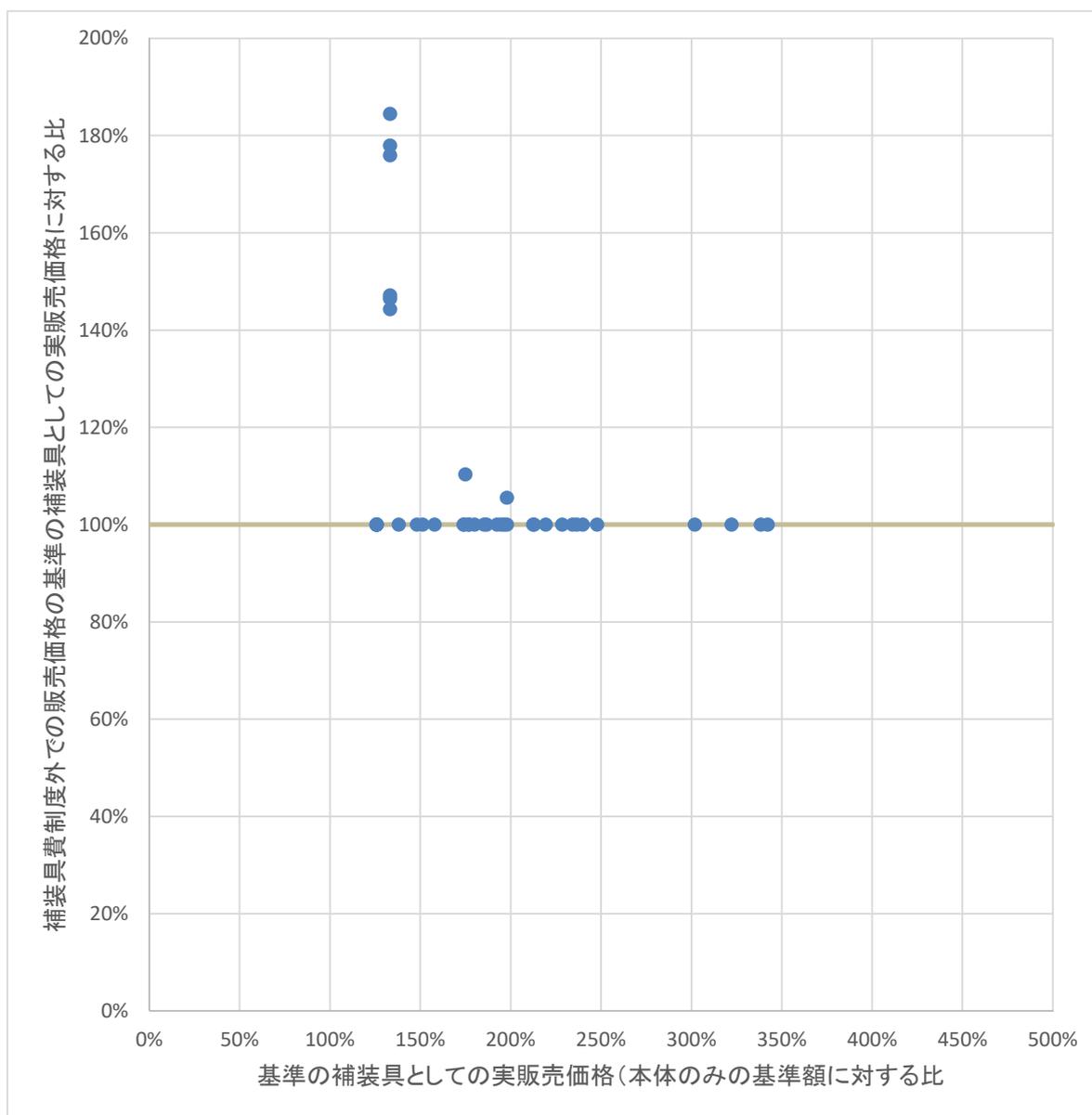


図2-2 図2-1の車椅子（オーダーメイド・モジュラー方式）の場合

図2-2でも、横軸の値が小さいとき縦軸の値が高い場合もみられるが、しかし図2-1と異なり、横軸が200%未満でも水平線上に点が並ぶ様相を見せている。このことを反映し、オーダーメイド・モジュラー方式の車椅子については、種別ごとの「制度外販売差額」の最低値としてゼロが多く並んでいた。

以上のことを考慮し、表2-1では「基準の補装具としての実販売価格の本体のみの基準額に対する比が250%以下のもののみ」に限定する条件を追加して、「制度外販売時差額」の平均値・最低値を算出した場合の数値を併記した。この数値に基づくなら、前述の項目に加え、「簡易型 A切替式」もまた価格変更を検討することが考えられる。なお、ここでは「簡易型 Bアシスト式」については、調査結果から積極的に価格引き上げを支持する結果は得られなかった。

#### ●修理項目について

修理項目について、補装具費制度によらない場合の販売価格の回答事業者数は3社と少なかった。さらに表2-2のとおり、回答の最低値（100分の106で除したあとの値）が基準額を上回る項目はなかった。ただし、表2-3で示すとおり卸価格・仕入単価（有効回答事業者のべ14社）については、100分の106で除算した額の平均値でみて基準額を超えているものについては、平均的に原価割れを起こしていると考えられる。該当値が基準額の2倍を超えるものは仕様の同質性を確信できないことから除去したうえで、のべで有効回答事業者の半数以上の事業者（8社以上）の回答を得られ、かつ卸単価または仕入単価（100分の106で除算した額）が基準額を上回る項目については価格引き上げを検討することが考えられる。

なお、表2-2の国項目の最高値を確認したところ、基準額より小さいケースはあったものの、100分の106で除算する前の値で基準額を下回った項目はなかった。したがって、積極的な価格の引き下げの必要性はないと考えられる。

表2-2 修理項目：利用者向け販売価格

	項目	基準額	利用者向け販売価格					
			告示に記載されている価格 (基準額)	回答数	補装具費制度によらない場合の販売単価 (単位:円)			
					平均値	最低値	基準額との差	最高値
1	コントローラー交換	84,300	3	83,383	79,528	-4,772	86,321	
2	コントローラー部品交換	9,500	3	9,440	8,962	-538	9,858	
3	電動リフトコントローラー交換	40,600	2	40,189	38,302	-2,298	42,075	
4	電動リフトコントローラー部品交換	10,200	2	10,142	9,623	-577	10,660	
5	電動ティルトコントローラー交換	94,500	2	94,104	89,151	-5,349	99,057	
6	電動ティルトコントローラー部品交換	10,200	2	10,236	9,623	-577	10,849	
7	操作制御部交換	24,300	2	23,962	22,925	-1,375	25,000	
8	操作制御部部品交換	5,800	3	5,738	5,472	-328	5,943	
9	電動リフト操作制御部交換	30,500	2	30,212	28,774	-1,726	31,651	
10	電動リフト操作制御部部品交換	5,100	2	5,000	4,811	-289	5,189	
11	電動ティルト制御部交換	30,500	2	30,189	28,774	-1,726	31,604	
12	電動ティルト制御部部品交換	5,100	2	5,047	4,811	-289	5,283	
13	電動リフト自動停止制御部交換	15,200	2	15,000	14,340	-860	15,660	
14	電動リフト自動停止制御部部品交換	5,100	2	5,047	4,811	-289	5,283	
15	電動ティルト自動停止部品交換	15,200	2	14,953	14,340	-860	15,566	
16	電動ティルト自動停止制御部部品交換	5,100	2	5,047	4,811	-289	5,283	
17	ハーネス及びリレー交換	9,000	2	8,915	8,491	-509	9,340	
18	ハーネス及びリレー部品交換	3,400	3	3,382	3,208	-192	3,538	
19	電動リフトハーネス交換	15,200	2	15,000	14,340	-860	15,660	
20	電動ティルトハーネス交換	15,200	2	15,000	14,340	-860	15,660	
21	モーター交換	28,500	2	28,302	26,887	-1,613	29,717	
22	モーター部品交換	7,200	2	7,170	6,792	-408	7,547	
23	電動リクライニングモーター交換	17,000	2	16,887	16,038	-962	17,736	
24	電動リフトモーター交換	60,900	2	61,274	57,453	-3,447	65,094	
25	電動リフトモーター部品交換	8,100	2	8,066	7,642	-458	8,491	
26	電動ティルトモーター交換	17,000	2	17,925	16,038	-962	19,811	
27	電動ティルトモーター部品交換	8,100	2	8,632	7,642	-458	9,623	
28	ギヤボックス交換	45,100	2	44,953	42,547	-2,553	47,358	
29	ギヤボックス部品交換	9,700	2	9,764	9,151	-549	10,377	
30	電動リクライニング装置交換	53,300	2	54,151	50,283	-3,017	58,019	
31	電動リクライニング装置部品交換	22,200	2	23,915	20,943	-1,257	26,887	
32	電動ティルト装置交換	53,300	2	53,443	50,283	-3,017	56,604	
33	電動ティルト装置部品交換	22,200	2	23,915	20,943	-1,257	26,887	
34	電動又は電磁式ブレーキ(簡易型用を除く)交換	17,400	2	17,170	16,415	-985	17,925	
35	電動又は電磁式ブレーキ(簡易型用に限る)交換	12,500	2	12,382	11,792	-708	12,972	
36	手動ブレーキ交換	12,200	2	12,075	11,509	-691	12,642	
37	手動ブレーキ部品交換	7,200	2	7,146	6,792	-408	7,500	
38	クラッチ交換	8,600	3	8,558	8,113	-487	8,962	
39	フレーム交換	38,300	2	37,877	36,132	-2,168	39,623	
40	フレーム部品交換	8,900	2	8,821	8,396	-504	9,245	
41	シートフレーム交換	15,100	2	15,142	14,245	-855	16,038	
42	シートフレーム部品交換	6,400	2	6,344	6,038	-362	6,651	
43	電動リフトシートフレーム交換	81,200	2	79,811	76,604	-4,596	83,019	
44	電動リフトメインフレーム交換	101,500	2	102,123	95,755	-5,745	108,491	
45	電動ティルトシートフレーム交換	81,200	2	79,811	76,604	-4,596	83,019	
46	バックサポートパイプ交換	8,800	2	8,915	8,302	-498	9,528	
47	延長バックサポート交換	9,300	2	10,283	8,774	-526	11,792	
48	枕(オーダー)交換	10,330	2	10,297	9,745	-585	10,849	
49	枕(レディメイド)交換	5,165	1	4,873	4,873	-292	4,873	
50	張り調整式バックサポート交換	15,080	2	16,547	14,226	-854	18,868	
51	ヘッドサポートベース(マルチタイプ)交換	16,950	2	22,052	15,991	-959	28,113	
52	高さ調整式アームサポート交換	3,310	2	3,259	3,123	-187	3,396	
53	跳ね上げ式アームサポート交換	4,680	2	5,274	4,415	-265	6,132	
54	アームサポート拡幅部品交換	3,610	2	3,590	3,406	-204	3,774	
55	アームサポート延長部品交換	3,610	2	3,590	3,406	-204	3,774	

(つづき) 表 2-2 修理項目：利用者向け販売価格

	項目	基準額	回答数	利用者向け販売価格			
				補装具費制度によらない場合の販売単価 (単位:円)			
				告示に記載されている価格 (基準額)	平均値	最低値	最高値
56	アームサポートパイプ交換	4,150	2				
57	アームサポートクッション交換	3,450	2	3,986	3,255	-195	4,717
58	サイドガード交換	5,000	2	5,896	4,717	-283	7,075
59	バックサポート交換	6,900	2	8,915	6,509	-391	11,321
60	シート交換	7,500	2	8,255	7,075	-425	9,434
61	フットサポート交換	11,500	2	11,557	10,849	-651	12,264
62	フットサポート交換(前後調整の構造を有する場合)の差額	1,500	2	4,009	1,415	-85	6,604
63	フットサポート交換(角度調整の構造を有する場合)の差額	1,500	2	4,340	1,415	-85	7,264
64	フットサポート交換(左右調整の構造を有する場合)の差額	1,500	2	4,009	1,415	-85	6,604
65	フットサポート部品交換	5,200	2	5,283	4,906	-294	5,660
66	開閉・着脱式レッグサポート交換	6,790	2	6,599	6,406	-384	6,792
67	キャスト交換	9,600	2	9,245	9,057	-543	9,434
68	キャスト部品交換	3,900	2	3,962	3,679	-221	4,245
69	フロントホイール交換	4,300	2	11,226	4,057	-243	18,396
70	リヤホイール交換	5,200	2	6,934	4,906	-294	8,962
71	タイヤ交換	8,100	2	8,208	7,642	-458	8,774
72	ノーパンクタイヤ(前輪)交換	5,000	2	4,953	4,717	-283	5,189
73	ノーパンクタイヤ(前輪)交換(購入後後付けの場合)	17,400	2	17,236	16,415	-985	18,057
74	ノーパンクタイヤ(後輪)交換	5,000	2	9,434	4,717	-283	14,151
75	ノーパンクタイヤ(後輪)交換(購入後後付けの場合)	18,300	2	18,127	17,264	-1,036	18,991
76	リヤシャフト交換	6,700	2	6,698	6,321	-379	7,075
77	電動リフトシャフト交換	50,800	2	53,585	47,925	-2,875	59,245
78	電動テイルトシャフト交換	58,000	2	61,415	54,717	-3,283	68,113
79	電動リフトチェーン交換	50,800	1	47,925	47,925	-2,875	47,925
80	電動リフトチェーンアジャスター交換	25,400	1	23,962	23,962	-1,438	23,962
81	簡易型電動装置交換	157,500	2	155,425	148,585	-8,915	162,264
82	簡易型電動装置交換(アシスト式)	212,500	2	209,670	200,472	-12,028	218,868
83	簡易型電動装置交換(ACサーボモーター式)	177,500	2	175,613	167,453	-10,047	183,774
84	簡易型電動装置交換(アシスト式+ACサーボモーター式)	232,500	2	231,368	219,340	-13,160	243,396
85	簡易型ホイール交換	27,700	2	27,453	26,132	-1,568	28,774
86	簡易型ホイール交換(アシスト式)	33,700	2	33,443	31,792	-1,908	35,094
87	簡易型ホイール部品交換	3,930	3	4,118	3,708	-222	4,717
88	簡易型右側駆動装置部品交換	114,850	2	114,552	108,349	-6,501	120,755
89	簡易型右側駆動装置部品交換(アシスト式)	136,750	2	135,731	129,009	-7,741	142,453
90	簡易型右側駆動装置部品交換(ACサーボモーター式)	124,850	2	123,986	117,783	-7,067	130,189
91	簡易型右側駆動装置部品交換(アシスト式+ACサーボモーター式)	146,750	2	147,052	138,443	-8,307	155,660
92	簡易型左側駆動装置部品交換	84,850	2	84,458	80,047	-4,803	88,868
93	簡易型左側駆動装置部品交換(アシスト式)	124,750	2	123,939	117,689	-7,061	130,189
94	簡易型左側駆動装置部品交換(ACサーボモーター式)	94,850	2	94,363	89,481	-5,369	99,245
95	簡易型右側駆動装置部品交換(アシスト式+ACサーボモーター式)	134,750	2	133,939	127,123	-7,627	140,755
96	簡易型駆動装置部品交換	23,400	2	23,160	22,075	-1,325	24,245
97	バッテリー交換	25,800	2	27,264	24,340	-1,460	30,189
98	バッテリー交換(密閉型)	28,800	3	31,235	27,170	-1,630	37,736
99	バッテリー(マイコン内蔵型ニッカド電池)交換	31,000	1	29,245	29,245	-1,755	29,245
100	バッテリー(マイコン内蔵型ニッケル水素電池)交換	54,000	3	53,660	50,943	-3,057	56,038
101	バッテリー(リチウムイオン電池)交換	124,400	3	123,039	117,358	-7,042	127,358
102	バッテリー部品交換	2,300	2	2,264	2,170	-130	2,358
103	内蔵充電器交換	47,600	2	47,264	44,906	-2,694	49,623
104	外部充電器交換	20,000	2	19,811	18,868	-1,132	20,755
105	外部充電器交換(簡易型)	25,000	3	25,362	23,585	-1,415	27,500
106	充電器部品交換	11,800	3	12,109	11,132	-668	13,396
107	オイル又はグリス交換	2,700	2	3,632	2,547	-153	4,717
108	ステッキホルダー(杖たて)交換	3,000	2	4,528	2,830	-170	6,226
109	転倒防止装置交換	3,750	2	3,656	3,538	-212	3,774
110	転倒防止装置(キャスト付き折りたたみ式)交換	7,740	2	7,986	7,302	-438	8,670

(つづき) 表 2-2 修理項目：利用者向け販売価格

	項目	基準額	利用者向け販売価格					
			告示に記載されている価格 (基準額)	回 答 数	補装具費制度によらない場合の販売単価 (単位:円)			
					平均値	最低値	基準額と の差	最高値
111	クライマーセット(段差乗り越え補助装置)交換	18,000	2	18,349	16,981	-1,019	19,717	
112	フロントサブホイール(溝・脱輪防止装置)交換	11,200	2	12,358	10,566	-634	14,151	
113	携帯用会話補助装置搭載台交換	30,000	2	29,717	28,302	-1,698	31,132	
114	酸素ボンベ固定装置交換	13,000	2	12,736	12,264	-736	13,208	
115	人工呼吸器搭載台交換	25,000	2	35,377	23,585	-1,415	47,170	
116	栄養バック取り付け用ガートル架交換	9,000	2	9,434	8,491	-509	10,377	
117	点滴ポール交換	9,000	2	9,434	8,491	-509	10,377	
118	背座間角度調整部品交換	8,100	2	10,189	7,642	-458	12,736	
119	座奥行き調整(スライド式)部品交換	12,080	2	27,802	11,396	-684	44,208	
120	電動スイングチンコントロール式交換 (以下(上記の)パーツ)	213,000	2	230,189	200,943	-12,057	259,434	
121	パワースイングチンアーム交換	68,250	2	69,552	64,387	-3,863	74,717	
122	チン操作ボックス交換	15,250	2	27,948	14,387	-863	41,509	
123	セレクター交換	88,000	2	87,170	83,019	-4,981	91,321	
124	液晶モニター交換	52,000	2	51,509	49,057	-2,943	53,962	
125	頭部スイッチ・取付金具交換	20,000	2	19,811	18,868	-1,132	20,755	
126	手動スイングチンコントロール式交換 (以下(上記の)パーツ)	35,000	2	45,283	33,019	-1,981	57,547	
127	手動スイングチンアーム交換	19,750	2	20,212	18,632	-1,118	21,792	
128	チン操作ボックス交換	15,250	2	27,948	14,387	-863	41,509	
129	手動スイングアーム交換	10,000	3	11,195	9,434	-566	14,151	
130	多様人カントローラ(非常停止スイッチボックス)交換	20,000	2	32,420	18,868	-1,132	45,972	
131	多様人カントローラ(非常停止スイッチボックス)交換(購入後後付けの場合)	48,000	2	48,844	45,283	-2,717	52,406	
132	多様人カントローラ(4方向スイッチボックス)交換	30,000	2	29,976	28,302	-1,698	31,651	
133	多様人カントローラ(4方向スイッチボード)交換	30,000	2	29,976	28,302	-1,698	31,651	
134	多様人カントローラ(8方向スイッチボックス)交換	50,000	2	50,047	47,170	-2,830	52,925	
135	多様人カントローラ(8方向スイッチボード)交換	50,000	2	50,047	47,170	-2,830	52,925	
136	多様人カントローラ(小型ジョイスティックボックス)交換	40,000	2	40,142	37,736	-2,264	42,547	
137	多様人カントローラ(フォースセンサ)交換	88,000	2	98,113	83,019	-4,981	113,208	
138	多様人カントローラ(足用ボックス)交換	40,000	2	40,142	37,736	-2,264	42,547	
139	簡易1入カー式交換	90,000	2	90,189	84,906	-5,094	95,472	
140	延長式スイッチ交換	1,000	2	991	943	-57	1,038	
141	レバーノブ各種形状(小ノブ、球ノブ、こけレノブ)交換	3,350	2	3,915	3,160	-190	4,670	
142	レバーノブ各種形状(小ノブ、球ノブ、こけレノブ)交換(購入後後付けの場合)	5,000	2	4,953	4,717	-283	5,189	
143	レバーノブ各種形状(Uノブ、十字ノブ、ペンの部、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ)交換	3,860	2	4,934	3,642	-218	6,226	
144	レバーノブ各種形状(Uノブ、十字ノブ、ペンの部、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ)交換(購入後後付けの場合)	6,840	3	6,789	6,453	-387	7,075	
145	感度調整式ジョイスティック交換	10,000	2	10,377	9,434	-566	11,321	
146	感度調整式ジョイスティック交換(購入後後付けの場合)	15,000	1	14,151	14,151	-849	14,151	
147	ジョイスティックのバネ圧変更部品交換	7,500	2	8,255	7,075	-425	9,434	
148	ジョイスティックのバネ圧変更部品交換(購入後変更の場合)	8,000	3	8,956	7,547	-453	11,321	
149	前輪パワーステアリング部品交換	51,000	2	50,519	48,113	-2,887	52,925	
150	車載時固定用フック交換	3,000	2	3,396	2,830	-170	3,962	
151	日よけ(雨よけ)部品交換	6,000	2	9,198	5,660	-340	12,736	
152	リフレクタ(反射器-夜光材)交換	430	1	406	406	-24	406	
153	リフレクタ(反射器-夜光反射材)交換	670	1	632	632	-38	632	
154	シートベルト交換	4,300	2	4,292	4,057	-243	4,528	
155	テーブル交換	10,900	2	10,802	10,283	-617	11,321	
156	成長対応型部品交換	56,020	2	62,066	52,849	-3,171	71,283	
157	手動リクライニング装置交換	35,000	2	42,453	33,019	-1,981	51,887	
158	痰吸引器搭載台交換	25,000	2	35,377	23,585	-1,415	47,170	

表2-3 修理項目：卸単価・仕入単価

	項目	基準額	回答数	卸単価または仕入単価を100分の106で除した額(単位:円)
		告示に記載されている価格(基準額)		平均値
1	コントローラー交換	84,300	10	62,744
2	コントローラー部品交換	9,500	5	6,660
3	電動リフトコントローラー交換	40,600	4	29,129
4	電動リフトコントローラー部品交換	10,200	4	7,342
5	電動ティルトコントローラー交換	94,500	4	76,219
6	電動ティルトコントローラー部品交換	10,200	4	7,330
7	操作制御部交換	24,300	6	17,605
8	操作制御部部品交換	5,800	5	4,235
9	電動リフト操作制御部交換	30,500	5	22,864
10	電動リフト操作制御部部品交換	5,100	4	3,647
11	電動ティルト制御部交換	30,500	4	21,871
12	電動ティルト制御部部品交換	5,100	4	3,664
13	電動リフト自動停止制御部交換	15,200	4	10,905
14	電動リフト自動停止制御部部品交換	5,100	4	3,664
15	電動ティルト自動停止部品交換	15,200	4	10,905
16	電動ティルト自動停止制御部部品交換	5,100	4	3,664
17	ハーネス及びリレー交換	9,000	8	6,221
18	ハーネス及びリレー部品交換	3,400	5	2,476
19	電動リフトハーネス交換	15,200	5	11,403
20	電動ティルトハーネス交換	15,200	4	10,905
21	モーター交換	28,500	8	23,962
22	モーター部品交換	7,200	4	4,894
23	電動リクライニングモーター交換	17,000	4	22,220
24	電動リフトモーター交換	60,900	4	44,176
25	電動リフトモーター部品交換	8,100	4	5,847
26	電動ティルトモーター交換	17,000	4	22,598
27	電動ティルトモーター部品交換	8,100	4	6,007
28	ギヤボックス交換	45,100	7	34,971
29	ギヤボックス部品交換	9,700	4	6,617
30	電動リクライニング装置交換	53,300	4	41,790
31	電動リクライニング装置部品交換	22,200	4	15,904
32	電動ティルト装置交換	53,300	4	41,554
33	電動ティルト装置部品交換	22,200	4	15,904
34	電動又は電磁式ブレーキ(簡易型用を除く)交換	17,400	5	12,157
35	電動又は電磁式ブレーキ(簡易型用に限る)交換	12,500	5	9,080
36	手動ブレーキ交換	12,200	5	5,548
37	手動ブレーキ部品交換	7,200	3	5,076
38	クラッチ交換	8,600	4	5,892
39	フレーム交換	38,300	8	23,037
40	フレーム部品交換	8,900	6	6,439
41	シートフレーム交換	15,100	7	9,370
42	シートフレーム部品交換	6,400	5	4,500
43	電動リフトシートフレーム交換	81,200	4	58,257
44	電動リフトメインフレーム交換	101,500	4	72,998
45	電動ティルトシートフレーム交換	81,200	4	58,257
46	バックサポートパイプ交換	8,800	5	6,415
47	延長バックサポート交換	9,300	5	8,498
48	枕(オーダー)交換	10,330	4	7,247
49	枕(レディメイド)交換	5,165	4	3,812
50	張り調整式バックサポート交換	15,080	5	12,406
51	ヘッドサポートベース(マルチタイプ)交換	16,950	5	15,554
52	高さ調整式アームサポート交換	3,310	5	3,106
53	跳ね上げ式アームサポート交換	4,680	7	6,274
54	アームサポート拡幅部品交換	3,610	5	3,352
55	アームサポート延長部品交換	3,610	5	4,164

(つづき) 表 2-3 修理項目：卸単価・仕入単価

	項目	基準額	回 答 数	卸単価また は仕入単価 を100分の 106で除し た額 (単位:円)
		告示に記 載されて いる価格 (基準額)		平均値
56	アームサポートパイプ交換	4,150	5	3,170
57	アームサポートクッション交換	3,450	6	2,463
58	サイドガード交換	5,000	5	3,587
59	バックサポート交換	6,900	5	5,032
60	シート交換	7,500	7	9,287
61	フットサポート交換	11,500	5	12,176
62	フットサポート交換(前後調整の構造を有する場合)の差額	1,500	3	1,828
63	フットサポート交換(角度調整の構造を有する場合)の差額	1,500	3	1,938
64	フットサポート交換(左右調整の構造を有する場合)の差額	1,500	3	1,828
65	フットサポート部品交換	5,200	5	3,890
66	開閉・着脱式レッグサポート交換	6,790	4	5,099
67	キャスト交換	9,600	7	6,941
68	キャスト部品交換	3,900	5	2,931
69	フロントホイール交換	4,300	5	5,006
70	リアホイール交換	5,200	5	4,324
71	タイヤ交換	8,100	7	4,837
72	ノーパンクタイヤ(前輪)交換	5,000	7	3,645
73	ノーパンクタイヤ(前輪)交換(購入後後付けの場合)	17,400	5	13,308
74	ノーパンクタイヤ(後輪)交換	5,000	7	4,865
75	ノーパンクタイヤ(後輪)交換(購入後後付けの場合)	18,300	6	15,412
76	リヤシャフト交換	6,700	4	4,512
77	電動リフトシャフト交換	50,800	4	37,579
78	電動ティルトシャフト交換	58,000	4	42,886
79	電動リフトチェーン交換	50,800	2	36,950
80	電動リフトチェーンアジャスター交換	25,400	2	18,475
81	簡易型電動装置交換	157,500	5	119,825
82	簡易型電動装置交換(アシスト式)	212,500	3	142,901
83	簡易型電動装置交換(ACサーボモーター式)	177,500	4	127,763
84	簡易型電動装置交換(アシスト式+ACサーボモーター式)	232,500	3	157,316
85	簡易型ホイール交換	27,700	6	20,398
86	簡易型ホイール交換(アシスト式)	33,700	3	22,703
87	簡易型ホイール部品交換	3,930	5	2,901
88	簡易型右側駆動装置部品交換	114,850	5	84,159
89	簡易型右側駆動装置部品交換(アシスト式)	136,750	3	92,199
90	簡易型右側駆動装置部品交換(ACサーボモーター式)	124,850	4	90,140
91	簡易型右側駆動装置部品交換(アシスト式+ACサーボモーター式)	146,750	3	99,564
92	簡易型左側駆動装置部品交換	84,850	5	62,450
93	簡易型左側駆動装置部品交換(アシスト式)	124,750	3	84,242
94	簡易型左側駆動装置部品交換(ACサーボモーター式)	94,850	4	68,899
95	簡易型右側駆動装置部品交換(アシスト式+ACサーボモーター式)	134,750	3	90,978
96	簡易型駆動装置部品交換	23,400	4	16,307
97	バッテリー交換	25,800	5	18,582
98	バッテリー交換(密閉型)	28,800	12	22,980
99	バッテリー(マイコン内蔵型ニッカド電池)交換	31,000	2	21,086
100	バッテリー(マイコン内蔵型ニッケル水素電池)交換	54,000	9	40,665
101	バッテリー(リチウムイオン電池)交換	124,400	6	82,765
102	バッテリー部品交換	2,300	4	1,662
103	内蔵充電器交換	47,600	6	35,374
104	外部充電器交換	20,000	3	14,415
105	外部充電器交換(簡易型)	25,000	7	18,504
106	充電器部品交換	11,800	3	8,414
107	オイル又はグリス交換	2,700	5	1,567
108	ステッキホルダー(杖たて)交換	3,000	7	3,054
109	転倒防止装置交換	3,750	6	3,023
110	転倒防止装置(キャスト付き折りたたみ式)交換	7,740	5	5,219

(つづき) 表 2-3 修理項目：卸単価・仕入単価

	項目	基準額	回 答 数	卸単価また は仕入単価 を100分の 106で除し た額 (単位:円) 平均値
		告示に記載されて いる価格 (基準額)		
111	クライマーセット(段差乗り越え補助装置)交換	18,000	4	13,716
112	フロントサブホイール(溝・脱輪防止装置)交換	11,200	3	8,576
113	携帯用会話補助装置搭載台交換	30,000	3	22,409
114	酸素ボンベ固定装置交換	13,000	4	9,822
115	人工呼吸器搭載台交換	25,000	6	25,338
116	栄養バック取り付け用ガートル架交換	9,000	3	7,289
117	点滴ボール交換	9,000	4	7,000
118	背座間角度調整部品交換	8,100	2	6,609
119	座奥行き調整(スライド式)部品交換	12,080	2	20,303
120	電動スイングチンコントロール一式交換	213,000	5	170,122
	(以下(上記の)パーツ)		0	-
121	パワースイングチンアーム交換	68,250	4	50,198
122	チン操作ボックス交換	15,250	4	20,640
123	セレクター交換	88,000	4	63,136
124	液晶モニター交換	52,000	6	30,644
125	頭部スイッチ・取付金具交換	20,000	4	15,481
126	手動スイングチンコントロール一式交換	35,000	5	31,277
	(以下(上記の)パーツ)		0	-
127	手動スイングチンアーム交換	19,750	5	15,557
128	チン操作ボックス交換	15,250	5	19,248
129	手動スイングアーム交換	10,000	5	8,117
130	多様な力コントローラ(非常停止スイッチボックス)交換	20,000	5	18,819
131	多様な力コントローラ(非常停止スイッチボックス)交換(購入後後付けの場合)	48,000	5	34,984
132	多様な力コントローラ(4方向スイッチボックス)交換	30,000	4	22,420
133	多様な力コントローラ(4方向スイッチボード)交換	30,000	4	22,420
134	多様な力コントローラ(8方向スイッチボックス)交換	50,000	4	37,429
135	多様な力コントローラ(8方向スイッチボード)交換	50,000	4	37,429
136	多様な力コントローラ(小型ジョイスティックボックス)交換	40,000	5	30,808
137	多様な力コントローラ(フォースセンサ)交換	88,000	3	74,118
138	多様な力コントローラ(足用ボックス)交換	40,000	4	30,019
139	簡易1人カー式交換	90,000	4	71,788
140	延長式スイッチ交換	1,000	3	736
141	レバーノブ各種形状(小ノブ、球ノブ、こけしノブ)交換	3,350	6	1,876
142	レバーノブ各種形状(小ノブ、球ノブ、こけしノブ)交換(購入後後付けの場合)	5,000	5	4,068
143	レバーノブ各種形状(Uノブ、十字ノブ、ペンの部、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ)交換	3,860	5	3,701
144	レバーノブ各種形状(Uノブ、十字ノブ、ペンの部、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ)交換(購入後後付けの場合)	6,840	5	4,627
145	感度調整式ジョイスティック交換	10,000	2	7,274
146	感度調整式ジョイスティック交換(購入後後付けの場合)	15,000	1	10,500
147	ジョイスティックのバネ圧変更部品交換	7,500	2	5,455
148	ジョイスティックのバネ圧変更部品交換(購入後変更の場合)	8,000	2	6,574
149	前輪パワーステアリング部品交換	51,000	3	40,265
150	車載時固定用フック交換	3,000	3	2,775
151	日よけ(雨よけ)部品交換	6,000	4	8,692
152	リフレクタ(反射器-夜光材)交換	430	2	339
153	リフレクタ(反射器-夜光反射材)交換	670	5	355
154	シートベルト交換	4,300	7	3,098
155	テーブル交換	10,900	7	7,721
156	成長対応型部品交換	56,020	2	45,871
157	手動リクライニング装置交換	35,000	4	29,050
158	痰吸引器搭載台交換	25,000	4	19,469

## 簡易型関連について

なお、表2-2、表2-3で見た価格変更の必要性とは別に、表2-1でふれたように仮に本体価格の「簡易型 A切替式」の価格を変更するならば、これと関係の深い簡易型関連の項目(表2-2、表2-3の番号81~96)をどうするかを基準の整合性上検討する必要がある。これらの項目のうち81 簡易型電動装置交換は、本体価格の当該項目に直結するものである。また88 簡易型右側駆動装置部品交換など、簡易型電動装置交換と項目上の設定額の関連が深いことが想定される。ここでは仮に本体の「簡易型 A切替式」で価格を調査回答の最低値水準まで引き上げた場合(現行157,000円→179,400円(+21,900円))を想定し、いくつかの項目を「簡易型 A切替式」の価格と整合的になるよう比例的に引き上げる調整案を提示する。一方で、「簡易型 Bアシスト式」については金額を据え置きとするならば、それにかかる加算額を引き下げる必要がある。そのための調整案を示す(表2-4)。

表2-4 簡易式関連修理項目についての価格調整案

項目	修理基準本体				アシスト式加算額			
	現行基準	変更価格案	現行基準との差額	同左差率	現行基準	変更価格案※加算後の額を据え置き	現行基準との差額	
81 簡易型電動装置交換	157,500	179,400	+21,900	+13.9%	55,000	33,100	-21,900	
85 簡易型ホイール交換	27,700	31,600	+3,900	+13.9%	6,000	2,100	-3,900	
87 簡易型ホイール部品交換	3,930	4,430	+500	+13.9%	-	-	-	
88 簡易型右側駆動装置交換	114,850	130,850	+16,000	+13.9%	21,900	5,900	-16,000	
92 簡易型左側駆動装置交換	84,850	96,650	+11,800	+13.9%	39,900	28,100	-11,800	
96 簡易型駆動装置部品交換	23,400	26,700	+3,300	+13.9%	-	-	-	

※ACサーボモーター関連の項目(83、84、90、91、94、95)については、加算額を据え置きとするため、記載を省いた(加算後の金額トータルは、表内の項目の価格変更の影響を受ける)。

## ●車椅子と電動車椅子の同一名称が付された修理項目の同一性について

車椅子と電動車椅子に共通する名称の修理項目について、現状そのいくつかでは種目間で異なる価格が設定されている。今回の調査では、それらの項目が種目間で同一なのか否かを問う設問を設けた。その結果を表2-5に示す。

表2-5 車椅子と電動車椅子の同一名称が付された修理項目の同一性

連番	修理項目名	回答数	同一との回答の比率
1	バックサポート交換	21	47.6%
2	延長バックサポート交換	21	38.1%
3	バックサポートパイプ交換	21	23.8%
4	張り調整式バックサポート交換	21	52.4%
5	跳ね上げ式アームサポート交換	21	33.3%
6	フットサポート交換	21	38.1%
7	フットサポート交換 / 前後調整の構造を有する場合	19	36.8%
8	ヘッドサポートベース(マルチタイプ)交換	21	47.6%
9	座奥行き調整(スライド式)部品交換	19	36.8%
10	サイドガード交換	20	45.0%
11	タイヤ交換	21	19.0%
12	転倒防止装置(キャスター付き折りたたみ式)交換	21	38.1%
13	栄養パック取り付け用ガードル架交換	18	88.9%
14	点滴ポール交換	18	88.9%
15	日よけ(雨よけ)部品交換	18	72.2%
16	痰吸引器搭載台交換	19	47.4%

結果として、すべての回答事業者がみな同一だとした項目はなかった。しかしながら、栄養パック取り付けガード交換、点滴ポール交換で 88.9%が同一との回答であったなど、同一性を認める人が多いであろう項目もいくつか見られた。この点、今後の検討が必要である。

#### ●営業収益（売上）に占める電動車椅子の比率と収支

営業収益（売上）に占める電動車椅子の比率（回答数 13 件）については、平均値で 27.3%であった。一部で比率が 100%とする事業所もあり、その採算が収支に大きく影響することが推察された。

売上高営業利益率の平均は 3.0%、同経常利益率の平均は 3.3%であった（回答 12 件）

#### ●補装具費制度における電動車椅子の取扱についての意見記入欄

##### 【価格について】

- ・製品のアイテム（種類）がそんなに多くないなかで 外国製を希望すると今の基準額では全然足りなくて利用者様からたくさんの負担をお願いする必要があるのでは特例補装具などの利用をもう少し扱いやすいのようにならしてほしい
- ・メーカーに送って修理する場合、送料がかなりの金額になる（片道 1~2 万） その場合修理項目の金額だけではマイナスになるので、修理項目でその費用を別枠にあるとよい
- ・簡易電動が制度と釣り合っていないのでかなり金額的に厳しい。
- ・電動車椅子は高額な割に利益率が低く、社内の資金繰りに悪影響を与える種目です
- ・その他、パーツの価格が、車椅子からの物なので、金額が合わない物がある。電動車椅子専用のパーツ価格へ。
- ・弊社で修理しているものはクッションの交換・カバーの張替え・ベルトの交換が多く、去年は本体を仕入れて納品はありませんでした。
- ・昨今の問題として販売店の担当者の高齢化があります。理由として、補装具の納品には手間と時間が掛かっています。また、覚えることも多く、給料も低い現状にあり、若い人材が定着しない現状にあります。今後もこの状況が進むと補装具の販売店が減少し利用者が困ることが予想されます。（サービスを受けたくても受けられない。）補装具の制度自体が揺らぎ始める。その為、補装具業者の賃金が上がる方策、業界に定着していく方策を検討していく必要を感じております。
- ・自治体によって給付方法に異なりがあります。例として、ある自治体では電動リクライニング・ティルト式普通型が認められていないなど。サービスを必要としている利用者がいても地域独自のルールが邪魔をし、必要なサービスが受けれていないケースがあります。
- ・新車製作の際、利用者都合により手直しが入るケースがあります。この負担は、販社であったりメーカーに

負担が生じています。

- ・電動車いす本体

物価が上昇しており、資材費も高騰しているが補装具にある電動車いす本体価格が変わっていないため見直しをお願いしたいと思います。特に普通型、電動リクライニング普通型が見合っていないため見直しを希望します。

- ・修理基準について

- ・座位変換電動車いす修理基準項目あるものとなないものがあるため項目の整理が必要と感じます。

- ・リチウムイオン電池

現在、補装具項目に「簡易型に限る」と言った文言が記載されておりますが、普通型の電動車いすにもリチウムイオン電池搭載の製品がございます。(当社と\*\*\*社名\*\*\*の2社) その為、「簡易型に限る」の文言を外していただきたい。現在は、当社含めた2社のバッテリー価格は6万円~7万円と設定されておりますが、今後、普通型へのリチウムイオン電池化(容量が大きいも)が搭載される方向になっていくと思いますので、容量が大きいリチウムイオン電池の項目を追加など検討をお願いしたいと思います。

- ・6輪構造について

手動・電動車いすのどちらも6輪構造の製品がありますが、6輪構造部品交換の項目が、手動車いすにはあり電動にはありません。電動車いす修理基準項目への追加をお願いします。

6輪構造では、サスペンションやタイヤ、構造などで4輪より部品点数が多くなります。手動車いすに比べ電動車いすは、資材費が高くなりますので、加味した価格設定をお願いしたいと思います。

### 【制度の枠組みについて】

- ・電動車いすについては基本価格がメーカーから出荷される標準の状態での価格決定している。オーダーメイドにて一部変更は可能ではあるが、変更してしまうと安全性が担保できない部位があると思われる。製造上の考え方として使用条件に必要と思われる部品を後日取付、もしくは変更可能な構造にすることにより、一つのフレームにてより多くの方が使える仕様となる。よって、補装具価格の積み上げ方式という計算方法では過剰装備と考えられてしまう点も出てきてしまう。しかし、それは、多くのベースフレームを作らずに生産性を向上させ、最終的にはユーザーへ少しでも安価に安全な電動車いすを提供することが出来ると考えられる。

- ・簡易型については部品のほとんどが車椅子と同じです。電動車椅子の制度に当てはめることに無理があると思います。

- ・また、弊社のお客様は重度の障がいの方がほとんどなので、改造や特殊仕様があり、今回の仕入れ価格についても、要求されている本体のみの価格についてはメーカーからの提示が無いため、単純な集計にはそぐわないと思います。

いろいろな調査がありますが、ほとんどの場合、既成品をメインに取り扱いしている業者を想定されてい

るかと思えます。

制度自体が重度障害の方を想定しきれていないと感じております。

- ・弊社の場合、車椅子、電動車椅子に座位保持装置のモールドの座面、背もたれを合わせるが多々あります。市町村によって、車椅子、電動車椅子の制度のみで対応するところ、両方の制度を使うところなど対応がまちまちです。このあたりが統一されるとありがたいです。
- ・早期制度として、中輪駆動型の新設を普通型へ。  
(当社でも、中輪駆動車が半分ほどになっています。費用は制度内でも、中輪という事だけで特例扱いになり、小児でも判定となってしまいます。)
- ・現行の補装具の種目や価格は、20年前\*\*\*社名\*\*\*さんと\*\*\*社名\*\*\*さんの普通型が殆どであった時代のものでベースになっており、少し項目を増やしているだけのようには思われます。しかし現在ではHCRでも沢山のメーカーが参入してきており、各メーカーも独自の方式を採用し、多機能型も多種利用されております。例えば、リフトの機構のついたものも欧米だけでなく台湾、中国の製品もあり、方式も①アクチュエーターでダイレクトに昇降 ②チェーンで引き上げる、③パンタグラフを使って行う、④アクチュエーターとワイヤーの利用 等々。それを一つの機種で採用している部品の価格が公費になっているので、他社の機構の車椅子の修理の時に、あてはまる項目がなかったり、金額が整合性がとれなかったりしている。
- ・修理項目に於いては、この一部の交換には記載されていない他の部品を組み合わせなければならないようなものもあり、記載すると誤解を与えてしまうと思ひ、恐縮ですが記載できませんでした。パーツ一つひとつに価格を付けて行くことは既に無理があるのではないのでしょうか。ここから厚労省が判断して頂く資料とするなら、私は反対します。大変難しい事かと思ひますが、部分だけでなく抜本的な仕組みの取組みが必要なのではないかと思ひます。

#### 【出張費等について】

- ・電動車いすを使用している方は店頭への来店が難しいため、販売店は出張にて修理等の対応をされています。しかしながら出張費については項目の設定がないため、実費での対応を余儀なくされているというご意見を頂いております。また、\*\*\*機種名\*\*\*の電動車いすは専用調整ソフトを用いて使用者に合わせた走行パラメータに調整し、安全で快適に走行することができるのですが、こちらの調整についても修理項目に設定がなく、無償で対応している現状があります。
- ・補装具項目に出張費の項目がありません。昨今では新規の打ち合わせでも何度も在宅や施設に訪問するケースが出てきています。行政も販売店に様々な補装具を試すよう指示があり、1件のケースでも何度も出張するケースもございます。そのような場合のために出張費の項目を追加してはと思ひます。また電動車いすを数台乗り比べるケースが多くなっています。運送費等も販売店、メーカー側で負担しており、その点も販売店、メーカーの経営を圧迫しています。
- ・制度価格と仕入れ価格（販売と修理）の差がほとんど無く、利益がありません。特に修理出張は大幅赤字で数千円の利益の為に高速道路料金や車両経費、人件費などで数万円の赤字になります。

#### 【その他】

- ・昨今、借り受け制度が運用され出したが電動車いすは該当していない。その為、電動車いすも借り受けの項目に入れるなどを検討したほうがよいのではと感じます。借り受け制度による課題もあることも理解しております。
- ・価格変更を目的とするなら、国リハさんがアンケートではなく、業者に直接面接とか、ユーザーさんの声を聴くとか、電話調査でも良いかも知れませんが、実態の声を吸い上げることができるような機会をつくることを提案します。

## 2-2. 特記すべき考慮点

### ●購入基準

- ・「簡易型 A切替式」、「電動リクライニング式 普通型」、「電動リフト式 普通型」、「電動ティルト式 普通型」、「電動リクライニング・ティルト式 普通型」については、得られた制度外販売価格の最低値が基準額を上回っており、価格の引き上げ検討が考えられる（表2-1）。

### ●修理基準

- ・下記の項目については、販売事業者が最低限原価割れをさせないという点を考慮するならば、価格の引き上げを考慮する必要がある（表2-3）。

「跳ね上げ式アームサポート交換」

「シート交換」

「ステッキホルダー（杖たて）交換」

「人工呼吸器搭載台交換」

- ・もし本体において「簡易型 A切替式」の価格引き上げを行い、かつ「簡易型 Bアシスト式」を据え置きするのなら、

「簡易型電動装置交換」

「簡易型ホイール交換」

「簡易型ホイール部品交換」

「簡易型右側駆動装置交換」

「簡易型左側駆動装置交換」

「簡易型駆動装置部品交換」

において同率の価格引き上げを提案する。併せて、これらの引き上げ額を相殺するような、アシスト式の場合の加算の減額をおこなうなど価格整合性上の調整を行う必要がある（表2-4）。

- ・なお、車椅子で宿題として残していた「栄養パック取り付け用ガートル架交換」、「点滴ポール交換」については、車椅子・電動車椅子ともども据え置きとする。

### 3 補聴器について

発送数 39 回収数 20 うち何らかの有効回答があったもの 19 (有効回答分のみの回収率 48.7%)

※1 件については補聴器型番の記入はあったものの価格等の記載がなく、また自由記述の記載もなく、有効回答が含まれていなかった。

価格等について回収数 19 (うち何らかの有効回答があったもの 18。製造輸入事業者 5、販売店 13)

収支について回収数 18

補聴器については補装具としての価格と使用上類似すると思われる製品の実勢価格との間に乖離があるかどうかを確認する必要があると考えた。そこで補装具としての補聴器ならびに一般流通品(総合支援法の補装具費制度によらず販売されている補聴器)で補装具補聴器の仕様に準じるものについて型番・価格等を回答してもらった。

なお、一般流通品の対象機種については補装具としての基本構造(種別)の規定に準じる補装具のうち下記の条件に合致するものとした。

製造・輸入事業者の場合:

障害者総合支援法で基準として規定される仕様に準じる補聴器のうち、自社製造取扱のある全種別について、種別毎に該当製造機種のうち最も安価なもの1機種を対象。

製造輸入を伴わない国内仕入製品の販売事業者の場合:

障害者総合支援法で規定される仕様に準じる補聴器のうち、利用者向け販売取扱のある全種別について、種別毎に該当機種メーカーの最も安価な機種を対象都市、補装具制度によらず市場価格で流通しているものを対象。(例えば、ある種別において、A社、B社、C社の機種について補装具制度外での取扱がある場合、A社の該当機種のうち利用者向け販売価格が最も安価である機種、B社の該当機種のうち最も安価な機種、C社の該当機種のうち最も安価な機種について記入)

#### 3-1. 結果

##### ●補装具費制度外での利用者向け実販売価格について

2件以上の回答があった種別についてのみ、結果を示す(有効回答のあった事業所数9社)。1社が1つの種別について複数の機種を回答しているケースがあるため、各種別の回答数は9を上回る場合がある。

表 3-1 補装具費制度によらない利用者向け販売価格（本表）

種別	基準額 (単位：円)	回答 ※基準額との比較のため 100 分の 106 で 除算した値を示す (単位：円)					
		回 答 数	平均値	最低値	2 番目 に低い 値	25 パー セン タイ ル	最高値
高度難聴用ポケット型	34,200	8	44,009	41,509	41,698	42,264	56,604
高度難聴用耳掛け型	43,900	18	108,983	40,943	64,151	86,792	169,811
重度難聴用ポケット型	55,800	7	62,749	50,566	56,604	57,547	75,472
重度難聴用耳掛け型	67,300	13	123,977	62,642	83,019	111,321	207,547
耳あな型（レディメイド）	87,000	3	68,553	66,038	66,038	66,038	73,585
耳あな型（オーダーメイド）	137,000	12	149,489	111,321	113,208	141,038	169,811

※骨導式ポケット型、骨導式眼鏡型については、回答が各 1 件であった。

- ・高度難聴用ポケット型、高度難聴用耳掛け型、重度難聴用ポケット型、重度難聴用耳掛け型については、回答中 2 番目に低い値が基準額を上回った。特に、高度難聴用ポケット型については、最低値を含むすべての回答で基準額を上回った。
- ・耳あな型（オーダーメイド）については、回答の 25 パーセントが基準額を上回った。
- ・一方、耳あな型（レディメイド）については、最高値を含めすべての回答が基準額を下回った。ただし、回答数が 3 件と少なかった。
- ・高度難聴用耳掛け型、重度難聴用耳掛け型では、回答の高低の幅が大きかった。

なお、本調査で回答のあったいくつかの機種は、別調査で基準の補装具用補聴器仕様に準じることが確認されている。

表 3-2 補装具費制度によらない利用者向け販売価格

（別表：別調査で基準の補装具用補聴器仕様に準じることが確認された機種）

種別	基準額 (単位：円)	(参考) 別調査にて補装具基準に準じる仕様であることを 確認した機種のみ集計 ※基準額との比較のため 100 分の 106 で 除算した値を示す (単位：円)				
		回 答 数	平均値	最低値	最高値	該当機種
高度難聴用ポケット型	34,200	-	-	-	-	
高度難聴用耳掛け型	43,900	4	117,453	84,906	141,509	Ally 2-76DW、 Intus 3P、 Naida B30-SP、 Naida V30-P
重度難聴用ポケット型	55,800	-	-	-	-	
重度難聴用耳掛け型	67,300	4	126,415	111,321	141,509	リオン HB-G7PL、 Naida B30-UP
耳あな型（レディメイド）	87,000	-	-	-	-	
耳あな型（オーダーメイド）	137,000	-	-	-	-	

高度難聴用耳掛け型、重度難聴用耳掛け型では該当機種が回答の中に含まれており、それらの平均価格や最低値は基準額×100分の106を上回った。

●卸価格の状況

2 件以上の回答があった種別についてのみ、結果を示す。

表 3-3 卸価格の状況（本体）

	補装具用補聴器				補装具補聴器の仕様に準じる一般流通品 (補装具費制度外での販売品)			
	回 答 数	平均値	最低値	最高値	回 答 数	平均値	最低値	最高値
高度難聴用ポケット型	3	15,554	14,073	17,200	3	20,363	13,589	27,000
高度難聴用耳掛け型	6	21,154	19,304	22,747	4	27,173	18,163	45,000
重度難聴用ポケット型	3	23,055	20,456	25,110	3	26,675	20,326	36,000
重度難聴用耳掛け型	9	32,076	24,471	36,237	7	35,972	24,938	53,100
耳あな型（オーダーメイド）	2	67,625	61,650	73,600	3	63,339	33,116	90,300

※耳あな型（レディメイド）については、回答が補装具用補聴器、補装具補聴器の仕様に準じる一般流通品それぞれ各 1 件であった。骨導式ポケット型、骨導式眼鏡型については、回答が得られなかった。

- ・高度難聴用、重度難聴用については、同種別での比較において補装具用補聴器の卸価格平均値のほうが補装具用補聴器の仕様に準じる一般流通品のそれより、安価であった。
- ・補装具用補聴器の卸価格が補装具価格（基準額に×100 分の 106 をしたもの）は平均 44.1%（該当 24 件）であった。一方、補装具補聴器の仕様に準じる一般流通品について、利用者に直接販売しているケースで利用者への販売価格が記載されている事例の当該価格に対する卸価格の比率は 47.8%（同 11 件）、希望小売価格を設定している場合当該価格に対する卸価格の比率は 41.0%（同 16 件）であった。

●デジタル式補聴器について、専門的な知識・技能を有する者による調整費用について

補装具用補聴器の利用者向け販売に関連し、デジタル式補聴器について、専門的な知識・技能を有する者による調整費用の記載を求めた。当該部分有効回答を行ったのは 13 社であったが、そのうち 11 社は基準額の 2,000 円もしくは型番により 0 円の回答をしていた。2 社については一部または全部の型番の機種について基準額の 2,000 円を超える回答をしていた。

●修理項目について

修理項目に関する、補装具費制度によらない場合の利用者向け販売価格は表 3-4 のとおりである（有効回答 13 件）。なお、基準額と比較可能にするため調査結果数値は 100 分の 106 で除算した値を示している。また、クリーム色でマーキングしている箇所は、

I 群

- ・平均値、2 番目に低い値、25 パーセントイルのそれぞれについて、該当数値が基準額を上回り、かつ有効回答の過半数（7 件）以上の回答数がある項目<sup>1</sup>

II 群

- ・75 パーセントイルが、基準額比-5.7% (=100÷106-1) を超えて低く、かつ有効回答の過半数（7 件）以上の回答数がある項目<sup>2</sup>

である。I 群は価格引き上げの II 群は価格引き下げの検討候補である。

<sup>1</sup> 最低値が基準額を超え、かつ回答数が 7 件以上ある項目は、なかった。

<sup>2</sup> ここで基準額との差率が-5.7%以内のケースを除去するのは、事業所によっては補装具費制度によらない場合の販売価格を基準額そのもの（100 分の 106 を掛けない値）に合わせている場合が見受けられるためである。

表3-4 修理項目の利用者向け販売価格について

項目	基準額 (参考)補 装具修理 項目価格 (単価・ 円)	利用者向け販売(製作・輸入事業者の直売を含む)										75パーセント 販売価格 と基準額 の差額 (単価・ 円)	同左差率	最高値			
		平均値		最低値		25パーセント 販売価格 と基準額 の差額		同左差率		25パーセント 販売価格 と基準額 の差額					同左差率		
		補装具費 支給制度 に よ ら な い 場 合 の 販 売 価 格 (単価・ 円)	販売価格 と基準額 の差額 (単価・ 円)	同左差率	補装具費 支給制度 に よ ら な い 場 合 の 販 売 価 格 (単価・ 円)	販売価格 と基準額 の差額 (単価・ 円)	同左差率	補装具費 支給制度 に よ ら な い 場 合 の 販 売 価 格 (単価・ 円)	販売価格 と基準額 の差額 (単価・ 円)	同左差率	補装具費 支給制度 に よ ら な い 場 合 の 販 売 価 格 (単価・ 円)				販売価格 と基準額 の差額 (単価・ 円)	同左差率	
1 耳あな型シールド交換(レディメイド)	6,300	7,484	+1,184	+18.8%	5,943	-357	-5.7%	5,943	-357	-5.7%	6,344	+44	+0.7%	7,547	+1,247	+19.8%	10,377
2 耳あな型シールド交換(オーダーメイド)	26,400	26,357	-43	-0.2%	23,585	-2,815	-10.7%	23,585	-2,815	-10.7%	23,585	-2,815	-10.7%	28,302	+1,902	+7.2%	33,019
3 耳あな型スイッチ交換	3,150	6,934	+3,784	+120.1%	2,972	-178	-5.7%	2,972	-178	-5.7%	4,281	+1,131	+35.9%	8,019	+4,869	+154.6%	15,094
4 耳あな型テレホンコイル交換(レディメイド)	8,400	7,673	-727	-8.7%	7,547	-853	-10.2%	7,547	-853	-10.2%	7,547	-853	-10.2%	7,736	-664	-7.9%	7,925
5 耳あな型テレホンコイル交換(オーダーメイド)	12,700	8,892	-3,808	-30.0%	4,717	-7,983	-62.8%	9,434	-3,266	-25.7%	8,255	-4,445	-35.0%	10,071	-2,629	-20.7%	11,981
6 耳あな型極板交換	1,050	4,568	+3,518	+335.0%	943	-107	-10.2%	991	-59	-5.7%	1,686	+636	+60.6%	7,311	+6,261	+596.3%	7,547
7 耳あな型極板交換(面極板ユニット交換)	-	9,434	-	-	9,434	-	-	-	-	-	9,434	-	-	9,434	-	-	9,434
8 耳あな型ポリウム交換(レディメイド)	8,400	8,377	-23	-0.3%	7,547	-853	-10.2%	7,547	-853	-10.2%	7,547	-853	-10.2%	7,925	-475	-5.7%	11,321
9 耳あな型ポリウム交換(オーダーメイド)	11,600	9,987	-1,613	-13.9%	6,132	-5,468	-47.1%	9,434	-2,166	-18.7%	9,434	-2,166	-18.7%	10,189	-1,411	-12.2%	15,094
10 耳あな型マイクロホン交換(レディメイド)	13,500	12,358	-1,142	-8.5%	11,321	-2,179	-16.1%	11,321	-2,179	-16.1%	11,321	-2,179	-16.1%	12,736	-764	-5.7%	15,094
11 耳あな型マイクロホン交換(オーダーメイド)	15,900	15,849	-51	-0.3%	11,792	-4,108	-25.8%	14,151	-1,749	-11.0%	14,151	-1,749	-11.0%	17,453	+1,553	+9.8%	21,698
12 耳あな型レシーバー交換(レディメイド)	14,200	12,767	-1,433	-10.1%	11,321	-2,879	-20.3%	11,321	-2,879	-20.3%	14,151	-2,879	-20.3%	13,962	-238	-1.7%	15,094
13 耳あな型レシーバー交換(オーダーメイド)	20,000	16,745	-3,255	-16.3%	14,151	-5,849	-29.2%	14,151	-5,849	-29.2%	14,151	-5,849	-29.2%	18,868	-1,132	-5.7%	19,811
14 耳あな型抵抗交換(レディメイド)	2,100	6,156	+4,056	+193.1%	1,981	-119	-5.7%	7,547	+5,447	+259.4%	6,156	+4,056	+193.1%	7,547	+5,447	+259.4%	7,547
15 耳あな型抵抗交換(オーダーメイド)	8,900	9,175	+275	+3.1%	8,396	-504	-5.7%	9,434	+534	+6.0%	9,175	+275	+3.1%	9,434	+534	+6.0%	9,434
16 耳あな型コンデンサ交換(レディメイド)	2,100	6,156	+4,056	+193.1%	1,981	-119	-5.7%	7,547	+5,447	+259.4%	6,156	+4,056	+193.1%	7,547	+5,447	+259.4%	7,547
17 耳あな型コンデンサ交換(オーダーメイド)	8,900	4,915	-3,985	-44.8%	8,396	-504	-5.7%	9,434	+534	+6.0%	6,156	+4,056	+193.1%	7,547	+5,447	+259.4%	7,547
18 耳あな型電池ホルダー交換(レディメイド)	1,050	3,783	+2,733	+260.3%	991	-59	-5.7%	3,774	+2,724	+259.4%	3,774	+2,724	+259.4%	3,774	+2,724	+259.4%	6,604
19 耳あな型電池ホルダー交換(オーダーメイド)	1,550	3,133	+1,583	+102.2%	943	-607	-39.1%	1,415	-135	-8.7%	1,415	-111	-7.2%	3,774	+2,224	+143.5%	6,792
20 耳あな型トリマー交換(レディメイド)	6,300	5,721	+1,021	+16.2%	5,943	-357	-5.7%	7,547	+1,247	+19.8%	7,547	+1,247	+19.8%	7,547	+1,247	+19.8%	8,019
21 耳あな型トリマー交換(オーダーメイド)	9,500	9,171	-329	-3.5%	8,962	-538	-5.7%	9,434	-66	-0.7%	9,434	-66	-0.7%	9,434	-66	-0.7%	11,321
22 耳あな型サスペンション交換	890	5,602	+4,712	+529.4%	840	-50	-5.7%	3,774	+2,884	+324.0%	3,774	+2,884	+324.0%	7,547	+6,657	+748.0%	9,434
23 耳あな型アンプ組立交換(レディメイド-アナログ)	31,700	27,264	-4,436	-14.0%	18,868	-12,832	-40.5%	29,906	-1,794	-5.7%	24,387	-7,313	-23.1%	31,462	-238	-0.7%	33,019
24 耳あな型アンプ組立交換(レディメイド-デジタル)	31,700	29,646	-2,054	-6.5%	22,642	-9,058	-28.6%	29,906	-1,794	-5.7%	28,090	-3,610	-11.4%	33,019	+1,319	+4.2%	33,019
25 耳あな型アンプ組立交換(オーダーメイド-アナログ)	42,200	34,953	-7,247	-17.2%	33,019	-9,181	-21.8%	33,019	-9,181	-21.8%	33,019	-9,181	-21.8%	35,425	-6,775	-16.1%	39,811
26 耳あな型アンプ組立交換(オーダーメイド-デジタル)	42,200	44,569	+2,369	+5.6%	39,811	-2,389	-5.7%	42,453	+253	+0.6%	42,925	+725	+1.7%	47,170	+4,970	+11.8%	47,170
27 耳あな型ダンパー交換(オーダーメイド)	-	2,252	-	-	519	-	-	943	-	-	837	-	-	3,774	-	-	3,774
28 耳あな型マイクチューブ交換(オーダーメイド)	-	9,434	-	-	9,434	-	-	9,434	-	-	9,434	-	-	9,434	-	-	9,434
29 耳あな型イヤホンケーブル交換(オーダーメイド)	-	9,434	-	-	9,434	-	-	9,434	-	-	9,434	-	-	9,434	-	-	9,434
30 耳あな型フェースプレート交換(オーダーメイド)	-	10,792	-	-	9,434	-	-	9,434	-	-	9,434	-	-	9,434	-	-	16,226
31 耳あな型取り出しワイヤー交換(オーダーメイド)	-	3,090	-	-	1,038	-	-	3,774	-	-	3,090	-	-	3,774	-	-	3,774
32 耳あな型耳垢防止チップホルダー交換(オーダーメイド)	-	3,597	-	-	94	-	-	3,774	-	-	2,854	-	-	4,517	-	-	6,745
33 耳あな型ケーブル組立交換	3,750	5,964	+2,214	+59.0%	3,538	-212	-5.7%	3,774	+24	+0.6%	4,009	+259	+6.9%	7,547	+3,797	+101.3%	10,377
34 耳あな型スイッチ交換	4,500	6,309	+1,809	+40.2%	3,302	-1,198	-26.6%	4,245	-255	-5.7%	4,509	+99	+2.2%	7,547	+3,047	+67.7%	9,434
35 耳あな型テレホンコイル交換	2,550	8,813	+6,263	+245.6%	2,406	-144	-5.7%	2,830	+280	+11.0%	3,774	+1,224	+48.0%	7,547	+4,997	+196.0%	15,094
36 耳あな型極板交換	1,470	5,050	+3,580	+243.5%	943	-527	-35.8%	1,387	-83	-5.7%	1,637	+167	+11.3%	7,547	+6,077	+413.4%	8,491
37 耳あな型極板交換(面極板ユニット交換)	-	5,660	-	-	1,887	-	-	7,547	-	-	4,717	-	-	7,547	-	-	7,547
38 耳あな型ポリウム交換	6,450	8,012	+1,562	+24.2%	6,085	-365	-5.7%	6,132	-318	-4.9%	6,132	-318	-4.9%	7,547	+1,097	+17.0%	15,094
39 耳あな型マイクロホン交換	11,810	12,772	+962	+8.1%	11,142	-668	-5.7%	11,321	-489	-4.1%	11,321	-489	-4.1%	12,382	+572	+4.8%	19,811
40 耳あな型レシーバー交換	12,120	13,575	+1,455	+12.0%	11,321	-799	-6.6%	11,321	-799	-6.6%	11,321	-799	-6.6%	14,387	+2,267	+18.7%	19,811

(つづき) 表 3-4 修理項目の利用者向け販売価格について

項目	利用者向け販売(製作・輸入事業者の直売を含む)												最高値						
	基準額			平均値			最低値			2番目に低い値				25パーセント以下			25パーセント以上		
	答	回	補装具費 支給制度 に よ ら な い 場 合 の 販 売 価 格 ( 単 価 ・ 円)	補装具費 支給制度 に よ ら な い 場 合 の 販 売 価 格 ( 単 価 ・ 円)	同左差率	販売価格 と基準額 との差額	同左差率	販売価格 と基準額 との差額	同左差率	販売価格 と基準額 との差額	同左差率	販売価格 と基準額 との差額		同左差率	販売価格 と基準額 との差額	同左差率	販売価格 と基準額 との差額	同左差率	販売価格 と基準額 との差額
41 耳かけ型トナー交換	1,900	7	5,714	+3,814	+200.8%	1,792	-108	-5.7%	2,830	+930	+49.0%	3,302	+1,402	+73.8%	7,547	+5,647	+297.2%	8,982	
42 耳かけ型フック交換	620	8	2,221	+1,601	+258.1%	585	-35	-5.7%	613	-7	-1.1%	620	+0	+0.0%	3,774	+3,154	+508.6%	6,604	
43 耳かけ型フック交換	-	2	1,887	-	-	943	-	-	2,830	-	-	1,415	-	-	2,358	-	-	3,774	
44 耳かけ型電池ホルダー交換	1,000	6	2,406	+1,406	+140.6%	943	-57	-5.7%	930	-57	-5.7%	1,014	+14	+1.4%	3,774	+2,774	+277.4%	3,774	
45 耳かけ型耳栓組立交換	600	6	2,439	+1,839	+306.4%	198	-402	-67.0%	377	-223	-37.1%	425	-175	-29.2%	3,774	+3,174	+528.9%	5,943	
46 耳かけ型サスペンション交換	640	5	5,215	+4,575	+714.9%	604	-36	-5.7%	3,774	+3,134	+489.6%	3,774	+3,134	+489.6%	7,547	+6,907	+1079.2%	7,547	
47 耳かけ型アンブレラ組立交換(アナログ)	29,880	4	30,868	+988	+3.3%	28,189	-1,691	-5.7%	29,245	-635	-2.1%	29,881	-899	-3.0%	33,019	+3,139	+10.5%	33,019	
48 耳かけ型アンブレラ組立交換(デジタル)	29,880	7	39,539	+9,659	+32.3%	28,189	-1,691	-5.7%	33,019	+3,139	+10.5%	35,377	+5,497	+18.4%	45,991	+16,111	+53.9%	47,170	
49 耳かけ型外部入力端子交換	-	4	6,368	-	-	2,830	-	-	7,547	-	-	6,368	-	-	7,547	-	-	7,547	
50 耳かけ型外部入力端子カバー交換	-	3	5,031	-	-	3,774	-	-	3,774	-	-	3,774	-	-	5,660	-	-	7,547	
51 重度難聴用ボケット型スイッチ交換	3,150	7	5,708	+2,558	+81.2%	2,830	-320	-10.2%	2,972	-178	-5.7%	3,137	-13	-0.4%	7,547	+4,397	+139.6%	8,208	
52 重度難聴用ボケット型テレホンコイル交換	1,350	6	5,715	+4,365	+323.4%	1,274	-76	-5.7%	2,830	+1,480	+109.6%	4,009	+2,659	+197.0%	7,547	+6,197	+459.0%	7,547	
53 重度難聴用ボケット型マイクホン交換	8,300	7	8,531	+231	+2.8%	7,547	-753	-9.1%	7,547	-753	-9.1%	7,547	-753	-9.1%	9,434	+1,134	+13.7%	10,377	
54 重度難聴用ボケット型アンブレラ組立交換	-	6	22,013	-	-	18,868	-	-	18,868	-	-	18,868	-	-	23,349	-	-	29,245	
55 重度難聴用イヤホン交換	5,490	7	4,945	-545	-9.9%	3,632	-1,858	-33.8%	3,632	-1,858	-33.8%	3,703	-1,787	-32.6%	5,420	-70	-1.3%	8,491	
56 重度難聴用耳かけ型レシーバー交換	15,000	8	14,269	-731	-4.9%	11,321	-3,679	-24.5%	11,321	-3,679	-24.5%	11,321	-3,679	-24.5%	15,566	+566	+3.8%	19,811	
57 重度難聴用耳かけ型フック交換	-	2	4,245	-	-	943	-	-	7,547	-	-	2,594	-	-	5,896	-	-	7,547	
58 重度難聴用コード交換	1,800	6	2,346	+546	+30.4%	943	-857	-47.6%	965	-835	-46.4%	983	-817	-45.4%	2,547	+747	+41.5%	6,604	
59 重度難聴用耳かけ型アンブレラ組立交換(アナログ)	40,400	4	33,349	-7,051	-17.5%	29,245	-11,155	-27.6%	33,019	-7,381	-18.3%	32,075	-8,325	-20.6%	34,292	-6,108	-15.1%	38,113	
60 重度難聴用耳かけ型アンブレラ組立交換(デジタル)	40,400	7	42,978	+2,578	+6.4%	37,736	-2,664	-6.6%	38,113	-2,287	-5.7%	38,396	-2,004	-5.0%	47,170	+6,170	+16.8%	47,170	
61 眼鏡型ケース組立交換	9,400	3	15,377	+5,977	+63.6%	7,547	-1,853	-19.7%	8,868	-532	-5.7%	8,208	-1,192	-12.7%	19,292	+9,892	+105.2%	29,717	
62 眼鏡型スイッチ交換	3,450	3	7,217	+3,767	+109.2%	3,255	-195	-5.7%	7,547	+4,097	+118.8%	5,401	+1,951	+56.5%	9,198	+5,748	+166.6%	10,849	
63 眼鏡型テレホンコイル交換	3,300	3	7,013	+3,713	+112.5%	3,113	-187	-5.7%	7,547	+4,247	+128.7%	5,330	+2,030	+61.5%	8,962	+5,662	+171.6%	10,377	
64 眼鏡型極板交換	1,400	3	5,472	+4,072	+290.8%	1,321	-79	-5.7%	7,547	+6,147	+439.1%	4,434	+3,034	+216.7%	7,547	+6,147	+439.1%	7,547	
65 眼鏡型極板交換(面極板ユニット交換)	-	1	11,321	-	-	11,321	-	-	-	-	-	11,321	-	-	11,321	-	-	11,321	
66 眼鏡型ボリュウム交換	4,580	3	8,358	+3,778	+82.5%	4,321	-259	-5.7%	9,434	+4,854	+106.0%	6,877	+2,297	+50.2%	10,377	+5,797	+126.6%	11,321	
67 眼鏡型マイクホン交換	13,900	3	16,321	+2,421	+17.4%	11,321	-2,579	-18.6%	13,113	-787	-5.7%	12,217	-1,683	-12.1%	18,821	+4,921	+35.4%	24,528	
68 眼鏡型骨導子交換	16,400	3	18,679	+2,279	+13.9%	11,321	-5,079	-31.0%	15,472	-928	-5.7%	13,396	-3,004	-18.3%	22,358	+5,958	+36.3%	29,245	
69 眼鏡型アンブレラ組立交換	23,100	2	49,104	+26,004	+112.6%	21,792	-1,308	-5.7%	76,415	+53,315	+230.8%	35,448	+12,348	+35.5%	62,759	+39,659	+171.7%	76,415	
70 眼鏡型アンブレラ組立交換(送信用)	35,200	1	33,208	-1,992	-5.7%	33,208	-1,992	-5.7%	-	-	-	33,208	-1,992	-5.7%	33,208	-1,992	-5.7%	33,208	
71 眼鏡型アンブレラ組立交換(受信用)	54,700	1	51,604	-3,096	-5.7%	51,604	-3,096	-5.7%	-	-	-	51,604	-3,096	-5.7%	51,604	-3,096	-5.7%	51,604	
72 眼鏡型ブランク(空つる)交換	4,350	3	7,657	+3,307	+76.0%	4,104	-246	-5.7%	6,604	+2,254	+51.8%	5,354	+1,004	+23.1%	9,434	+5,084	+116.9%	12,264	
73 眼鏡型ケーブル(補助つる)交換	3,100	3	4,748	+1,648	+53.2%	2,925	-175	-5.7%	3,774	+674	+21.7%	3,349	+249	+8.0%	5,660	+2,560	+82.6%	7,547	
74 眼鏡型フロント(前枠)交換	9,500	3	13,679	+4,179	+44.0%	8,962	-538	-5.7%	13,208	+3,708	+39.0%	11,085	+1,585	+16.7%	16,038	+6,538	+68.8%	18,888	
75 眼鏡型平面レンズ交換	3,600	1	3,396	-204	-5.7%	3,396	-204	-5.7%	-	-	-	3,396	-204	-5.7%	3,396	-204	-5.7%	3,396	
76 ボケット型ケース組立交換	5,400	5	8,189	+2,789	+51.6%	5,094	-306	-5.7%	7,547	+2,147	+39.8%	7,547	+2,147	+39.8%	7,547	+2,147	+39.8%	13,208	
77 ボケット型クリップ交換	1,200	6	2,469	+1,269	+105.7%	943	-257	-21.4%	943	-257	-21.4%	991	-209	-17.5%	2,830	+1,630	+135.8%	6,132	
78 ボケット型スイッチ交換	3,500	5	6,830	+3,330	+95.1%	3,302	-198	-5.7%	7,547	+4,047	+115.6%	7,547	+4,047	+115.6%	7,547	+4,047	+115.6%	8,208	
79 ボケット型テレホンコイル交換	1,350	5	6,292	+4,942	+366.1%	1,274	-76	-5.7%	7,547	+6,197	+459.0%	7,547	+6,197	+459.0%	7,547	+6,197	+459.0%	7,547	
80 ボケット型極板交換	1,350	5	6,028	+4,678	+346.5%	1,274	-76	-5.7%	6,226	+4,876	+381.2%	6,226	+4,876	+381.2%	7,547	+6,197	+459.0%	7,547	

(つぎ) 表 3-4 修理項目の利用者向け販売価格について

基準額 (参考)補 装具修理 項目価格 (単価・ 円)	利用者向け販売(製作・輸入事業者の直売を含む)												最高値			
	平均値			最低値			2番目に低い値			25パーセントイル値				25パーセントイル値 同左差率		
	補装具費 支給制度 によらな い場合の 販売価格 (単価・ 円)	同左差率	販売価格 と基準額 との差額	補装具費 支給制度 によらな い場合の 販売価格 (単価・ 円)	同左差率	販売価格 と基準額 との差額	補装具費 支給制度 によらな い場合の 販売価格 (単価・ 円)	同左差率	販売価格 と基準額 との差額	補装具費 支給制度 によらな い場合の 販売価格 (単価・ 円)	同左差率	販売価格 と基準額 との差額				
回 答 数	同左差率	販売価格 と基準額 との差額	同左差率	販売価格 と基準額 との差額	同左差率	販売価格 と基準額 との差額	同左差率	販売価格 と基準額 との差額	同左差率	販売価格 と基準額 との差額	同左差率	販売価格 と基準額 との差額				
81 ポケット型リユーム交換	4,580	+2,036	+44.5%	4,321	-259	-5.7%	4,717	+137	+3.0%	5,425	+845	+18.4%	7,547	+2,967	+64.8%	8,019
82 ポケット型マイクロホン交換	5,400	+1,801	+33.4%	5,094	-306	-5.7%	5,094	-306	-5.7%	5,708	+308	+5.7%	7,547	+2,147	+39.8%	10,377
83 ポケット型アンペア組立交換	-	20,597	-	18,868	-	-	18,868	-	-	18,868	-	-	22,406	-	-	24,528
84 骨導式ポケット型レシーバー交換	10,500	9,906	-5.7%	9,906	-594	-5.7%	9,906	-594	-5.7%	9,906	-594	-5.7%	9,906	-594	-5.7%	9,906
85 骨導式ポケット型ヘッドバンド交換	3,150	2,972	-5.7%	2,972	-178	-5.7%	2,972	-178	-5.7%	2,972	-178	-5.7%	2,972	-178	-5.7%	2,972
86 タンバー入り肩かけ型フック交換	960	2,302	+139.8%	643	-317	-33.0%	906	-54	-5.7%	915	-45	-4.7%	3,066	+2,106	+219.4%	6,604
87 FM型受信機交換	80,000	75,472	-5.7%	75,472	-4,528	-5.7%	75,472	-4,528	-5.7%	75,472	-4,528	-5.7%	75,472	-4,528	-5.7%	75,472
88 FM型操作用基板交換	6,000	5,660	-5.7%	5,660	-340	-5.7%	-	-	-	5,660	-340	-5.7%	5,660	-340	-5.7%	5,660
89 FM型用ワイヤレスマイク交換(充電池を含む。)	98,000	92,453	-5.7%	92,453	-5,547	-5.7%	92,453	-5,547	-5.7%	92,453	-5,547	-5.7%	92,453	-5,547	-5.7%	92,453
90 FM型トリマー基板交換	6,000	5,660	-5.7%	5,660	-340	-5.7%	-	-	-	5,660	-340	-5.7%	5,660	-340	-5.7%	5,660
91 FM型アンペア組立交換(受信用)	48,000	45,283	-5.7%	45,283	-2,717	-5.7%	-	-	-	45,283	-2,717	-5.7%	45,283	-2,717	-5.7%	45,283
92 FM型受信回路組立交換	46,000	35,849	-10.151	28,302	-17,698	-38.5%	43,396	-2,604	-5.7%	32,075	-13,925	-30.3%	39,623	-6,377	-13.9%	43,396
93 FM型アンテナ交換	5,000	4,717	-283	4,717	-283	-5.7%	-	-	-	4,717	-283	-5.7%	4,717	-283	-5.7%	4,717
94 FM型水晶振動子交換	6,000	5,660	-340	5,660	-340	-5.7%	-	-	-	5,660	-340	-5.7%	5,660	-340	-5.7%	5,660
95 FM型用ワイヤレスマイク発振回路組立交換	27,000	25,472	-1,528	25,472	-1,528	-5.7%	-	-	-	25,472	-1,528	-5.7%	25,472	-1,528	-5.7%	25,472
96 FM型用ワイヤレスマイクID基板組立交換	14,000	13,208	-792	13,208	-792	-5.7%	-	-	-	13,208	-792	-5.7%	13,208	-792	-5.7%	13,208
97 FM型受信機ケース(端子)交換	5,000	2,075	+41.5%	4,717	-283	-5.7%	9,434	+4,434	+88.7%	5,896	+896	+17.9%	8,255	+3,255	+65.1%	9,434
98 FM型受信機スイッチ交換	4,000	3,774	-226	3,774	-226	-5.7%	-	-	-	3,774	-226	-5.7%	3,774	-226	-5.7%	3,774
99 FM型用ワイヤレスマイクアンテナ交換	10,000	10,377	+377	60,377	-3,623	-5.7%	11,321	+1,321	+13.2%	9,906	-94	-0.9%	10,849	+849	+8.5%	11,321
100 FM型用ワイヤレスマイク基板交換	64,000	60,377	-3,623	60,377	-3,623	-5.7%	-	-	-	60,377	-3,623	-5.7%	60,377	-3,623	-5.7%	60,377
101 FM型用ワイヤレスマイクケース交換	8,000	8,491	+491	7,547	-453	-5.7%	9,434	+1,434	+17.9%	8,019	+19	+0.2%	8,962	+962	+12.0%	9,434
102 FM型用ワイヤレスマイク充電池交換	5,000	4,717	-283	4,717	-283	-5.7%	4,717	-283	-5.7%	4,717	-283	-5.7%	4,717	-283	-5.7%	4,717
103 FM型用ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換	3,500	3,302	-198	3,302	-198	-5.7%	3,302	-198	-5.7%	3,302	-198	-5.7%	3,302	-198	-5.7%	3,302
104 FM型用ワイヤレスマイク外部入力コード交換	2,000	1,887	-113	1,887	-113	-5.7%	-	-	-	1,887	-113	-5.7%	1,887	-113	-5.7%	1,887
105 イヤホン交換	9,000	8,625	-375	8,491	-509	-5.7%	8,491	-509	-5.7%	8,491	-509	-5.7%	8,491	-509	-5.7%	8,491
106 コンセント交換	830	4,165	+3,335	783	-47	-5.7%	7,547	+6,717	+809.3%	2,474	+1,644	+198.1%	5,856	+5,026	+605.6%	7,547
107 IC回路交換	4,550	5,920	+1,370	4,292	-258	-5.7%	7,547	+2,997	+65.9%	5,106	+556	+12.2%	6,733	+2,183	+48.0%	7,547
108 イヤホン交換	3,170	3,874	+704	2,387	-783	-24.7%	2,387	-783	-24.7%	2,387	-783	-24.7%	3,113	-57	-1.8%	8,491
109 コード交換	680	2,199	+1,519	623	-57	-8.4%	642	-38	-5.7%	642	-38	-5.7%	2,830	+2,150	+316.2%	6,226
110 トランスター又はダイオード交換	2,050	4,741	+2,691	1,934	-116	-5.7%	7,547	+5,497	+268.2%	3,337	+1,287	+62.8%	6,144	+4,094	+199.7%	7,547
111 抵抗交換	2,050	4,741	+2,691	1,934	-116	-5.7%	7,547	+5,497	+268.2%	3,337	+1,287	+62.8%	6,144	+4,094	+199.7%	7,547
112 コンデンサ交換	2,050	4,741	+2,691	1,934	-116	-5.7%	7,547	+5,497	+268.2%	3,337	+1,287	+62.8%	6,144	+4,094	+199.7%	7,547
113 トランス交換	1,900	4,670	+2,770	1,792	-108	-5.7%	7,547	+5,647	+297.2%	3,281	+1,331	+70.1%	6,108	+4,208	+221.5%	7,547
114 オーディオチューン交換	5,000	4,991	-9	4,717	-283	-5.7%	4,717	-283	-5.7%	4,717	-283	-5.7%	4,717	-283	-5.7%	4,717
115 プログラムメモリー切替スイッチ交換	-	7,311	-	4,717	-	-	7,547	-	-	6,840	-	-	8,019	-	-	9,434
116 プログラムメモリー接続端子交換	-	6,604	-	4,717	-	-	7,547	-	-	6,132	-	-	7,547	-	-	9,434
117 プログラムメモリ接続端子カバー交換	-	3,774	-	3,774	-	-	3,774	-	-	3,774	-	-	3,774	-	-	3,774

なお、修理項目にかかる卸価格の傾向として、下記が見られた。

- ・補装具費制度による場合の修理項目の卸価格の基準額×100分の106に対する比率は、平均62.3%であり、購入基準の項目における数値（平均44.1%）より高かった。
- ・修理項目についても、購入における高度難聴用、重度難聴用と同様に、補装具費制度による場合の卸価格平均値のほうが補装具費制度によらない場合のそれより、安価であった。

#### ●収支等について

- ・売上高営業利益率は平均3.2%（有効回答11件）、同経常利益率は4.8%（同10件）であった。
- ・業収益（売上）に占める補装具（製造・修理）等売上の割合の回答によれば、補聴器以外の補装具種目を扱っている事業者はなかった。
- ・利用者向け販売に占める補装具の比率は金額ベースで22.6%であった（有効回答13件）。

#### ●補装具費制度における補聴器の取扱についての意見記入欄

##### 【価格について】

- ・北海道は移動距離が大変長い地域です。補聴器使用者の自宅にお伺いをする場合も多いです（2割程度）。この場合、社用車で移動には普通に片道でも数時間かかることも多いです（エリアにより移動距離は数十キロ以上）。このような対応を何度もしなければならない場合も多いです。行政から遠方の補聴器使用者の自宅での支給判定の立ち合いを依頼されることもあります。このため、移動時間の人件費、移動に係る経費（ガソリン代等）等を考えますと、現在の価格では大変厳しい状況となります。移動がない状況でも過去の補聴器と比べて、デジタル補聴器の場合は以前のトリマー式のアナログ補聴器に比べて調整時間も長くかかります。大事な診療情報提供書への報告書記載にも時間がかかります。このような状況をご理解いただければ幸いです。
- ・補聴器の給付、修理お渡し時には全て補聴器の調整が必要となります。調整費2000の加算が必要です。また、最近の補聴器は自社では修理ができないケースが多く、メーカー依頼が多くなってきております。送料、自宅訪問料などの加算が必要となります。補聴器基準価格内での作業には限界があります。再交付までに多くのケースで無償対応を行わなければならない調整、測定が年間3回から4回は発生することが一般的であります。補聴器は随時調整、補聴器のメンテナンスが必要な補装具ですのでご理解賜りますようお願い致します。
- ・補聴器においてですが、自己負担による、購入（性能・形状など）が、自由になれば良いと思います。現状は、基本指定器種が対象となりますが、お客様が補装具制度の指定器種か、市販品か選べれば良いと思いますが、販売店によっては、補装具制度が割引と考えられ、高額な補聴器販売へととなりかねないところもあり、難しいところと考えます。
- ・一般販売しているデジタル補聴器の性能と比較しても、障害者総合支援法の補聴器は劣る事はないが、購入基準額が低く一般の希望販売価格差との差が大きい。
- ・補聴器の価格について抜本的に見直す必要があるのではないかと。現行制度の価格は身体障害者福祉法発足時に構成部品の価格を積み上げたような形で設定されたものの上に積み上げて来たようなもので、今日の補

聴器の実態にあっていないと思われる。

- ・補聴器の出力によって価格が異なる構成になっているが、耳かけ型では RIC タイプになってきて同一の器種でイヤホン交換により軽度から重度まで対応可能となるなど、現行の製品に合わせた価格設定がなされるべきである。またハードよりもソフト（調整技術）の提供が装用効果を左右することを勘案すべきである。
- ・修理についても多くのメーカーが、交換部品に依らず一律料金での対応を行っている現状に合わせるべきと思われる（技術料、工賃中心の価格）
- ・制度利用の場合、以前と異なりカウンセリングから効果評価まですべて販売店で行うこととなって来て居り、医療からの紹介の場合より作業量が多くなる傾向がある。
- ・補装具としての補聴器の取り扱いにおいては現状の基準価格での供給では製造業者（メーカー）の採算が取れない状況となっている。高度難聴用耳かけ型に関しては使用している DSP の高性能化により部品価格が高騰している。ほぼ同じ部品構成である重度難聴用補聴器と部品価格に差が無くなっており利益確保が困難な状況である。高度難聴用ポケット型に関してはアナログ補聴器からデジタル補聴器に変わったことによる構成部品価格の上昇で利益確保が困難な状況となっている。このままではメーカーの経営事情によっては、基準価格での供給が維持できない恐れがあり、結果として基準価格で入手できる補聴器が市場から無くなる可能性がある。修理基準に関しても修理基準項目及び修理基準金額が現状と合っていない。修理基準項目はアナログ時代のまま構成となっており現在の修理項目と合っていない、金額に関しても同様である。修理基準項目にない部品の交換はメーカー負担となることが多い。補装具としての補聴器価格、修理基準項目及び価格の改定を望みます。
- ・補装具費制度における補聴器と、一般に販売している補聴器の差がほぼなくなっており、調整の範囲も手間も同じくらい（場合によってはそれ以上）かかるのが現状です。何十年も変わらない価格について見直して頂きたいと強く願います。

#### 【その他】

- ・総合支援法機種では自費でも支援法価格で販売しています。差額購入は大分整理されたようですが、基本構造、デザイン、素材など語意の解釈は理解できません。適合連絡シートの扱いは現場では全く理解されていないこともあり、業者にしわ寄せが及んでいる。
- ・現在 70 dBからの障がい認定を 60 dBからにしてほしい。4 級の障がいには重度対応の補聴器が望ましい。
- ・補装具制度の補聴器を修理する場合、修理申請をして見積が出た段階からの修理しかできず、補聴器の修理が完了してお客様の手元に戻るまで、非常に時間がかかる。その間、お客様は補聴器が無いため不便なことが多い。修理申請と同時に修理が行えるように改善して欲しい。
- ・手帳申請から始める場合も同様で、申請してからお客様の手元に補聴器が届くまで時間がかかりすぎる。もっと短縮できるよう改善が必要ではないか。

- ・現在基準価格表に掲載されている FM 送受信機についても現状殆ど使用されていないものを残しておくのは如何かと思われる。
- ・補聴器の機種選びについて、総合支援法で決められた補聴器の機種しか選択できないが、もっと自由に選択できるような仕組みにして欲しい。

### 3-2. 特記すべき考慮点

#### ●本体価格について

高度難聴用ポケット型等において補装具としての基準額補装具費制度によらない場合の販売価格の間に乖離が確認された。こうした価格の問題については、本調査自由記述等で指摘されており、考慮する必要があると思われる。高度難聴用耳掛け型、重度難聴用耳掛け型など回答の高低の幅が大きい種別があることを考慮し、ここでは回答の中で比較的安価なものに着目し、価格変更が考えられる。

なお、耳あな型（レディメイド）については、すべての回答が基準額を下回ったものの、回答数が3件と少ないことを考慮し、価格の引き下げを行うには根拠が必ずしも十分でなかった。

仮に価格変更を行うとすれば、例えば、下記の3案が考えられる（表3-1参照）。

- ・A案： 調査結果の最低値が基準額を上回った種別について、基準額を最低値の水準まで引き上げる（対象種別、高度難聴用ポケット型）。
- ・B案： 調査結果の2番目に低い回答が基準額を上回った種別について、基準額を2番目に低い回答の水準まで引き上げる（対象種別、高度難聴用ポケット型、高度難聴用耳掛け型、重度難聴用ポケット型、重度難聴用耳掛け）。
- ・C案： 調査結果の25パーセントが基準額を上回った種別について、基準額を25パーセントの水準まで引き上げる（対象種別、高度難聴用ポケット型、高度難聴用耳掛け型、重度難聴用ポケット型、重度難聴用耳掛け、耳あな型（オーダーメイド））。
- ・D案： 調査結果の平均値が基準額を上回った種別について、基準額を平均値水準まで引き上げる（対象種別、高度難聴用ポケット型、高度難聴用耳掛け型、重度難聴用ポケット型、重度難聴用耳掛け、耳あな型（オーダーメイド））。

#### ●修理価格について

修理項目についても、いくつかの項目で価格の変更が考えられる。ここでは、仮にいくつかの案を示してみた。価格の引き上げについては、下記が考えられる（表3-4参照。表のクリーム色にマーキングしている箇所に注意）。

- ・A'案： 調査結果の最低値が基準額を上回った項目について、基準額を最低値の水準まで引き上げる（対象項目なし）。
- ・B'案： 調査結果の2番目に低い回答が基準額を上回った項目について、基準額を2番目に低い回答の水準まで引き上げる（対象項目5項目）
  - 耳あな型アンプ組立交換（オーダーメイド-デジタル） ※
  - 耳かけ型ケース組立交換
  - 耳かけ型テレホンコイル交換

耳かけ型トリマー交換

耳かけ型アンプ組立交換(デジタル)。

※現状、耳あな型アンプ組立交換(オーダーメイド)はデジタルとアナログとに項目が分かれていない。仮にここを引き上げるなら、

- デジタルとアナログに項目を分け、デジタルのみ引き上げるか
- デジタルとアナログに項目を分けず、耳あな型アンプ組立交換(オーダーメイド)を引き上げるかである。ただし、後者は耳あな型アンプ組立交換(オーダーメイド-アナログ)の75パーセントが基準額より低い(該当回答数4件)ことから、妥当ではないかもしれない。この点を考慮すれば、
- デジタルとアナログに項目を分けず、耳あな型アンプ組立交換(オーダーメイド)価格を据え置きとすることも、考えられる。

・C'案： 調査結果の25パーセントが基準額を上回った項目について、基準額を25パーセントの水準まで引き上げる(対象項目8項目)

耳あな型スイッチ交換

耳あな型アンプ組立交換(オーダーメイド-デジタル) ※B'案の「※」参照。

耳かけ型ケース組立交換

耳かけ型スイッチ交換

耳かけ型テレホンコイル交換

耳かけ型極板交換

耳かけ型トリマー交換

耳かけ型アンプ組立交換(デジタル)。

・D'案： 調査結果の平均値が基準額を上回った種別について、基準額を平均値水準まで引き上げる。

一方、価格の引き下げについては、下記が考えられる。

・調査結果の75パーセントが基準額より差率-5.7%を超えて低い項目について、75パーセントの水準まで引き下げる(対象項目、耳あな型ボリューム交換(オーダーメイド))。

この引き下げ案は、回答の25パーセントをもとにした上述の引き上げC'案と対をなすものである。引き上げ案のA'案(修理項目の引き上げなし)、B'案とは対称的でないかもしれない。A'案、B'案と対称となる引き下げ案を考えた場合、該当する項目は出てこない。すなわち、耳あな型ボリューム交換(オーダーメイド)の項目について、回答の最高値は表3-4に示すとおり基準額を上回っており、また2番目に高い回答は基準額より-5.7%低い値にあたり、ともに価格引き下げ対象に当たらない。

#### 4 視覚障害者安全つえについて

※調査時点では「盲人安全つえ」

発送数4 回収数2 (いずれも販売事業者) (2020年2月実施)

##### 4-1. 結果

●実販売価格について(有効回答2)

<購入>

表4-1 回答から得られた本体相当価格推定値について

	回答数	公定価	補装具制度によらない販売価	補装具と	個数ベー
--	-----	-----	---------------	------	------

		格	格		しての販 売数（平 成 30 年 度）  計 750	スでの販 売全体に 占める補 装具の比 率  加重平均 ※左の欄の 数値で重み づけ
			単純平均 （標準偏差）	加重平均 ※右の欄の数 値で重みづけ		
普通用 主体：繊維複合材料	4	3,550 円	3,553 円 (641 円)	3,387 円	76	60%
携帯用 主体：繊維複合材料	4	4,400 円	3,445 円 (740 円)	3,534 円	423	86%
携帯用 主体：軽金属	5	3,550 円	3,604 円 (789 円)	3,469 円	93	50%
身体支持併用 主体：軽金属	5	3,800 円	4,384 円 (1,153 円)	4,008 円	158	43%

※回答数については、同一区分に複数品目を回答があった場合があるため、有効回答数（2）を超える数が記載されている。

※実売価格に関する実際の回答は告示備考欄に示された加算（夜光材付 410 円増し、など）を含んだ数値になっている。ここでは、各種加算要素の告示価格ぶんを差し引くことによって、本体のみの推定価格を算出し、これを補装具制度によらない販売価格」欄に示した。

- ・補装具制度によらない販売価格は、おおむね公定価格と似た水準であった。ただし、「携帯用 主体：繊維複合材料」については、公定価格との差が単純平均ベースで-955 円、加重平均ベースで-866 円と、その絶対値が販売価格の標準偏差（740 円）を上回る水準で価格差があった（販売価格のほうが、公定価格より低い）。

#### <修理>

- ・既存の修理項目については、補装具の制度によらない場合の販売価格として公定価格と異なる数値の回答があった。しかしながら、該当設問の回答事業者は 1 社のみであり、またその補装具制度による販売数は 1 件のみであった。
- ・平成 27 年度改定に向けて実施された本省実施調査に含まれていた参考項目についても制度によらない場合の販売価格、補装具制度による販売数などを問うた。

表 4-2 修理項目について

	回答数	補装具制度によらない販売価格		補装具として の販売数 （平成 30 年 度）
		単純平均	加重平均 ※右の欄の数 値で重みづけ	
石突き交換	1	3,300 円	3,300 円	2  ※販売価格 未回答の事 業所の数値 を含める

				と、133
シャフト交換（折り畳み式の1パーツ）	2	1,670円	3,387円	16
中ゴム交換	2	550円	3,534円	4

●補装具費制度における盲人安全つえの取扱についてのご意見記入欄（有効回答1）

【加算・修理項目について】

- ・給付基準額の加算対象であるベルやフラッシュライトは、実際にはあまり利用されていない。ベルやフラッシュライトを付属させることにより給付限度額全体をあげてくれる自治体もあるが、付属品の加算額は付属品の価格にだけ適用という自治体もある。  
希望が多く、価格も高くなっているパームチップやローラーチップなどの特殊チップ（石突き）を加算の根拠にしてほしい。  
通常のチップでは引っかかりが多く歩きにくいいため、白杖を持つのをやめてしまう人もおり、特殊チップは白杖利用に関して重要な付属品となっている。
- ・修理項目には「マグネット付き石突き交換」のみしかなく、それ以外の修理には対応できないという自治体が多い。実際にマグネット付き石突きは流通しておらず実情にそぐわない。修理費の項目を増やすなどしてほしい。

【予備について】

- ・補装具は予備を支給しないとされているが、白杖は通常に使用していても破損してしまう可能性が高く、破損してしまうと当事者はたちまち移動が困難になる。安全な移動のためにも、白杖については予備の支給をしてもらいたい。

【耐用年数について】

- ・耐用年数に満たない時期に故障した場合には、修理費申請も再申請もできない自治体が多い。実際には人に踏まれたり自転車に巻き込まれたりして使用不能になることが多いため、その場合の対応を柔軟にしていただけるような仕組みが必要。

【価格について】

- ・盲人安全つえ（白杖）本体の価格が値上がりしているのに、給付の基準額が長く据え置かれているので、超過の負担が発生するケースが多くなっている。給付基準額を引き上げてほしい。
- ・本体（購入）にかかる設問においては差額自己負担となるつえ（136件）も含めている。標準の石突きが付いた状態で基準額内であっても、石突きを路面に合わせて選択した場合には超過する状況となる。上（编者注：「加算・修理項目について」の1つ目の意見）に記載したような石突きへの加算を認めていただきたい。

4-2. 特記すべき考慮点

●本体価格・修理項目について

結論としては、今回の調査結果からは、本体については価格変更の必要性を支持する十分な根拠は得られなかった。修理項目については「石突き交換」が考えられるが、判断が難しい。

本体の価格変更の必要性については、「補装具費制度における盲人安全つえの取扱についてのご意見記入欄」の「価格について」で示されるような「本体の価格が値上がりしているのに、給付の基準額が長く据え置かれて

いる」、「差額自己負担となる」などの意見が見られた。しかしながら、制度外販売価格の調査結果からは公定価格との乖離を確認できなかった。唯一ある程度乖離が見られた「携帯用 主体：繊維複合材料」については、むしろ制度外販売価格のほうが安価という結果であった。今回回収率が50%ということからも、積極的に本体の価格変更を支持するだけの十分な根拠は得られなかったと判断される。

ただし、修理項目のうち参考項目「石突きの交換」については判断が難しい。販売価格の回答数自体は1社からしかなく少数であった。しかしながら、「補装具費制度における盲人安全つえの取扱いについてのご意見記入欄」の「加算・修理項目について」、「価格について」の意見のように、石突きの選択肢を広げることが必要とする見方がある。「石突きの交換」について、補装具としての盲人安全つえのなかで販売された件数は回答2社の合計で133件であるが、これはこれら2社による補装具としての本体購入件数（750件）の17.7%に相当しており、比率の大きさ自体は無視できない水準と考えられる。仮にこれを修理項目に加えるとすれば、候補値として調査結果で得られたのは3,300円である。ただしこの数値は1社からしか得られていない。

今回もし石突き交換を導入しないのであれば、今後この点に着目したより詳細な調査等が有用だと考えられる。

## ●価格以外の部分について

### 【耐用年数について】

- ・耐用年数の趣旨を、あらためて自治体に周知することが必要と思われる。耐用年数については、告示に示されているとおりに本来あくまで「通常の装用状態において、当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示したもの」である。補装具費支給事務ガイドブック（平成30年度告示改正対応版）の再支給の項（p.38）や耐用年数（p.39）などに示されるように、その年数未満での修理が絶対不可能ということを示すものではなく、当該補装具の状態を踏まえ必要性を判断して修理・再支給の手続きが許容されることになっている。しかしながら、耐用年数に満たない時期に故障した場合には、修理費申請も再申請もできない自治体が見られるようである。

### 【予備について】

- ・予備・スペアにかかる補装具費支給は、現行制度では認められていない。予備の必要性についても今後検討するのであれば、視覚障害者安全つえについては、普通用・携帯用の併給が必要に応じ認められていることとも併せて、破損の頻度等より詳細な情報を集める必要がある。

## 5 義眼について

発送数 4 回収数 3 (2020年2月実施)

### 5-1. 結果

#### ●収支等について (有効回答 3)

##### ・利益率など

各指標の単純平均を示す。

- ・対売上高営業利益率 9.9%
- ・対売上高経常利益率 10.5%
- ・販売費及び一般管理費 62.7%

利益率については、平均ベースでは一定の利益を確保できているようにもうかがえた。ただし、一部回答では営業利益・経常利益で、ゼロもしくはマイナスの値を回答する事業所も見られた。

##### ・営業収益(売上)に占める総合支援法における補装具(製造・修理)の売上の割合

平均で利用者への補装具の直販が50.8%と約半分であった。ただしここでも回答にばらつきが見られ、売上のすべてが補装具費支給を受けての義眼とする事業者も見られた。

なお、有効回答3社とも、卸販売や義眼以外の補装具種目の売り上げはなかった。

#### ●実販売価格について (有効回答 2)

表5-1 実販売価格について

	回答数	公定価格	補装具としての実売価格(単純平均)	補装具制度によらない販売価格(単純平均)
レディメイド	1	17,000円	17,000円	17,000円
オーダーメイド	旧特殊義眼タイプ	82,500円	84,975円	131,000円
	旧コンタクト義眼タイプ	82,500円	87,450円	120,000円

- ・レディメイドについては、回答した事業者(1社)も販売数は0件としていた。
- ・主材料については、レディメイドのラインナップに並んでいるもの、オーダーメイドで販売数があったもの、ともに「プラスチック」のみ回答があり、「ガラス」については回答がなかった。
- ・補装具としての実売価格の平均値が公定価格の82,500円を上回っている背景は不明。義眼は付属品などがない種目であり、本来正確に82,500円になるはずである。なお、平成30年度福祉行政報告例より、基準の補装具として(身体障害者・児、難病の合計)のオーダーメイドの義眼の1件当たり購入金額は90,298円であり、やはり82,500円を上回っている。

※ちなみにこの傾向は、レディメイドについても福祉行政報告例において認められる(公定価格17,000円に対し、福祉行政報告例における基準の補装具として(身体障害者・児、難病の合計)の1件当たり購入金額89,506円)。

#### ●補装具費制度における義眼の取扱についてのご意見記入欄 (有効回答 2)

項目1: 補装具のなかの義眼の仕様等(種類の規定、価格、耐用年数など)について、ご意見等ございましたら、ご記入ください。

### 【種類について】

- ・義眼の種類の規定について、オーダーメイド義眼とレディメイド義眼の2種類のどちらかで作製する上で、医師に記載していただく際に、義眼の種目についてオーダーメイド義眼なのか、コンタクト義眼なのかで認識が異なり、書類の訂正などに時間を費やす場合があります。弊社ではコンタクト義眼もオーダーメイド義眼も同額ということもあり、敢えて種目を増やす必要があるのかと思います。眼科医師も、義眼についてそこまで詳しく認識している方が少ないのと、書類に訂正がある場合、またその病院までご本人に足を運んでもらい、書き直してもらう手間などを考えると、オーダーメイド義眼もしくはレディメイド義眼のどちらかで記入していただく方が間違いが少ないのではないかと感じております。
- ・以前は、個別に合わせて作る義眼を普通義眼と誤解されたことによる手続きの不備のため、利用者にご不便をかけることが時折ございました。2017年調査時にその旨お伝えし、名称の変更を希望しましたが、後にわかりやすく変更していただいたおかげで、現在ではそのようなケースもほぼ無くなりました。あらためてお礼申し上げます。

### 【耐用年数について】

- ・耐用年数について、義眼の場合「耐用年数が2年」と記載されていますが、多くの方の認識として「義眼は2年以上保たない、使えなくなる」といった認識をされている方がいます。その原因としては、「耐用」という言葉に問題があると考えます。義足が義手については「耐用」という言葉に違和感はありません。しかし、義眼の場合、定期的なメンテナンスやお手入れをしていただければ、半永久的に使えるものです。作り変えが必要になるタイミングとしては、義眼の入るスペースのサイズの変化が主で、その他に扱っている間に落として欠けたなどの破損や紛失によって作り変えることとなります。「耐用」という言葉よりも、「手続き・申請が可能な経過年数」、つまり以前手続きを行ってから2年経過すれば、再度新たな義眼製作の支給申請を行うことができるというような意味合いになる記載をしていただければ、より分かりやすいのではないかと思います。
- ・現在の耐用年数の2年は、使用実態に合った妥当な年数と考えますので、これを維持していただくよう希望します。

### 【価格について】

- ・価格については、2017年調査時に基準金額の増額を要望し、お認めいただきましたこと、まずお礼を申し上げます。ただし、増税に伴う材料費や固定費の上昇もあり、現在の基準金額でも補装具制度を利用される患者様からの利益確保は困難で、安定的な事業の継続のため、心苦しい限りではございますが、制度によらない利用者にその穴埋めをお願いしているというのが現状でございます。誠に厚かましいお願いではございますが、実売価格に見合った基準金額の増額を要望します。

項目2：その他ご意見等ございましたら、ご記入ください。

- ・利用者からの要望として、申請の簡略化を希望します。利用者の多くは高齢で、目も不自由なため、「毎回同じ手続きなのだから、もう少し簡単にならないか」との要望をよく聞きます。何度も利用されている方には、見積書のみで可とするといった簡略化はできないのでしょうか。  
補装具費支給券、並びに委任状について、利用者が記入する欄（氏名、住所）を打ち込み済みにしていただけないでしょうか。義眼の利用者の中には全盲もしくはそれに近い方や、高齢で手先が不自由な方も少なくなく、お付き添いがいないため代筆をお願いすることもできず、その場で記入していただくことが極めて困難な場合がございます。一部の地域では、打ち込み済みになっているケースもあり、ぜひご検討のほどお願いいたします。

## 5-2. 特記すべき考慮点

### ●価格について

結論としては、今回の調査結果からは、価格変更が必要だという結論を十分に導き出せなかった。

価格変更の必要性が調査結果から示唆された面はあった。制度外販売価格の調査結果は、制度の公定価格との間に乖離が生じ、二重価格の状況が生じていることが明らかとなった。その背景として、「補装具制度における義眼の取扱についてのご意見記入欄」項目1の「価格について」の項にあるように、現在の基準金額では補装具制度を利用される患者からの利益確保は困難で、安定的な事業の継続のため制度によらない利用者によるその穴埋めをお願いしている、といった状況が示唆された。

仮に、今回価格について、現行価格と補装具費支給制度外での販売価格との間に乖離があった「オーダーメイド」について価格変更を前提とした場合の案を示すならば、下記のとおりである。

変更案 82,500円 → 106,362円

<前提>

- ・調査結果数値のうち、基礎とするのは複数回答があった「オーダーメイド（旧特殊義眼タイプ）」の平均値、131,000円とする。
- ・しかし、この数値（131,000円）をそのまま価格変更案数値とするのは問題がある。なぜなら、この数値は補装具費支給制度により、より低い公定価格で販売した部分（調査結果から平均で売上の50.8%）で生じた損失分が転嫁されている可能性が考えられるからである。実際の適正な価格は、制度外販売価格の調査結果数値131,000円と補装具としての公定価格82,500円の間にありと考えられる。
- ・仮に寡占的な価格のつり上げがなく、義眼製造・販売の限界費用と一致するところに義眼の平均価格（補装具としての販売価格と制度外販売価格の平均）が設定されているとすれば、それが適正な価格水準といえる。該当数値を算出すると106,362円となる。

$$\begin{aligned} & \text{補装具としての販売価格} \times \text{補装具としての販売が占める比率} \\ & + \text{補装具外での販売価格} \times \text{補装具外での販売が占める比率} \\ = & 82,500 \text{円} \times 50.8\% + 131,000 \text{円} \times (1-50.8\%) \\ = & \underline{106,362 \text{円}} \end{aligned}$$

※「補装具としての販売価格」では、調査結果の実売価格でなく、公定価格を使用。公定価格との乖離している根拠が不明のため。

ただし、下記の理由から、価格引き上げを行うにはさらに検討を要すると考えられる。

- ・回収数が少ないこと。そもそも製作している事業所数が限られていると思われ、発送数（4）自体が少ないが、価格の部分だけでいえば、有効回答数が2、有効回答率50%と必ずしも高いとは言えない。
- ・現オーダーメイドの部分の制度外販売価格の前回調査結果は単純平均110,000円であったのが、今回131,000円と上昇（+19.1%）した。「補装具制度における義眼の取扱についてのご意見記入欄」項目1の「価格について」の項であるように、増税に伴う材料費や固定費の上昇といった要因も多少考えられなくないものの、下記の観点からこの制度外販売価格上昇の合理性を十分説明できない。
  - ・消費増税分だけでは上昇分を説明できない。
  - ・そもそも、前回補装具としての価格を引き上げたことにより、そちらで生じていた損失は少なくとも軽減したはずである。この点から考えれば、制度外販売価格への損失分転嫁はより小さく抑えられるはずながら、今回の調査結果は却って価格が上昇している。

今後、補装具としての販売と、補装具費支給制度外での販売それぞれの状況を踏まえた収益構造のより詳細な検討が必要と考えられる。

●価格以外の部分について

【種類について】

・平成 30 年度に改正された義眼内の種類、レディメイド（平成 30 年度に旧「普通義眼」をレディメイドとした）、オーダーメイド（同じく「特殊義眼」と「コンタクト義眼」を合わせてオーダーメイドとした）の種別を改めて地方自治体・関連医療機関に周知する必要があるのではないかと。調査結果では、この種類の名称の改正により、「個別に合わせて作る義眼を普通義眼と誤解された」状況が解消したという指摘がある一方で、福祉行政報告例におけるレディメイドの平均販売価格は、オーダーメイドの公定価格に近い数値であり、自治体の窓口ではいまだにレディメイドとオーダーメイドが混同されて事務処理されている可能性が考えられる。また、調査結果（「補装具制度における義眼の取扱についてのご意見記入欄」項目 1 の「種類について」）からは、一部の医師が種類（レディメイド、オーダーメイドの 2 種類）について必ずしも認識できていない状況も示唆される。

【手続きについて】

・「補装具費制度における義眼の取扱についてのご意見記入欄」の項目 2 にあるように、補装具費支給申請事務手続きに関する簡略化にかかる意見があった。そのなかで、直接的には本省ではなく自治体の職掌範囲内と思われる事柄ながら、一部自治体では「補装具費支給券、並びに委任状について、利用者が記入する欄（氏名、住所）を打ち込み済み」であるとの情報があった。こうした、視覚障害等の点で申請者の負担を軽減するのに有用と思われる事例情報を自治体間で共有できないか。

6 眼鏡について

発送数 7 回収数 3（回収率 42.9%）

価格等について回収数 3、収支について回収数 1

※収支については回収数が 1 件しかなく平均値等の算出もできないため、割愛。

1. 結果

●利用者向け実販売価格について（本体） 有効回答 2 件

有効回答が 2 件あったものについてのみ下記に示す。

表 6-1 本体価格について

矯正	度数	消費税	補装具価格 告示価格に対し、 ・消費税課税品については ×100 分の 110 ・消費税非課税品については ×100 分の 106 した金額 (単位：円)	回答数	回答より 令和 2 年度における利用者向け販売価格 平均値	
					基準の補装具として の実販売価格・ 単価 (単位：円)	同じ仕様のもので 補装具費制度によ らず利用者に供給 する場合の販売価 格・単価 (単位：円)
矯	6 D 未満	課	19,360	2	18,915	17,459

正 眼 鏡	6 D以上 1 0 D未満	税	22,220	2	24,476	24,646
	1 0 D以上 2 0 D未満		26,400	2	30,763	31,763
遮 光 眼 鏡	前掛け式	非 課 税	22,790	2	25,725	26,125
	掛けめがね式		31,800	2	23,339	24,017
	矯正機能付き 6 D未満		31,800	2	32,042	32,817
	矯正機能付き 6 D以上 1 0 D未満		31,800	2	43,895	52,250
	矯正機能付き 1 0 D以 上 2 0 D未満		31,800	2	48,400	38,500

・矯正眼鏡の 6D 未満、遮光眼鏡の掛けめがね式において回答の平均値が基準より安価であった。有効回答数が 2 件あった他の項目については、回答の平均値は基準より高価であった。

●製造業者の想定している利用者向け標準価格について（本体） 有効回答 1 件

この設問については有効回答が 1 件であったため、具体的な数値を挙げず、特記すべき傾向のみ記載する。

- ・矯正眼鏡レンズ、遮光眼鏡レンズとも、矯正機能で対応する矯正度数区分（D の数値の区分）が高いほど価格が高くなる。
- ・遮光眼鏡レンズについて、矯正機能がないもの 6 D 未満の矯正機能付きのものは同価格。

●利用者向け実販売価格について（修理） 有効回答3件

有効回答が2件以上あったものについてのみ下記に示す。

表6-2 修理価格について

	消費課税	補装具価格 告示価格に対し、 ・消費税課税品については ×100分の110 ・消費税非課税品については ×100分の106 した金額 (単位：円)	回答より 令和2年度における利用者向け販売価格 基準の補装具としての実販売価格・単価 (単位：円)				
			回答数	平均値	最高値	最低値	
枠交換	回答上 課税扱い	8,800	3	13,145	20,000	9,534	
ズ 矯 正 用 レ ン ズ 交 換	課税	6D未満	5,610	3	7,333	12,100	4,400
		6D以上 10D未満	7,095	3	12,366	20,900	7,947
		10D以上	9,240	3	16,140	25,850	8,250
		遮光矯正用 レンズ交換	非課税	11,766	3	6,757	8,171
		6D以上 10D未満	11,766	3	14,422	16,500	12,467
		10D以上	11,766	3	16,586	22,000	13,457
遮光用レンズ交換		11,766	3	8,967	14,300	6,000	

	消費課税	補装具価格 告示価格に対し、 ・消費税課税品については ×100分の110 ・消費税非課税品については ×100分の106 した金額 (単位：円)	回答より 令和2年度における利用者向け販売価格 基準の補装具と同じ仕様のものを補装具費制度 によらず利用者に供給する場合の販売価格・単価 (単位：円)				
			回答数	平均値	最高値	最低値	
枠交換	回答上 課税扱い	8,800	3	15,207	22,000	9,900	
ズ 矯 正 用 レ ン ズ 交 換	課税	6D未満	5,610	3	8,387	12,100	5,500
		6D以上 10D未満	7,095	3	12,787	20,900	8,250
		10D以上	9,240	3	15,767	25,850	8,250
		遮光矯正用 レンズ交換	非課税	11,766	3	6,367	7,000
		6D以上 10D未満	11,766	3	14,267	16,500	12,000
		10D以上	11,766	2	18,150	22,000	14,300
遮光用レンズ交換		11,766	2	10,450	14,300	6,600	

・枠交換については、基準の補装具としての実販売価格の最低値が9,534円（税抜8,667円）、補装具費制度によらず利用者に供給する場合の販売価格で9,900円（同9,000円）であった。

- ・矯正用レンズ交換、遮光矯正レンズ交換とも、いずれの回答においても、6D 未満の回答は、6D 以上 10D 未満ならびに 10D 以上より安価であった。また 6D 以上 10D 未満の回答は、いずれも 10D 以上と同額もしくはより安価であった。
- ・矯正用レンズ交換については、6D 未満、10D 以上の 2 区分において、現行基準より安い回答低い回答の双方があった。
- ・現行基準下では、遮光用レンズ交換、遮光矯正用レンズ交換は同金額（100 分の 106 倍の調整がされた金額ベースで 11,766 円）である。これに対し、回答における遮光用レンズ交換単価、遮光矯正用レンズ交換単価の関係はさまざまであった。すなわち、遮光用レンズ交換単価の回答は、遮光矯正用レンズ交換の 6D 未満より安価とするもの、同 6D 未満と同額とするもの、同 6D 以上 10D 未満ならびに 10D 以上と同額とするものがあった。

## ●補装具における眼鏡の取扱についての意見記入欄（有効回答 2）

### 【遮光眼鏡の矯正度数区分】

- ・遮光眼鏡の矯正度数付の度数区分の基準価格がすべて同一価格を区分ごとに基準価格を見直ししてほしい。
- ・遮光眼鏡においては屈折度数に関わらず金額が一定であるが、強度、最強度あたりになると主に厚みの問題から高屈折力レンズを希望される利用者が多く、また金額も高額となり利用者負担が増える傾向があり、屈折異常度に応じた段階的な金額設定が望ましいと考える。逆に、矯正眼鏡の 6D 未満と遮光眼鏡の掛眼鏡式（度なし）に関しては実勢価格の方が安価で、給付額を引き下げても良いのではないかと考える。

### 【視野障害について】

- ・現行の制度では視野障害のみでの視覚障害認定の場合は視力障害と異なり矯正が認められない状況です。たとえ視野障害であっても裸眼視力 0.1 の方や乱視のある方は矯正なしでは生活に困難は生じています。以前のように視野障害であっても矯正により QOL 向上が見込めるのであれば矯正を認めていただきたいです。

### 【その他】

- ・補装具申請時に眼科医による意見書など文書作成に係る費用が障害者の負担増になっていることがある
- ・矯正眼鏡において、世間では 40 歳以上の年代では累進屈折力レンズに代表されるいわゆる遠近両用メガネが一般的となってきており、補装具の給付規定に明記されることを望む。

## 6-2. 特記すべき考慮点

### ●価格について

結論としては、今回の調査結果からは、価格変更に必要な十分な根拠を得られなかった。ただし、今後、遮光眼鏡の矯正機能の有無や矯正度数区分に応じた価格設定をどうすべきか検討する必要がある。

#### ・枠交換について

修理項目の当該項目の回答はばらつきが大きかったものの、いずれの回答も基準金額を上回った。現行基準は告示価格ベースで 8,000 円に対し、回答最低値は補装具費の制度での販売価格で 8,667 円（税抜換算）、制度によらない販売で 9,000 円（同）であった。なお、枠交換については、自由記述欄での特記等は特になかった。

ただし、上記の結果数値を考慮し、基準価格を引き上げるには、下記の点で問題が考えられる。枠交換の価格を引き上げるとなれば、矯正眼鏡、遮光眼鏡（前掛式を除く）、弱視眼鏡（掛けめがね式）など枠を用いているものにかかる購入基準も引き上げなければ整合性が取れない。しかしながら、今回の調査結果では、矯正眼鏡の 6D

未満、遮光眼鏡の掛けめがね式において回答の平均値が基準より安価であり、枠部分の価格引き上げを相殺するだけ、レンズ部分（それぞれ修理基準の、矯正用レンズ 6D 未満、遮光用レンズ交換に対応）の価格を現行基準より引き下げなければ価格のつじつまが合わない。これらのレンズ交換の価格については、今回の調査結果では基準より高い回答と低い回答に割れており、今まで得られている情報だけでは価格引き下げを支持しがたい。以上のことを考えると、枠交換の価格引き上げを行い、これと併せて枠を含む眼鏡の購入の価格引き上げを行うと、価格の整合性が取れなくなる可能性があると言える。

・遮光眼鏡・遮光矯正レンズ交換の度数区分に応じた価格の設定について

今後、遮光眼鏡・遮光矯正レンズ交換の度数区分に応じた価格設定について検討する必要があると考えられる。ただし、今回の結果では具体的な価格案を形成するのに十分な根拠数値を得るに至らなかった。

今回の調査では、遮光眼鏡・遮光矯正レンズ交換の双方に共通し、全回答（購入基準の遮光眼鏡の利用者向け標準価格もしくは実販売価格、修理基準の遮光矯正レンズ交換）で共通して、6D 未満の回答は、6D 以上 10D 未満ならびに 10D 以上より安価であり、また 6D 以上 10D 未満の回答は、10D 以上と同額もしくはより安価であった。さらに、遮光矯正レンズ交換では、6D 未満で全回答とも現行基準額より安価であり、6D 以上 10D 未満ならびに 10D 以上では高価であった。さらに、自由記述欄でも、遮光眼鏡の基準額を矯正度数区分に応じて変更することの要望がふれられており、供給関係者に課題として認識されていることが示唆された。

以上を鑑みると、遮光眼鏡においても矯正度数区分に応じて販売価格が変わることは確認できており、矯正眼鏡と同様に矯正度数区分に応じた価格を離れた設定を検討することは自然と思われる。ただし、それを行うには矯正機能のない遮光眼鏡との価格バランスを考慮する必要があるもののその点十分な根拠を得られなかった。具体的には、今回の調査結果では、修理基準における、遮光用レンズ交換単価、遮光矯正用レンズ交換単価の関係が回答によりまちまちであった。仮に、遮光眼鏡・遮光矯正眼鏡レンズ交換の価格を矯正度数区分に応じて変更るとして、果たして遮光用レンズ交換の価格を遮光矯正眼鏡レンズ交換の各種矯正度数区分のものとの関係において、どの水準に設定すればよいのかを現状では決めがたい。このことは引いては、遮光眼鏡掛けめがね式の価格設定にも支障をきたすこととなる。

今後、こうした点について状況を解明して、適切な価格設定について検討する必要があることが課題として明らかになった。

●価格以外について

・視野障害のみでの視覚障害認定の人の状況や矯正眼鏡における遠近両用メガネの状況などについて、指摘があった。

7 座位保持椅子等（座位保持椅子、頭部保持具、起立保持具、排便補助具）について

発送数 27

回収数 23 うち取り扱いが無いとの回答 7、なんらかの有効回答が含まれていたもの 16

（有効部分のみの実質回収率  $16 \div (27-7) = 80.0\%$ ）

価格についての調査票回収数 16

（うちなんらかの有効回答が含まれていたもの 15、製造・輸入事業者 8、利用者向け販売事業者 12、双方に含まれるもの 5）

収支についての調査回収数 14 そのうち有効回答 14

7-1. 座位保持椅子等調査と基準額の検討方法について

- 本調査の結果から、少なくとも回答の対象となった個々の補装具において、下記の状況が明らかとなった。
- ・補装具費制度外での販売がある場合、その販売価格と基準の補装具としての実販売価格が等しい事例がほとんどであること。
  - ・座位保持椅子、起立保持具について、基準額と大きく乖離した価格のものが「基準の補装具」として販売されている事例が非常に多いこと、また同じ構成と考えられるもの間で価格のばらつきが大きいこと
  - ・座位保持椅子の価格のばらつきが大きいことから、これと組み合わせての構成が前提となる頭部保持具の価格の推定が困難であること。
  - ・排便補助具については、そもそもの基準での購入件数が少ない（平成30年度福祉行政報告例によれば、同年度計21件）こともあってか、回答件数が1件であった。

以上のことから、他の種目で用いてきたような、補装具費支給制度外の実販売価格に基づく価格検討が困難であることが明らかになった。

本レポートでは上に挙げた状況について説明するとともに、代替的な価格検討方法として、頭部保持具、起立保持具、排便補助具については、平成30年度福祉行政報告例における基準の補装具の購入事例（身体障害児、難病の合計）から購入1件あたりの金額を算出し、これを参考として検討を行う。頭部保持具、起立保持具、排便補助具の3種目は、本体の価格設定が1パターンのみであり、他に加算項目いや修理項目の設定もないため、福祉行政報告例から算出される購入1件あたり金額と基準額とを比較することが可能である。

## 7-2. 調査の結果

座位保持椅子（これと組み合わせて構成された頭部保持具等を含む）、起立保持具について基準の補装具としての実販売価格の回答状況を表7-1に示す（当該部分回答事業者数10。なお、個々の事業者が複数の機種について回答している場合があり、種別ごとの回答数は10を超える場合がある）。

表7-1 基準の補装具としての実販売価格（基準額、補装具費制度外での販売価格との比較）

種別	基準の補装具としての実販売価格				補装具費制度外での販売価格			備考	
	回答数	当該価格の基準額との比率			回答数				
		基準の補装具としての実販売価格が基準額を上回った件数	平均値	最低値	基準の補装具としての実販売価格との比較 同額	基準の補装具としての実販売額より高い額			
全体	22	16	173%	94%	15	14	1		
座位保持椅子	頭部保持具あり	17	12	149%	94%	12	12	0	
	うち、車載用のもの	13	8	127%	94%	11	11	0	
	うち、車載用でないもの	4	4	218%	210%	1	1	0	
	頭部保持具なし	5	4	255%	94%	3	2	1	
	うち、車載用のもの	3	2	122%	94%	1	0	1	
	うち、車載用でないもの	2	2	454%	449%	2	2	0	※1

起立保持具	10	10	933%	520%	8	8	0
-------	----	----	------	------	---	---	---

※1 排便補助具と組み合わせての構成事例を含む（希少事例と思われるが、この構成で間違いなことを回答者に確認済み）。

ここで、他の種目と比較して特徴的だったのは、下記の点である。

- ・基準の補装具としての実販売価格が、基準額を上回っていた事例が多かったこと（座位保持椅子で回答 22 件中該当 16 件、実販売額の基準額比平均 173%、起立保持具で回答 10 件中全件該当、同平均 520%）。座位保持椅子については、特に車載用でないものでさらに基準額を上回る度合いが強かった。
- ・補装具費制度外での販売価格が、基準の補装具としての実販売価格と同額であるケースが多い。座位保持椅子については、補装具費制度外での販売価格にかかる回答事例 15 件中 14 件、起立保持具については回答事例 10 件のすべてにおいてそうであった。これは、補装具費制度外での販売価格が補装具としての実販売価格と乖離していることの多かった他の種目と比較し特徴的であった。

基準の補装具としての実販売価格が、基準と乖離していることは卸単価・仕入単価からも示唆された。卸単価（回答 14 件）、仕入単価（回答 25 件）の基準額との比率の平均値は、それぞれ 784%、227%であった（なお、基準の補装具としての実販売価格との比率は、それぞれ、79.7%、66.8%とそこまで異常に高くはない）。

後述の自由記述での回答で差額自己負担に関する記載も見られるが、基準の補装具としての実販売価格が基準額を上回っているということは、そもそも、その仕様が、制度で基準として想定されたものと同等でないことも考えられる。また補装具費制度外の実販売価格の回答のほとんどは、基準の補装具としての実販売価格と同額であった。今回の一連のレポートでは、基準の補装具と同様の仕様のものの補装具費制度外販売価格が補装具の実販売価格と乖離している点に着目してきたが、座位保持椅子等の種目についてはそのような価格状況にないことが、調査の結果明らかになった。

これは、基準の示す用具の仕様が必ずしも明らかでないか、当初基準額設定時に想定したものと現状基準の補装具として補装具費の支給対象となっているものの実情と合っていない可能性を、数値面から示唆するものである。

#### ●営業収益（売上）に占める座位保持椅子等の比率、収支について

営業収益（売上）に占める座位保持椅子等の比率（回答数 14 件）については、平均値で

座位保持椅子 9.3%

頭部保持具 0.2%

起立保持具 2.0%

排便補助具 0.7%

であった。多くの事業所ではその比率は小さかったものの、一部で座位保持椅子の比率が 50%以上であり、その採算が収支に大きく影響することが推察された。

売上高営業利益率の平均は 3.1%、同経常利益率の平均は 3.5%であった（回答 13 件）

#### ●補装具費支給制度での歩行器の取扱についての意見記入欄

【価格について】

・弊社では補装具で主に車載用の座位保持椅子が販売されているが、扱っている製品および取り扱いのない

製品のほとんどの定価が、補装具の基準価格に、不足しているため ご利用者から不足分（差額）お願いしているので、価格の構成を他の種目から適応させてもらえるようにできるなどの対応可能にさせていただければ、もう少し利用者の負担が軽減されると思う。

- ・市場価格と支給額との乖離が激しく、差額が支払えずに制度利用できない実態がある。市場価格に見合う支給額を検討していただきたい。
- ・起立保持具について、ほぼ特例補装具の扱いとなり、地域によっては特例補装具だから認められないケースもある。市場実勢価格に見合う支給額を検討していただきたい。
- ・頭部保護帽の上限額をアップしてほしい。オーダーメイドになると金額が合わない。差額をもらっているがやむなしである。
- ・児童用のカーシートですが、頭部支持まで必要とする方には市場のカーシートの価格とあっていないため、差額が発生している。
- ・座位保持椅子は全て車載用（カーシート）の販売ですべて他社より仕入れ。全平均粗利率 21%。実質赤字品目です。
- ・起立保持具は\*\*\*台販売、すべて基準外交付のため記載してませんが、約 36 万の売価に対して粗利 6 万円。仮合わせ等を含めると実質赤字です。尚、現行の制度は木材を基準としており、弊社では製作したことがありません。
- ・座位保持椅子、起立保持具、排便補助具は、当社の取り扱っている品目（オーダーフレーム含む）に関して制度の予算形態を合わない部分が多々ある為、特例枠の活用がメインとなっている。
- ・起立保持具は、特例以外はありえない。価格の見直しをしてほしい。
- ・座位保持椅子も仕入高騰の為、必ず差額を頂いています。  
通常は良いのですが、生活保護の方からも徴収する必要があります。
- ・座位保持装置、車いすなどと比較して座位保持椅子、起立保持具は実態とかい離れた単価設定となっているが、長年改善されないままです。要望は多いのに事業者としては積極的に取り扱う品目にならず、他品目との抱き合わせで扱えるのが現状です。障害のある子供たちにとっては生活を充実し、成長発達を促し重度化を招かないためにも基本的には品目すべて必要だと思います。まず実態に合った単価に改善されることが必要と思います。
- ・現在の起立保持具の価格は 50 年前の製品をベースに考えられた価格であり、進歩した現在の起立保持具とは価格面で大きなギャップがある。起立保持具の有効性は判定医により充分認識されており、例えばある自治体では特例補装具として毎月数件処方されている。ただし、この特例の意味は、現制度では流通している起立保持具と価格面で乖離し過ぎているため特例扱いにしている、というのが実情である。また、他の自治体からも、どのような項目で支給すればよいか、といった質問が度々ある。これらの製品には座位

保持機能のオプションも多いことから、現在の座位保持装置の付属品基準額を加算できるようにすることが望まれる。

- ・座位保持椅子を車載用として申請する場合、給付額よりも製品価格が高額なため、ほとんどのケースが差額の手出しになってしまう。

#### 【種目・基準の体系について】

- ・すべての品目の価格設定や内容が古いままで、今の時代に適合していない。
- ・「起立保持具」→「立位保持装置」として種目化してもらえることが希望です。
- ・「座位保持椅子」は価格を車載用の価格を基準額とし、頭部保持具と排便保持具、「入浴用」を加えてひとつの種目としてはいかがでしょうか？
- ・修理基準が必要です。
- ・修理項目を追加してほしい。修理の要否が福祉によりバラツキが大きい。
- ・「臥位保持具」を新設して頂きたいです。
- ・排泄の自立も人にとって大事な要素だが、それに対応（利用）できる品目や価格、体系が足りていない。
- ・カーシートを座位保持椅子と別の制度としてほしい。  
カーシートは同じものを販売しても市町村ごとに計上できる見積金額（見積項目）が違う。  
起立保持具については制度内で購入できる商品はほぼありません。弊社での販売のすべては特例補装具です。実情にあった金額に変更しないと制度として機能しないと思います。
- ・座位保持椅子の車載用加算については、重度障害児への適合と安全の確保のためには、座位保持装置に準じた価格や体系が必要。同様に、起立保持具についても座位保持装置に準じた価格や体系が必要。
- ・腹臥位装置の項目追加をお願いします。
- ・頭部保持具は、基本単独ではなく、座位保持椅子とセットなので、座位保持椅子の中に組み込んでほしい。

#### 【その他】

- ・起立保持具は、申請の際、「特例補装具」か「座位保持装置」で申請しています。

### 7-3. 福祉行政報告例から推定される1件あたり金額の検討

上述のとおり、調査結果からは、補装具費支給制度外での販売価格に着目して価格設定をすることが、座位保持椅子等については現状のままでは困難であることが示唆された。

ここで、基準において種目内単一の価格設定がされている。頭部保持具。起立保持具。排便補助具について、平成30年度福祉行政例から算出される基準の補装具購入1件あたりの金額を参照したい。

表7-2 平成30年度購入1件あたり金額

	基準額 (円)	購入決定件数 (a)	購入金額総額 (b) (千円)	購入1件あたり金額 ※100分の106で 除算したもの (=b×1000÷a ÷(106÷100)) (円)
頭部保持具	7,100	459	4,188	8,608 (121%)
起立保持具	27,400	262	60,843	219,080 (800%)
排便補助具	10,000	21	703	31,581 (316%)

右端の「購入1件あたり金額」が算出された数値である。福祉行政報告例における購入金額総額を購入決定件数で割り、さらに基準額と比較可能になるよう100分の106で除算して算出している。また括弧内の数字は、基準額に対する比率を示している。

頭部保持具については、基準の補装具としての額が基準額比121%と高いものの極端に大きな乖離ではない。仮にこの水準まで基準額を引き上げれば、ある程度実態に対応できると考えられる。これに対し、起立保持具と排便補助具については、それぞれ基準額比800%、316%と基準額と実際の支給額との間に大きな乖離があることを示している。起立保持具については、表7-1に示した基準の補装具としての実販売価格の基準額比の平均値(933%)と比較的近い数値であり、同様の傾向を示したといえる。起立保持具と排便補助具については、仮にこの水準に価格を引き上げたとすれば価格格的なつじつまは合うかもしれないものの、しかしそもそもここまで価格が基準と乖離するということは、基準での用具の仕様の想定が現状と合っていない、あるいは明確でない可能性がある。まずはその点を検討する必要があると考えられる。

### 7-4. 特記すべき考慮点

- ・頭部保持具の基準額を7,100円から8,610円(あるいは8,608円を端数処理した数値)に引き上げることが考えられる。
- ・令和6年度以降の改正に向け、これらの種目の基準で想定するものの仕様を、現況や利用者が得られる効果の必要性等を踏まえ検討し、今後明らかにしていく必要がある。

## 8 歩行器について

発送数 15

回収数 12 うち取り扱いが無いとの回答1、なんらかの有効回答が含まれていたもの11

(有効部分のみの実質回収率  $11 \div (15-1) = 78.6\%$ )

価格についての調査票回収数 12

(うちなんらかの有効回答が含まれていたもの11、製造・輸入事業者9、利用者向け販売事業者6、双方に含まれるもの4)

8-1. 結果

●本体価格について

当該部分にかかる回答事業者数は5社であった。補装具費制度外での販売価格について2件以上の回答を得た種別についての結果を示す。

表8-1 補装具費制度外での販売価格と基準額：本体

種別	基準額 (単位： 円)	回答数		利用者向け販売価格	
		a) 基準の補装具としての実販売価格の回答が基準額の3倍未満の水準のもの	b) 基準の補装具としての実販売価格の回答が基準額の3倍以上の水準のもの	a) における回答 補装具費制度外での販売価格	
				平均値	最低値
802a 四輪型（腰掛つき）（胸郭支持具若しくは骨盤支持具つき）	39,600	0	2	-	-
803a 四輪型（腰掛なし）（胸郭支持具若しくは骨盤支持具つき）	100,600	1	1	基準額に近く、かつ基準額を超えない価格	
803b 四輪型（腰掛なし）（後方支持型）	60,600	2	0	60,064	59,528

本調査は、基準の補装具の価格に焦点を当てており、補装具費制度外での販売価格を問う設問でも対象は基準の補装具と同じ仕様のものとしている。しかしながら、併せて記入を求めた基準の補装具としての実販売価格の項で、基準額の3倍以上の回答が見られた（該当3件）。そこで、これを除いた集計を行ったところ、表8-1が示すとおり、2件以上有効回答があった種別においては基準額を上回る回答はなかった。

なお、卸単価（回答事業者数9。回答24件）・仕入単価（回答事業者数4。回答6件）の基準額に対する比率は、それぞれ230.0%、69.9%であった。ここで前者が極めて高い理由は基準額より高い販売価格を想定していると思われる機種を対象としたと思われる回答が多かったためである。なお、卸単価の利用者向け標準小売価格に対する比率は66.4%、仕入価格の基準の補装具としての実販売価格に対する比率は72.5%であり、大きな原価割れは確認されなかった。

●修理価格について

修理項目については、補装具費制度外での利用者向け販売価格の回答が2件以上見られた項目がなかった。一方、卸単価・仕入単価についても合わせてのべ5社回答記載があったなかで半数以上（3件以上）回答が得られたのは、「キャスター（大）交換」、「キャスター（小）交換」、「腰掛交換」の3項目であった。これらの項目の回答の平均値はいずれも基準額を下回っており、明確な原価割れは確認されなかった。

●営業収益（売上）に占める比率、収支について

営業収益（売上）に占める歩行器の比率については、回答中（有効回答6）最高値が6%であり、その次が3.6%と、それほど高い水準ではなかった。

なお該当事業者の歩行器以外を含めた事業全体の売上高営業利益率ならびに経常利益率の平均値はそれぞれ、4.4%、5.0%であった（それぞれ有効回答5）。

●補装具費支給制度での歩行器の取扱についての意見記入欄

【価格について】

- ・基準価格が実態と合わないので、流通する適正価格に引き上げていただきたい。
- ・現在の歩行器の価格は50年前の製品をベースに考えられた価格であり、進歩した現在の歩行器とは価格面で大きなギャップがある。歩行器の有効性は判定医により充分認識されており、例えばある自治体では特例補装具として毎月数件処方されている。ただし、この特例の意味は、現制度では流通している歩行器と価格面で乖離し過ぎているため特例扱いにしている、というのが実情である。また、他の自治体からも、どのような項目で支給すればよいか、といった質問が度々ある。これらの製品には座位保持機能のオプションも多いことから、現在の座位保持装置の付属品基準額を加算できるようにすることが望まれる。
- ・様々なタイプの歩行器が市場に存在する中で、基準化されているタイプが少ない。また、金額も乖離している。完成用部品のような枠組みがあってもよいのではないかと思う。
- ・製品化した歩行器「\*\*\*機種名\*\*\*」を製造、卸販売しておりますが、小児用で障害像も中度から重度な方が中心であるため姿勢保持機能や各部の角度可変機構が欠かせません。よって、歩行器の基準額で収めることが難しく、それ相当の価格となっております。自社の営業エリアでも販売しておりますが、やはり基準額を越えますので、意思が必要性を認められたら特例申請となります。\*\*\*前出とは別の機種名\*\*\*や形式の変わっていないトラディショナルな歩行器などを除き、他社様の製品、輸入品も含め、実勢価格と基準額との乖離を感じています。制度の見直しや調査をご検討いただければと存じます。

【その他】

- ・歩行器は、特例補装具で申請することも多い。

8-2. 特記すべき考慮点

●価格変更について

- ・本体・修理項目とも価格は積極的に価格変更を行う根拠は得られなかった。

●基準の内容について

- ・今後の課題として、基準の想定するものの仕様を再検討する必要があるのかもしれない。高額な機種などをすべて基準内に収める必要は必ずしもないものの、基準の想定仕様外なのか明確ではなく基準額の妥当性を考える際の制約となっている面がある。本調査の回答でも、「基準の補装具」としての設問に補装具としての実販売価格、補装具制度外での販売価格とも基準額を大きく上回る（基準額の3倍以上の水準）回答がいくつか見られた。これに関連して、自由記述欄に見られるように、基準の内容が現状に合っていないとの指摘も見られた。

9 歩行補助つえについて

発送数 14

回収数 10 うち取り扱いが無いとの回答3、なんらかの有効回答が含まれていたもの6

(有効部分のみの実質回収率  $6 \div (14-3) = 54.5\%$ )

価格についての調査票回収数7

(うちなんらかの有効回答が含まれていたもの5、製造・輸入事業者2、利用者向け販売事業者4、双方に含まれるもの1)

収支についての調査回収数7 そのうち有効回答6

9-1. 結果

●本体について

本体の販売価格については、4事業者から回答があった。各種別について、補装具費制度外での販売価格の回答が2件以上あったものについて、表9-1に平均値・最低値等を示す。

表9-1 補装具費制度外での利用者向け販売価格と基準額

種別	基準額	回答数	利用者向け販売					備考
			補装具費制度外での販売価格 回答を100分の106で除算 (単位:円)		修正提案価格			
			平均値	最低値	(単位:円)	現行基準との差額 (単位:円)	同左 差率	
松葉づえ(木製) B伸縮型	3,300	2	3,491	3,113				
松葉づえ(軽金属製) B伸縮型	4,500	3	5,148	4,500				
ロフストランド・クラッチ	8,000	3	8,733	8,679	8,680	+680	+8.5%	基準の補装具としての販売価格についての回答でも、9,200円(100分の106で除算して8,679円)との回答が複数事業者よりあり。うち1件は制度外販売価格の回答数3件とは別のもの。
多点杖	6,600	2	6,368	6,132				
プラットホーム杖	24,000	2	22,642	22,642				

ロフストランド・クラッチ

補装具費制度外での販売価格の最低値が基準額を超えているものとしては、ロフストランド・クラッチがあった。これは当該項目の回答数が3件あったほか、別回答の基準の補装具としての実販売価格でも基準額を超える数値(補装具費制度外での販売価格の最低値と同額)が記載されていた。また補装具費制度外での販売価格・基準の補装具としての実販売価格を通じて、現行基準額以上の回答があった対象機種は複数製品(2つのメーカーの計2製品)にわたっていた。当該回答の絶対数は必ずしも多くないものの、本設問回答事業者4社のうち3社までが、

このロフストランド・クラッチの補装具費制度外の販売価格もしくは基準の補装具としての実販売価格の少なくとも1つについて基準額を超える価格を回答していた。また残る1社はロフストランド・クラッチについて制度外での販売は行っておらず、基準の補装具としては基準額で販売しているとの回答をしていたものの、後述の自由記述欄においてロフストランド・クラッチの価格が市場価格に合っていないことを回答していた。つまり、当該設問の回答事業者の4社すべてから当該項目の基準額と市場価格の乖離を示す何らかの回答を得たことになる。以上の結果から、当該基準を8,000円から8,680円（補装具費制度外の販売価格の最低値を端数処理した値）に引き上げ検討の必要性があると考えられる。

#### カナディアン・クラッチ

カナディアン・クラッチについては、回答数が1件と極めて少なかったため表9-1には含めていない。しかしながら、カナディアン・クラッチは、上述のロフストランド・クラッチとともに現行基準で8,000円と同額が設定されている。

カナディアン・クラッチがロフストランド・クラッチと比較してもものとしての類似性が高いとみなせる場合、カナディアン・クラッチの基準額をロフストランド・クラッチと同額に設定することが妥当と考えられる。それは、下記の理由による。

本調査におけるカナディアン・クラッチの補装具費制度外の販売価格の回答は1件だけだったものの、その数値は表9-1におけるロフストランド・クラッチにおける同価格の最低値（8,679円）とほぼ同額であった（ともに回答値を100分の106で除算した後の値。カナディアン・クラッチの数値のほうがわずかに高いものの、ほぼ同額）。以上のことから、カナディアン・クラッチの調査結果は件数が少ないものの、その回答値は基準額をロフストランド・クラッチと同水準まで引き上げることと整合的と言える。

#### その他

なお、表9-1のいずれの種別についても補装具費制度外の販売価格の回答値（100分の106で除算しない値）について基準額以上の値が1つ以上含まれていることから、価格の引き下げはおこなわない。

なお、回答による卸単価（回答事業者数2）、仕入単価（同4社）が基準額に占める割合は、それぞれ61.8%、57.1%であった。

#### ●修理項目について

修理項目のうち「脇当交換」については補装具費制度外での販売価格の回答が2件、卸単価・仕入単価に関する回答が計2件あった。卸単価・仕入単価のうち1件は基準額を超える数値ではあったが、価格の引き上げ材料となるような回答はそれ1件のみであったことと、回答数が少ないことを考慮し、価格は据え置きとする。

#### ●収支について

営業収益（売上）に占める該当事業の比率が小さく、事業者全体の収支に大きな影響は与えないと考えられる（製造・輸入事業者で最大1.2%、利用者向け販売事業者で最大0.1%）。

#### ●補装具費支給制度での歩行補助つえの取扱についての意見記入欄

【価格について】

- ・ロフストランドクラッチの価格が市場価格にあっていない。(公費基準が安い)

#### 【その他】

- ・セブクラッチが必要な利用者様に対して品物の種類があまりなくて金額も高いので セブクラッチの項目があるといいと思います。
- ・歩行器 4 輪型で前輪を自在車輪と限定しないで欲しい。安価で使える商品の枠が広がる。
- ・歩行器の種類が増えどこまでが歩行器でどこからが歩行車やシルバーカーがわかりにくくなってきており非課税の歩行器も少なくなっているのももう少し対象を広げてほしい。

### 9-2. 提案

#### ●本体価格について

- ・ロフストランド・クラッチの基準額を、8,000 円から 8,680 円（補装具費制度外の販売価格の最低値を端数処理した値）に引き上げることが考えられる（表 9-1）。ただし、提案の根拠となった回答事業者数は 4 社とその絶対数は必ずしも多くはない。
- ・なおカナディアン・クラッチがロフストランド・クラッチと比較してもものとしての類似性が高いとみなせる場合、カナディアン・クラッチの基準額をロフストランド・クラッチと同額に設定することが考えられる。

#### ●修理価格について

- ・価格を変更する積極的な根拠は得られなかった。

### 10 重度障害者用意思伝達装置について

販売事業者向け調査 発送数 38 返送数 21 うち有効回答 3

(実質的な回収率 15.0%)

=有効回答数 ÷ (発送数 - 該当種目の取扱がないことを確認できた数)

= 3 ÷ (38 - (21 - 3))

※前回までの方法を踏襲し、日本車椅子シーティング協会会員中 38 社に発送、21 社から返送。うち 3 社について当該種目の取扱ありとの回答であった。

(別途、井村保氏が実施したもの)

製造事業者向け調査 発送数 11 返送・有効回答数 11

※重度障害者用意思伝達装置 15 機種（うち基準相当 14 機種）のメーカー 11 社を対象に令和元年に実施。

#### 10-1. 結果

#### ●本体の販売価格について（販売事業者向け調査より。有効回答者数 2、回答数 3）

- ・2 機種について計 3 件の回答を得た。

該当機種はいずれも、「文字等操作入力方式。ソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。(通信機能が付加されたもの)」に相当。

仕入原価率は 74~76%

うち 1 機種については、補装具費支給制度外での販売実績があった。その際の販売価格は基準の補装具としての販売価格と等しかった。

表 10-1 利用者向け販売価格

種別	基準額	回答数	仕入単価 (単位：円)	基準の補装具としての実販売価格 100 分の 106 で除した値 (単位：円)	同じ型番のものを補装具費制度によらず供給する場合の販売価格 100 分の 106 で除した値 (単位：円)
			平均値	平均値・最低値	実数
文字等走査入力方式ソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。(通信機能が付加されたもの)	機種 A	450,000	358,333	450,000	450,000 ※この部分回答 1 件
	機種 B	450,000		450,000	—

販売店調査の結果の部分では、本体の基準額変更については、基準の補装具の実販売価格に比べ、制度外での販売価格が上回るということはなく（制度外での供給での販売価格の回答は 1 件のみながら）、積極的にその必要性等を支持する材料は確認されなかった。

●本体の原価について（製造事業者向け調査より。有効回答数 5）

・回答結果から推定される原価販売価格比（※）は、自社開発ソフトウェアが含まれるか否かにより傾向が異なった。

※ここで原価としては、下記を合算した数値である。

- ・筐体仕入原価（OS 取得費用を含む）
- ・各種本体付属品仕入原価
- ・機能部分（意思伝達ソフトウェア）入手費用
- ・組み上げ・確認に要する作業費相当額（工賃）

なお、販売前・販売時・販売後の関連対応費用については、利用者請求をしない場合を含め算入していない。

以下「原価販売価格比」という言葉を用いるが、これは上で述べた原価を「利用者向け販売価格」で除算したものである。通常製造事業者についてのこの種の評価を行う場合、原価率として、卸価格に対する原価の比率を指すと思われる。しかしながら、本調査で原価と卸価格の両方の回答のあった機種が 4 機種にとどまったため、便宜上このように取り扱う。

表 10-2 原価販売価格比について（1）：原価にかかる回答状況

機種の価格帯	回答機種数 (a)	うち原価回答数 (b)	うち原価が利用者向け販売価格の 8 割以上のものの数 (c)	a に占める c の比率	備考

450,000 円	8	3	2	25%	<p>原価にかかる回答のあった 3 機種全体での原価販売価格比の平均は 93.2%である。つまり 3 機種の原価の平均値は利用者向け販売価格を超えてはいない。</p> <p>ただし、原価が利用者向け販売価格の 8 割を超えた 2 件の原価販売価格比は平均 108.8%と極めて高く、うち 1 件は 100%を大きく超えていた（原価が販売価格を超えていた）。またこの 2 機種については卸価格の回答があり、ともに原価は卸価格を超えていた。</p> <p>上記 2 件は自社開発機能部分（ソフト）の原価比率が極めて高かった（当該部分を除いた原価販売価格比は 2 機種平均 32.2%）。</p> <p>他に 2 件原価の一部だけの回答あり。</p>
198,000 円	2	0	0	0%	
150,000 円以下	4	2	2	50%	<p>原価が利用者向け価格の 8 割を超えた 2 件とも基準の最安項目における基準額 143,000 円未満の価格設定。</p> <p>2 機種のうち 1 件は原価が販売価格を超えていた。またこの 2 機種については卸価格の回答があり、ともに原価は卸価格を超えていた。</p>
計	14	5	4	50%	

自社開発ソフトウェアが含まれるもの（4 機種）については、原価販売価格比は 88%～122%。このうち、自社開発ソフトウェアの入手費用の意思伝達装置価格に対する構成比が、3 機種について 7 割以上と大きな比率を占めていた。

一方、自社開発ソフトウェアが含まれないもの（1 機種）については、原価販売価格比は上記より低めであった。

なお、これらのうち筐体として PC を使用するものの該当部分価格は、30,000～98,500 円であった。

- ・原価にかかる回答があったものについて、原価販売価格比が高い機種があり、中には原価が販売価格を超えたり（2 機種）、卸価格を超えている（4 機種）ものがあつた。原価が高いものについては、そのハードウェアの費用のような限界費用（製品 1 台供給を増加させるごとに追加的に生じる費用）というより、自社開発ソフトウェアの費用のような固定費用的側面が強いものが高い割合を占めていた。なお、使用 PC の費用等についてはほどほどのものが使用されていると思われる。

表 10-3 原価販売価格比について（2）：全体的な原価販売価格比の状況

	回答のあった機種数	原価販売価格比推定値の 平均値	備考
原価販売価格比 （組み上げ・確認に要する 作業費等含む）	5	95.5%	
機能部分（ソフト）を除いた 原価の販売価格比	4	44.4%	※ソフトウェア単体のものは除いた。

自社開発ソフトウェアの費用をどう評価するかという面はあるが、個別の採算性についてはさらなる情報収集とそれを踏まえた価格妥当性の検討が必要である。

製造業者向け調査の部分からも、本体の基準額変更について考えると、下記の理由からその必要を十分に認めることは難しく、またその変更案を支持する根拠数値は認められなかった。以下、表 10-2 に基づいて述べ

る。

- ・回答を得られた機種の中なかで、原価に関する回答率が低く、基準額変更の積極的な材料とするには必ずしも十分とは言えなかった。

#### 45万円クラス（該当8機種）

一部で原価的に厳しいと思われる機種は確認されたものの、原価にかかる回答率が低かった。

原価にかかる回答を得られたのは3機種のみ。原価販売価格比の平均は93.2%である。つまり3機種の原価の平均値は利用者向け販売価格を超えてはいない。3機種のうち原価的に厳しい（仮の基準として原価販売価格比8割以上）のは2機種。この2機種については原価が卸単価を超えており、製造事業者の採算は厳しいと考えられる。しかしながら、原価の回答（3）の中なかでは過半数の採算が厳しいとはいえ、回答の絶対数は2であり、さらに同クラス（8機種）の25%しか該当を確認できない。

#### 198,000円クラス（該当2機種）

原価に関する回答なし。

#### 15万円以下クラス（該当4機種）

2機種で原価販売価格比が高く（8割以上）、またともに原価が卸価格を超えていた。しかしながら、それらについては基準額で定められた価格上限より低く価格設定（10万円未満）がされており、基準が引き上げられなくても製造事業者がもし妥当と判断するなら自己判断で値上げすることは可能と思われる。

- ・上述の45万円クラスで原価的に厳しいと思われる2機種について、原価の大きな部分を自社開発機能部分（ソフト）が占めている。仮に数が出た場合、供給時に必要な追加費用はある程度限られる、もしくは下がっていくことが考えられる。ソフトの部分の原価販売価格比に占める大きさと合わせて考慮すると、仮にこうした原価を基に基準額案を考えるにしても今後の状況で原価が変わることが推測され、もう少し精査が必要。

### ●修理価格について（販売事業者向け調査より。有効回答者数3）

- ・補装具としての販売価格については2社より回答があった。

※回答事業者数が少なく、かつ必ずしも自明的でない数値を含むため、集計表は付さず提案に直結する状況のみ下記で述べる。

A社は16項目中10項目に記入があり、うち5項目は基準額での回答、他の5項目は基準額の69~90%の数値での回答であった。B社は6項目について基準額での回答であった。

- ・補装具費制度外での販売価格については、B社は発売実績なしとしており、残る2社で価格の記載があった。A社は10項目について基準額×100分の106の数値に対し、81~134%の数値での回答で、いずれの項目についても補装具としての販売価格より高い数値であった。C社は「制度価格に基づいた金額を頂くこととしています。」として、全16項目について補装具費の基準額との同額の回答であった。
- ・仕入単価については、A社、B社より回答があり、補装具としての販売価格に対する比率としてそれぞれの社内での平均が75~81%であった（各修理項目の仕入単価の補装具としての販売価格に対する比率をそれぞれの社内での平均値を算出）。ただし、「圧電素子式入力装置（スイッチ）交換」（基準額38,000円。100分の106を掛けた値で40,280円）については、B社で仕入単価が補装具としての販売価格を上回っていた。同社からは「空気圧式入力装置（スイッチ）交換」については回答がなかったものの、これら両項目とも事実上共通する1製品しか存在しないということであり、「空気圧式入力装置（スイッチ）交換」についても同じ状況だと言える。ただし、これら項目についてA社では、仕入単価は補装具としての販売価格を超えていない。
- ・A社での回答では補装具費制度外での販売価格が基準額より高かったり安かったりしたものの、他方C社では補装具費制度外でも基準額での販売をしており、これだけでは価格変更を積極的に提起するには当たらない。

・ただし、「圧電素子式入力装置（スイッチ）交換」、「空気圧式入力装置（スイッチ）交換」については、価格変更を検討する必要性がある。これは下記の理由による。

- 両項目に該当する製品が事実上単一製品であり、その販売価格が 40,000 円（本体価格）である（これに対し、対応する基準額は 38,000 円）。
- 該当項目について補装具費制度外での販売価格の回答は C 社で基準額 38,000 円だったものの、A 社では 44,000 円の回答であった（金額から、おそらく消費課税時の金額か。仮にそう仮定すると本体価格ベースで 40,000 円）。
- B 社において、同項目の補装具としての仕入単価が基準額に 100 分の 106 を掛けた額は 40,280 円を上回っていた（ただし A 社ではそうではない）。

基準額の候補としては 40,000 円が考えられる。

●販売関連対応・メンテナンス対応について（製造事業者向け調査より。回答数 14（基準補装具用製品部分））

製造事業者として、販売前および販売時対応、販売後対応（アフターフォロー）を行っているか、その際利用者に費用の請求をおこなうかなどを問うた。作業内容としては、下記を想定している。

販売前および販売時対応

- ・事前デモ
- ・判定立ち合い
- ・訪問設置
- ・初期設定変更
- ・その他

販売後対応（アフターフォロー）

- ・設定変更
- ・故障確認・修理（オンサイト）
- ・故障確認・修理（センドバック）
- ・その他

その結果、下記のことがわかった。

表 10-4 販売関連対応・メンテナンス対応について  
（該当する機種の数）

		なんらかの対応あり			対応なし	販売事業者により異なる	不明
		原則無償	有償	有償・無償不明			
販売前および販売時対応	製造事業者	4	3	2	4	1	0
	販売事業者	3	1	2	2	5	1
販売後対応（アフターフォロー）	製造事業者	5	5	1	2	1	0
	販売事業者	2	2	1	3	5	1

- ・基準補装具用の重度障害者用意思伝達装置 14 機種のうち、9 機種で製造事業者が販売前および販売時対応、販売後対応（アフターフォロー）のうち少なくともいずれかについて対応をする。別の 1 機種については、販売店との調整により対応する場合がある。
- ・製造事業者による販売前および販売時対応のうち「その他」を除く事項について、少なくとも 3 機種で利用者が費用負担を求められることがある（0~80,000 円）。
- ・製造事業者による販売後対応（アフターフォロー）のうち「その他」を除く事項について、少なくとも 5 機種で利用者が費用負担を求められることがある（3,000~80,000 円、あるいは実費）。
- ・なお、販売店の対応については、つぎのようであった。販売前および販売時対応については、6 機種で基本的

に対応（うち1機種で利用者に請求あり）、5機種で販売事業者によっては対応。販売後対応（アフターフォロー）については、5機種で基本的に対応（うち2機種で利用者に請求あり）、5機種で販売事業者によっては対応。

●販売店の取扱事業のうち重度障害者用意思伝達装置の占める割合（販売店向け調査より。回答数3）

- ・営業収益（売上）に占める重度障害者用意思伝達装置の占める割合は、0~3%と各社とも低い水準であった。

●補装具費制度における重度障害者用意思伝達装置の取扱についての意見記入欄（販売店向け調査より。回答数3）

【販売店の取り扱い状況について】

- ・意思伝達装置について当県では弊社しか提供する事業者が存在しなくなっていました。初期の段階では何社か取り扱いがあったが徐々に撤退していきました。理由として考えられることは、① 手間がかかる割には利益が少ない。② 故障した際の対応がとても大変である。（日常的に意思伝達装置に依存しているので、故障した時の影響が大きく支援者が困り果てる）③ 意思伝達装置以外の設定も求められるケースがある。（意思伝達装置に付属する環境制御装置の設定（テレビのリモコン等））④ 意思伝達装置はパーソナルコンピューターであり、支援者にある程度パソコンの知識がなければ、何か異常があると直ぐに会社に連絡があり対応せざるを得ない。（アフターサービスについて有償と無償が非常にあいまいになりがちである。）などがあげられる
- ・利用者様より希望があれば取り扱いを致しますが、近年弊社では取り扱っていないため仕入れ価格等金額がわからないため未入力にさせていただきました。

【販売店の採算について】

- ・身体の状態の変化にすぐに対応できるように交付の段階で2種類のスイッチを同時に認めてもらえるようになると利用者様にとってすごくいいと思う（現状認められるのは1種類で、状態の変化によりスイッチを交換する場合、新たにDrの意見書が必要になるので許可がでてお渡しするまでに時間がかかる）

10-2. 特記すべき考慮点

●現行の基準の項目について

- ・購入基準については価格を変更する積極的な根拠は十分には得られなかった。
- ・修理基準については、「圧電素子式入力装置（スイッチ）交換」、「空気圧式入力装置（スイッチ）交換」について現行基準額38,000円を40,000円とすることが検討対象として考えられた（100分の106を掛けたあとの数値で42,400円、単体として扱われるなど消費課税時44,000円）。

●販売関連対応・メンテナンスについて

- ・製造事業者・販売事業者により販売前および販売時対応、販売後対応（アフターフォロー）がおこなわれている機種があり、その費用は事業者が負担する場合、利用者が負担する場合が入り混じっていると考えられる。自由記述回答の件数が少ないため明確なことは言えないものの、こうした対応が事業者の負担になっている可能性があり、またそれが販売事業者の減少に関連している可能性が考えられる。将来的には、こうしたサービ

スの費用を制度のなかでどう扱うのか検討することも必要かもしれない。

**F. 健康危険情報**

(なし)

**G. 研究発表**

(なし)

**H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む)**

(なし)

補装具製作・販売費用実態調査  
調査票E：収支について

国立障害者リハビリテーションセンター研究所  
我澤 賢之、山崎伸也

※本研究は、厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者対策総合研究事業「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究」(研究代表者 山崎伸也)を受け行っております。

●事業所名・所在地・ご回答担当者様等について

貴事業所ならびにご回答いただく担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス (メールご使用の場合)	

事業所の収支と総売上に占める補装具売上の比率について、おうかがいします。  
 ※補装具価格の設定水準がどの程度収支等に影響を及ぼしているかの分析に使用します。  
 ※記入いただくことが可能な項目のみ、ご回答ください。

●1. 収支について

収支：令和2年11月1日時点での直前の会計年度についてご記入ください。

<b>費用</b>		<b>収益</b>	
営業費用	<input type="text"/> 千円	営業収益	<input type="text"/> 千円
(うち販売費及び一般管理費 <input type="text"/> 千円)			
営業外費用	<input type="text"/> 千円	営業外収益	<input type="text"/> 千円
経常費用	- 千円	経常収益	- 千円
営業利益	- 千円		
営業外利益	- 千円		
経常利益	- 千円		

<b>売上高比</b>	
営業費用	- %
販売費及び一般管理	- %
営業利益	- %
営業外利益	- %
経常利益	- %

●2. 営業収益(売上)に占める補装具(製造・修理)等売上の割合

	(販売店への卸販売 が占める比率)	(利用者への販売が占める比率)	
		a 補装具費制度による販売	b 補装具費制度外での販売(自費、他制度など)
視覚障害者安全つえ	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %
義眼	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %
眼鏡	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %
補聴器	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %
車椅子	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %
電動車椅子	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %
座位保持椅子	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %
起立保持具	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %
頭部保持具	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %
排便補助具	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %
歩行器	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %
歩行補助つえ	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %
重度障害者用意思伝達装置	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %
営業収益全体に占める割合 小計	- %	- %	- %
営業収益全体に占める割合 合計	- %		

補装具製作・販売費用実態調査  
調査票 F O 1 : 車椅子について

国立障害者リハビリテーションセンター  
我澤 賢之、山崎伸也

※本研究は、厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者対策総合研究事業「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究」（研究代表者 山崎伸也）を受け行っております。

●事業所名・所在地・ご回答担当者様等について

貴事業所ならびに担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス	

補装具としての車椅子の取扱の有無について、  
下記のうち該当する項目に○、該当しない項目に×をお書きください。

製作または輸入の取扱がある。

販売の取扱がある。

修理の取扱がある。


※1つ以上に○がある場合 → 以下の設問にお答え下さい。

※すべて×である場合 → ご回答いただく箇所はここまでです。ご協力ありがとうございます。  
お手数ですが、eメールにてご返送ください。

宛先: [pri-hosougu@rehab.go.jp](mailto:pri-hosougu@rehab.go.jp)

本調査票ですが、下記のように構成されております。

シートの名称	説明
シート ご回答者様について	ご回答者様の情報についてご記入をお願いします。
シート 調査票の構成	このシートです(ご記入は不要です)
シート 1-1 自社製造 障害者総合支援法における基準の補装具として規定される仕様の車椅子(自社製造製品)の価格等について	障害者総合支援法による <b>補装具の車椅子(購入項目)</b> を製造されている場合、 <b>ご回答をお願いします。</b> ・各行毎に一つの機種となっています。該当機種毎に種別(補装具としての車椅子の種別)、本体に付随する構造、本体のみの構成(基本構造・本体に付随する構造のみ)での卸価格等を記入してください
シート 1-2 輸入 障害者総合支援法における基準の補装具として規定される仕様の車椅子(輸入製品)の価格等について	障害者総合支援法による <b>補装具の車椅子(購入項目)</b> を輸入されている場合、 <b>ご回答をお願いします。</b> ・各行毎に一つの機種となっています。該当機種毎に種別(補装具としての車椅子の種別)、本体に付随する構造、本体のみの構成(基本構造・本体に付随する構造のみ)での卸価格等を記入してください
シート 1-3 利用者向け販売 障害者総合支援法における基準の補装具として規定される仕様の車椅子の利用者向け販売について	障害者総合支援法による <b>補装具の車椅子(購入項目)</b> の利用者向け販売をされている場合、 <b>ご回答をお願いします。</b> 自社製造・輸入をされている事業所で利用者向け販売も行っている事業所は <b>こちらもご回答ください。</b> ・各行毎に一つの機種となっています。該当機種毎に種別(補装具としての車椅子の種別)、本体に付随する構造、本体のみの構成(基本構造・本体に付随する構造のみ)での各種価格等を記入してください
シート 1-4 修理	障害者総合支援法による <b>補装具の車椅子の修理基準項目</b> にかかる <b>製作・修理・販売の取扱のある場合、ご回答をお願いします。</b> ・該当項目の各種価格等を記入してください。
シート 1-5 修理項目の整合性	車椅子と電動車椅子の両種目の修理基準で同じ名前のもが含まれている項目等について、その内容が同一かどうか等を記入してください。
シート 1-6 その他	補装具における車椅子の取扱について、ご意見等ございましたらご記入ください(本設問は自由記入形式となっております)。
シート 種別番号(車椅子)	補装具費支給制度による車椅子の分類をコード化した一覧表です。設問1-1~1-3で「種別」欄をご記入の際、ご参照ください。(このシート自体ご記入不要です)
シート 基本構造以外	「車椅子」基本構造以外の構造及び部品一覧をコード化した一覧表です。設問1-1~1-3で「基本構造以外の構造」欄をご記入の際、ご参照ください。(このシート自体はご記入不要です)







貴事業所において総合支援法による補装具用車椅子の修理項目に係る製造・輸入・販売のいずれかを取り扱っておられましたら、ご回答をお願いします。

1-4 車椅子修理基準調査票

項目	製造・輸入事業者		利用者向け販売事業者			
	卸単価 (円)	仕入単価 (円)	(参考)補装具修理 項目単価(円) 告示に記載されて いる価格 (基準額)	告示記載 の100分 の106の 価格	基準の補 装具とし ての実販 売価格・ 単価(円)	補装具費 制度によ らない場 合の販売 単価(円)
1			4,090	4,335		
2			10,000	10,600		
3			19,080	20,225		
4			30,000	31,800		
5			45,000	47,700		
6			30,000	31,800		
7			31,300	33,178		
8			10,000	10,600		
9			25,750	27,295		
10			7,460	7,908		
11			1,920	2,035		
12			8,860	9,392		
13			10,190	10,801		
14			10,330	10,950		
15			5,830	6,180		
16			3,830	4,060		
17			3,700	3,922		
18			15,090	15,995		
19			12,080	12,805		
20			7,180	7,611		
21			8,100	8,586		
22			4,620	4,897		
23			4,600	4,876		
24			9,010	9,551		
25			3,310	3,509		
26			7,050	7,473		
27			6,060	6,424		
28			6,200	6,572		
29			3,610	3,827		
30			3,610	3,827		
31			2,700	2,862		
32			5,780	6,127		
33			7,450	7,897		
34			10,290	10,907		
35			6,790	7,197		
36			3,780	4,007		
37			4,160	4,410		
38			1,500	1,590		
39			1,500	1,590		
40			27,080	28,705		
41			8,750	9,275		
42			10,000	10,600		
43			16,970	17,988		
44			6,800	7,208		
45			15,800	16,748		
46			8,400	8,904		
47			22,100	23,426		
48			10,700	11,342		
49			8,500	9,010		
50			3,200	3,392		
51			22,180	23,511		
52			9,100	9,646		
53			8,000	8,480		
54			7,970	8,448		
55			1,630	1,728		
56			430	456		
57			670	710		
58			5,240	5,554		
59			8,740	9,264		
60			4,470	4,738		
61			8,820	9,349		
62			8,000	8,480		
63			5,800	6,148		
64			7,500	7,950		
65			5,500	5,830		
66			16,120	17,087		
67			5,000	5,300		
68			6,820	7,229		
69			4,270	4,526		
70			4,190	4,441		
71			5,930	6,286		
72			2,450	2,597		
73			4,300	4,558		
74			10,900	11,554		
75			4,100	4,346		
76			17,900	18,974		
77			6,100	6,466		
78			7,000	7,420		
79			16,000	16,960		
80			3,000	3,180		
81			6,050	6,413		
82			3,750	3,975		
83			8,670	9,190		
84			30,000	31,800		
85			13,000	13,780		
86			25,000	26,500		
87			10,190	10,801		
88			10,430	11,056		
89			2,500	2,650		
90			10,000	10,600		
91			15,000	15,900		
92			1,800	1,908		
93			15,000	15,900		
94			4,290	4,547		
95			5,040	5,342		
96			7,840	8,310		
97			3,000	3,180		
98			12,000	12,720		
99			34,720	36,803		
100			56,020	59,381		
101			25,000	26,500		

1-5 車椅子と電動車椅子の修理項目の整合性

車椅子と電動車椅子の修理項目のうち、同一名称が付されているものなどで同一物と思われるものに関連してご回答ください。

**※一部の事業所様には本調査票と併せて「調査票F02:電動車椅子について」をお送りしております。この1-5の設問と同じ設問がそちらの調査票にもございます(シート「2-5 修理項目の整合性」)。全く同内容の設問となりますので、そちらをご記入いただけます場合、こちらの1-5については記入不要です。**

該当物が両種目間で同一と考えられる項目には「○」、異なると考えられるものには「×」をプルダウンメニューから選択してください。

連番	修理項目名	同一か否か
1	バックサポート交換	
2	延長バックサポート交換	
3	バックサポートパイプ交換	
4	張り調整式バックサポート交換	
5	跳ね上げ式アームサポート交換	
6	フットサポート交換	
7	フットサポート交換 / 前後調整の構造を有する場合	
8	ヘッドサポートベース(マルチタイプ)交換	
9	座奥行き調整(スライド式)部品交換	
10	サイドガード交換	
11	タイヤ交換	
12	転倒防止装置(キャスター付き折りたたみ式)交換	
13	栄養パック取り付け用ガードル架交換	
14	点滴ポール交換	
15	日よけ(雨よけ)部品交換	
16	痰吸引器搭載台交換	

その他、両種目間で同一と思われる項目等ございましたら、ご記入ください。

1-6 補装具制度における車椅子の取扱いについてのご意見記入欄

補装具における車椅子の取扱いについて、ご意見等ございましたらご記入ください。

お忙しいなか調査回答にご協力いただきまして、ありがとうございました。

種別番号について

種別番号	種目	名称	基本構造	基準額 (オーダーメイド又はモジュラータイプ) (円)	基準額 (レディーメイド) (円)
101	車椅子	普通型	折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。 JIS T 9201-1998 又は JIS T 9201-2006 による。	100,000	75,000
102	車椅子	リクライニング式普通型	背もたれの角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	120,000	90,000
103	車椅子	ティルト式普通型	座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。	148,000	111,000
104	車椅子	リクライニング・ティルト式普通型	背もたれの角度を変えることができ、座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。	173,000	129,750
105	車椅子	手動リフト式普通型	座席の高さを変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	232,000	174,000
106	車椅子	前方大車輪型	折りたたみ式で前方に大車輪のあるもの。	100,000	75,000
107	車椅子	リクライニング式前方大車輪型	背もたれの角度を変えることができるもの。その他は前方大車輪型と同じ。	120,000	90,000
108	車椅子	片手駆動型	折りたたみ式で片側にハンドリムを二重に装着して、片麻痺患者が使用できるもの。	117,000	87,750
109	車椅子	リクライニング式片手駆動型	背もたれの角度を変えることができるもの。その他は片手駆動型と同じ。	133,600	100,200
110	車椅子	レバー駆動型	レバー1本で駆動操舵ができ、片麻痺患者が使用できるもの。	160,500	120,375
111	車椅子	手押し型 A (大車輪のあるもの)	原則として介助者が押して駆動するもの。(折りたたみ式、非折りたたみ式) A 大車輪のあるもの	82,700	62,025
112	車椅子	手押し型 B (小車輪だけのもの)	原則として介助者が押して駆動するもの。(折りたたみ式、非折りたたみ式) B 小車輪だけのもの	81,000	60,750
113	車椅子	リクライニング式手押し型	背もたれの角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。	114,000	85,500
114	車椅子	ティルト式手押し型	座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。	128,000	96,000
115	車椅子	リクライニング・ティルト式手押し型	背もたれの角度を変えることができ、座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。	153,000	114,750

「車椅子」基本構造以外の構造及び部品一覧

部位等	該当する修理項目	番号
背もたれ	背クッション交換	A1
	張り調整式バックサポート交換	A2
	高さ調整式バックサポート交換	A3
	背折れ機構部品交換	A4
	背座間角度調整部品交換	A5
座面	座張り調整部品交換	B1
	座奥行き調整(スライド式)部品交換	B2
	座板交換	B3
	座席昇降ハンドルユニット交換	B4
	座席昇降チェーン交換	B5
	座席昇降メカユニット交換	B6
頭部	枕(オーター)交換	C1
	枕(レディメイド)交換	C2
	ヘッドサポートベース(マルチタイプ)交換	C3
足部	レッグサポート交換	D1
	脱着式レッグサポート交換	D2
	挙上式レッグサポート(パッド形状)交換	D3
	開閉挙上式レッグサポート(パッド形状)交換	D4
	開閉・脱着式レッグサポート交換	D5
	フットサポート交換への前後調整構造の追加	D6
	フットサポート交換への角度調整構造の追加	D7
	フットサポート交換への左右調整構造の追加	D8
アームレスト	高さ角度調整式アームサポート交換	E1
	高さ調整式アームサポート(段階調整式)交換	E2
	角度調整式アームサポート交換	E3
	跳ね上げ式アームサポート交換	E4
	脱着式アームサポート交換	E5
車輪・キャスター	滑り止めハンドリム交換	F1
	ノブ付きハンドリム交換	F2
	屋外用キャスター(エア一式等)交換	F3
	車軸位置調整部品交換	F4
	大車輪脱着ハブ交換	F5
	ノーパンクタイヤ交換	F6
	スポークカバー交換	F7
	泥よけ交換	F8
	6輪構造部品交換	F9
その他	キャリパーブレーキ交換	G1
	フットブレーキ(介助者用)交換	G2
	リフレクタ(反射器-夜光材)交換	G3
	リフレクタ(反射器-夜光反射板)交換	G4
	シートベルト交換	G5
	テーブル交換	G6
	ステッキホルダー(杖たて)交換	G7
	転倒防止装置交換	G8
	転倒防止装置(キャスター付き折りたたみ式)交換	G9
	携帯用会話補助装置搭載台交換	G10
	酸素ボンベ固定装置交換	G11
	人工呼吸器搭載台交換	G12
	栄養パック取り付け用ガードル架交換	G13
	点滴ポール交換	G14
	ティルト用ガスダンパー交換	G15
	ガスダンパー交換	G16
	幅止め交換	G17
	高さ調整式手押しハンドル交換	G18
	車載時固定用フック交換	G19
	日よけ(雨よけ)部品交換(※日よけ・雨よけ双方の機能を併せ持つもの)	G20
	痰吸引器搭載台交換	G21

補装具製作・販売費用実態調査  
調査票 F02：電動車椅子について

国立障害者リハビリテーションセンター  
我澤 賢之、山崎伸也

※本研究は、厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者対策総合研究事業「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究」（研究代表者 山崎伸也）を受け行っております。

●事業所名・所在地・ご回答担当者様等について

貴事業所ならびに担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス	

補装具としての電動車椅子の取扱の有無について、  
下記のうち該当する項目に○、該当しない項目に×をお書きください。

製作または輸入の取扱がある。

販売の取扱がある。

修理の取扱がある。


※1つ以上に○がある場合 → 以下の設問にお答え下さい。

※すべて×である場合 → ご回答いただく箇所はここまでです。ご協力ありがとうございます。  
お手数ですが、eメールにてご返送ください。

宛先: [pri-hosougu@rehab.go.jp](mailto:pri-hosougu@rehab.go.jp)

本調査票ですが、下記のように構成されております。

シートの名称	説明
シート ご回答者様について	ご回答者様の情報についてご記入をお願いします。
シート 調査票の構成	このシートです(ご記入は不要です)
シート 2-1 自社製造 障害者総合支援法における基準の補装具として規定される仕様の電動車椅子(自社製造製品)の価格等について	障害者総合支援法による補装具の電動車椅子(購入項目)を製造されている場合、ご回答をお願いします。 ・各行毎に一つの機種となっています。該当機種毎に種別(補装具としての電動車椅子の種別)、品名・型式、本体に付随する構造、本体のみの構成(基本構造・本体に付随する構造のみ)での卸価格等を記入してください
シート 2-2 輸入 障害者総合支援法における基準の補装具として規定される仕様の電動車椅子(輸入製品)の価格等について	障害者総合支援法による補装具の電動車椅子(購入項目)を輸入されている場合、ご回答をお願いします。 ・各行毎に一つの機種となっています。該当機種毎に種別(補装具としての電動車椅子の種別)、品名・型式、本体に付随する構造、本体のみの構成(基本構造・本体に付随する構造のみ)での卸価格等を記入してください
シート 2-3 利用者向け販売 障害者総合支援法における基準の補装具として規定される仕様の電動車椅子の利用者向け販売について	障害者総合支援法による補装具の <b>電動車椅子(購入項目)の利用者向け販売をされている場合、ご回答をお願いします。</b> 自社製造・輸入をされている事業所で利用者向け販売も行っている事業所はこちらもご回答ください。 ・該当項目の価格等を記入してください。
シート 2-4 修理	障害者総合支援法による補装具の <b>電動車椅子の修理基準項目にかかる製作・修理・販売の取扱のある場合、ご回答をお願いします。</b> ・該当項目の価各種格等を記入してください。
シート 2-5 修理項目の整合性	車椅子と電動車椅子の両種目の修理基準で同じ名前のものが含まれている項目等について、その内容が同一かどうか等を記入してください。
シート 2-6 その他	補装具における電動車椅子の取扱について、ご意見等ございましたらご記入ください(本設問は自由記入形式となっております)。
シート 種別番号(電動車椅子)	補装具費支給制度による電動車椅子の分類をコード化した一覧表です。設問2-1～2-3で「種別」欄をご記入の際、ご参照ください。(このシート自体ご記入不要です)
シート 基本構造以外	「電動車椅子」基本構造以外の構造及び部品一覧をコード化した一覧表です。設問2-1～2-3で「基本構造以外の構造」欄をご記入の際、ご参照ください。(このシート自体はご記入不要です)







貴事業所において給食支援法による補装具用電動車椅子の修理項目に係る製造・輸入・販売のいずれかを取り扱っておられましたら、ご回答をお願いします。

2-4. 修理

項目	製造・輸入 事業者	利用者向け販売事業者	
		卸単価 (円)	仕入単価 (円)
1 コントローラー交換			84,300 89,358
2 コントローラー部品交換			9,500 10,070
3 電動リフトコントローラー交換			40,600 43,036
4 電動リフトコントローラー部品交換			10,200 10,812
5 電動リフトコントローラー交換			94,500 100,170
6 電動リフトコントローラー部品交換			10,200 10,812
7 操作制御部交換			24,300 25,758
8 操作制御部部品交換			5,800 6,148
9 電動リフト操作制御部交換			30,500 32,330
10 電動リフト操作制御部部品交換			5,100 5,406
11 電動リフト制御部交換			30,500 32,330
12 電動リフト制御部部品交換			5,100 5,406
13 電動リフト自動停止制御部交換			15,200 16,112
14 電動リフト自動停止制御部部品交換			5,100 5,406
15 電動リフト自動停止部品交換			15,200 16,112
16 電動リフト自動停止制御部部品交換			5,100 5,406
17 ハーネス及びリリー交換			9,000 9,540
18 ハーネス及びリリー部品交換			3,400 3,604
19 電動リフトハーネス交換			15,200 16,112
20 電動リフトハーネス交換			15,200 16,112
21 モーター交換			28,500 30,210
22 モーター部品交換			7,200 7,632
23 電動リクライニングモーター交換			17,000 18,020
24 電動リフトモーター交換			60,900 64,554
25 電動リフトモーター部品交換			9,100 9,586
26 電動リフトモーター部品交換			17,000 18,020
27 電動リフトモーター部品交換			8,100 8,586
28 ギヤボックス交換			45,100 47,806
29 ギヤボックス部品交換			9,700 10,282
30 電動リクライニング装置交換			53,300 56,498
31 電動リクライニング装置部品交換			22,200 23,532
32 電動リフト装置交換			53,300 56,498
33 電動リフト装置部品交換			22,200 23,532
34 電動又は電磁式ブレーキ(簡易型用を除く)交換			17,400 18,444
35 電動又は電磁式ブレーキ(簡易型用に限る)交換			12,500 13,250
36 手動ブレーキ交換			12,200 12,932
37 電動リフトブレーキ部品交換			7,200 7,632
38 クラッチ交換			8,600 9,116
39 フレーム交換			38,300 40,598
40 フレーム部品交換			8,900 9,434
41 シートフレーム交換			15,100 16,016
42 シートフレーム部品交換			6,400 6,784
43 電動リフトシートフレーム交換			81,200 86,072
44 電動リフトメインフレーム交換			101,500 107,590
45 電動リフトシートフレーム交換			81,200 86,072
46 バックサポートバンプ交換			8,800 9,328
47 延長バックサポート交換			9,300 9,858
48 棒(オーダー)交換			10,330 10,950
49 棒(オーダー)交換			5,165 5,475
50 折り畳み式バックサポート交換			15,080 15,985
51 ヘッドサポートベース(マルチタイプ)交換			16,950 17,967
52 折り畳み式アームサポート交換			3,310 3,506
53 跳ね上げ式アームサポート交換			4,680 4,961
54 アームサポート幅調節部品交換			3,610 3,827
55 アームサポート延長部品交換			3,610 3,827
56 アームサポートクッション交換			4,150 4,366
57 アームサポートクッション交換			3,450 3,657
58 サイドガード交換			5,000 5,300
59 バックサポート交換			6,900 7,314
60 フット交換			7,500 7,850
61 フットサポート交換			11,500 12,190
62 フットサポート交換(前後調整の構造を有する場合)の差額			1,500 1,590
63 フットサポート交換(再度調整の構造を有する場合)の差額			1,500 1,590
64 フットサポート交換(再度調整の構造を有する場合)の差額			1,500 1,590
65 フットサポート部品交換			5,200 5,512
66 開閉・着脱式レッグサポート交換			6,790 7,197
67 キヤスタ交換			9,600 10,176
68 キヤスタ部品交換			3,800 4,134
69 フロントホイール交換			4,300 4,558
70 リヤホイール交換			5,200 5,512
71 タイヤ交換			8,100 8,586
72 ノーバンクタイヤ(前輪)交換			5,000 5,300
73 ノーバンクタイヤ(前輪)交換(購入後後付けの場合)			17,400 18,444
74 ノーバンクタイヤ(後輪)交換			5,000 5,300
75 ノーバンクタイヤ(後輪)交換(購入後後付けの場合)			19,300 20,388
76 リヤシャフト交換			6,700 7,102
77 電動リフトシャフト交換			50,800 53,848
78 電動リフトシャフト交換			58,000 61,480
79 電動リフトシャフト交換			50,800 53,848
80 電動リフトチェーンアジャスター交換			25,400 26,924
81 簡易型電動装置交換			157,500 166,950
82 簡易型電動装置交換(アシスト式)			212,500 225,250
83 簡易型電動装置交換(ACサーボモーター式)			177,500 188,150
84 簡易型電動装置交換(アシスト式+ACサーボモーター式)			232,500 246,450
85 簡易型ホイール交換			27,700 29,362
86 簡易型ホイール交換(アシスト式)			33,700 35,722
87 簡易型ホイール部品交換			3,930 4,166
88 簡易型右側駆動装置部品交換			114,850 121,741
89 簡易型右側駆動装置部品交換(アシスト式)			136,750 144,955
90 簡易型右側駆動装置部品交換(ACサーボモーター式)			124,850 132,341
91 簡易型右側駆動装置部品交換(アシスト式+ACサーボモーター)			146,750 155,535
92 簡易型左側駆動装置部品交換			84,850 89,941
93 簡易型左側駆動装置部品交換(アシスト式)			124,750 132,235
94 簡易型左側駆動装置部品交換(ACサーボモーター式)			94,950 100,541
95 簡易型左側駆動装置部品交換(アシスト式+ACサーボモーター)			134,750 142,835
96 簡易型駆動装置部品交換			23,400 24,804
97 バッテリー交換			25,800 27,348
98 バッテリー交換(密閉型)			29,900 30,526
99 バッテリー(マイコン内蔵型ニッケル水素電池)交換			31,000 32,860
100 バッテリー(マイコン内蔵型ニッケル水素電池)交換			54,000 57,240
101 バッテリー(リチウムイオン電池)交換			124,400 131,884
102 バッテリー部品交換			2,300 2,438
103 内蔵充電器交換			47,600 50,458
104 外部充電器交換			20,000 21,200
105 外部充電器交換(簡易型)			25,000 26,500
106 充電器部品交換			11,800 12,508
107 オイル又はグリス交換			2,700 2,862
108 ステッキホルダー(杖たて)交換			3,000 3,180
109 転倒防止装置交換			3,750 3,975
110 転倒防止装置(キヤスタ付き折りたたみ式)交換			7,740 8,204
111 クライマーセット(段差乗り越え補助装置)交換			18,000 19,080
112 フロントサブホイール(滾・脱輪防止装置)交換			11,200 11,872
113 換気扇交換			30,000 31,800
114 換気扇・ベランダ換気扇交換			13,000 13,780
115 人工呼吸器搭載台交換			25,000 26,500
116 酸素ボンベ交換			9,000 9,540
117 酸素ボンベ交換			9,000 9,540
118 酸素ボンベ交換			8,100 8,586
119 座席行差調整(スライド式)部品交換			12,080 12,805
120 電動スイングチェンコントロール式交換			213,000 225,780
(以下上記の「パーツ」)			
121 ハウジングチェンアーム交換			68,250 72,345
122 チェン操作ボックス交換			15,250 16,165
123 セレクター交換			88,000 93,280
124 遊星モーター交換			32,000 35,120
125 遊星モーター交換			20,000 21,200
126 電動スイングチェンコントロール式交換			35,000 37,100
(以下上記の「パーツ」)			
127 電動スイングチェンアーム交換			19,750 20,835
128 チェン操作ボックス交換			15,250 16,165
129 電動スイングアーム交換			10,000 10,600
130 多様なコントロール(非常停止スイッチボックス)交換			20,000 21,200
131 多様なコントロール(非常停止スイッチボックス)交換(購入後後付けの場合)			48,000 50,880
132 多様なコントロール(4方向スイッチボックス)交換			30,000 31,800
133 多様なコントロール(4方向スイッチボックス)交換			30,000 31,800
134 多様なコントロール(8方向スイッチボックス)交換			50,000 53,000
135 多様なコントロール(8方向スイッチボード)交換			50,000 53,000
136 多様なコントロール(小型ジョイスティックボックス)交換			40,000 42,400
137 多様なコントロール(ジョイスティック)交換			88,000 93,280
138 多様なコントロール(足用ボックス)交換			40,000 42,400
139 簡易1人方式交換			90,000 95,400
140 延長式スイッチ交換			1,000 1,060
141 レバー(各種形状(小ノブ、球ノブ、こけしレバ)交換			3,350 3,551
142 レバー(各種形状(小ノブ、球ノブ、こけしレバ)交換(購入後後付けの場合)			5,000 5,300
143 レバー(各種形状(小ノブ、十字ノブ、ペンの部、太長ノブ、T字ノブ)交換			3,860 4,092
144 レバー(各種形状(小ノブ、十字ノブ、ペンの部、太長ノブ、T字ノブ)交換(購入後後付けの場合)			6,840 7,250
145 高度調整式ジョイスティック交換			10,000 10,600
146 高度調整式ジョイスティック交換(購入後後付けの場合)			15,000 15,900
147 ジョイスティックのバネ変更部品交換			7,500 7,950
148 ジョイスティックのバネ変更部品交換(購入後後付けの場合)			8,000 8,480
149 新種(パワーアシスト)部品交換			51,000 54,060
150 車載時固定用フック交換			3,000 3,180
151 日よけ(雨よけ)部品交換			6,000 6,360
152 フリフレタ(反射鏡-夜視材)交換			430 456
153 フリフレタ(反射鏡-夜視非反射材)交換			670 710
154 シートベルト交換			4,300 4,558
155 チェーン交換			10,800 11,554
156 成長対応部品交換			56,020 59,381
157 電動リクライニング装置交換			35,000 37,100
158 吸引器搭載台交換			25,000 26,500

2-5 車椅子と電動車椅子の修理項目の整合性

車椅子と電動車椅子の修理項目のうち、同一名称が付されているものなどで同一物と思われるものに関連してご回答ください。

該当物が両種目間で同一と考えられる項目には「○」、異なると考えられるものには「×」をプルダウンメニューから選択してください。

連番	修理項目名	同一か否か
1	バックサポート交換	
2	延長バックサポート交換	
3	バックサポートパイプ交換	
4	張り調整式バックサポート交換	
5	跳ね上げ式アームサポート交換	
6	フットサポート交換	
7	フットサポート交換 / 前後調整の構造を有する場合	
8	ヘッドサポートベース(マルチタイプ)交換	
9	座奥行き調整(スライド式)部品交換	
10	サイドガード交換	
11	タイヤ交換	
12	転倒防止装置(キャスター付き折りたたみ式)交換	
13	栄養パック取り付け用ガートル架交換	
14	点滴ポール交換	
15	日よけ(雨よけ)部品交換	
16	痰吸引器搭載台交換	

その他、両種目間で同一と思われる項目等ございましたら、ご記入ください。

## 2-6 補装具制度における電動車椅子の取扱についての意見記入欄

補装具における電動車椅子の取扱について、ご意見等ございましたらご記入ください。

お忙しいなか調査回答にご協力いただきまして、ありがとうございました。

種別番号について

種別番号	種目	名称	基本構造	基準額 (円)
201a	電動 車椅子	普通型(4.5km/h) ジョイスティック型	JIS T 9203-1999 又は JIS T 9203-1999 による。	314,000
201b	電動 車椅子	普通型(4.5km/h) ハンドル型	JIS T 9203-1999 又は JIS T 9203-1999 による。	314,000
202a	電動 車椅子	普通型(6.0km/h) ジョイスティック型	JIS T 9203-1999 又は JIS T 9203-1999 による。	329,000
202b	電動 車椅子	普通型(6.0km/h) ハンドル型	JIS T 9203-1999 又は JIS T 9203-1999 による。	329,000
203	電動 車椅子	簡易型 A 切替式	車椅子に電動駆動装置や制御装置を取り付けた簡便なもの(電動力走行・手動力走行を切り替え可能なもの)。 その他は車椅子の普通型に準じる(車椅子普通型:原則として折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。JIS T 9201-1998 又は JIS T 9201-2006によ	157,500
204	電動 車椅子	簡易型 B アシスト式	車椅子に電動駆動装置や制御装置を取り付けた簡便なもの(電動力走行・手動力走行を切り替え可能なもの)。 その他は車椅子の普通型に準じる(車椅子普通型:原則として折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。JIS T 9201-1998 又は JIS T 9201-2006によ	212,500
205	電動 車椅子	リクライニング式 普通型	背もたれの角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	343,500
206	電動 車椅子	電動リクライニン グ式普通型	電気で背もたれの角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	440,000
207	電動 車椅子	電動リフト式普通 型	電気で座席の高さを変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	701,400
208	電動 車椅子	電動ティルト式 普通型	電気で座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ	580,000
209	電動 車椅子	電動リクライニン グ・ティルト式普通 型	電気で背もたれの角度を変えることができ、電気で座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。	982,000

「電動車椅子」基本構造以外の構造及び部品一覧

部位等	該当する項目	番号
電動車いす特有	外部充電器	Z1
	外部充電器(簡易型)	Z2
	電動スイングチンコントロール式	Z3
	パワースイングチンアーム	Z4
	チン操作ボックス	Z5
	(以下(上記の)パーツ)	
	セレクトター	Z6
	液晶モニター	Z7
	頭部スイッチ・取付金具	Z8
	手動スイングチンコントロール式	Z9
	手動スイングチンアーム	Z10
	チン操作ボックス	Z11
	(以下(上記の)パーツ)	
	手動スイングアーム	Z12
	多様なカントローラ(非常停止スイッチボックス)	Z13
	多様なカントローラ(4方向スイッチボックス)	Z14
	多様なカントローラ(4方向スイッチボード)	Z15
	多様なカントローラ(8方向スイッチボックス)	Z16
	多様なカントローラ(8方向スイッチボード)	Z17
	多様なカントローラ(小型ジョイスティックボックス)	Z18
	多様なカントローラ(フォースセンサ)	Z19
	多様なカントローラ(足用ボックス)	Z20
	簡易1入カー式	Z21
	延長式スイッチ	Z22
	レバーノブ各種形状(小ノブ、球ノブ、こけしノブ)	Z23
	レバーノブ各種形状(Uノブ、十字ノブ、ペンの部、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ)	Z24
	感度調整式ジョイスティック	Z25
	ジョイスティックのパネ圧変更部品	Z26
無段階速度調整	Z27	
ACサーボモーター	Z28	
背もたれ	延長バックサポート	EA1
	張り調整式バックサポート	EA2
	背座間角度調整部品	EA3
	高さ調整式バックサポート	EA4
	背折れ機構部品	EA5
	背クッション	EA6
座面	座奥行き調整(スライド式)部品	EB1
	座席昇降ハンドルユニット	EB2
	座席昇降チェーン	EB3
	座席昇降メカユニット	EB4
	座張り調整部品	EB5
頭部	枕(オーダー)	EC1
	枕(レディメイド)	EC2
	ヘッドサポートベース(マルチタイプ)	EC3
足部	フットサポート(前後調整の構造を有する場合)の差額	ED1
	フットサポート(角度調整の構造を有する場合)の差額	ED2
	フットサポート(左右調整の構造を有する場合)の差額	ED3
	開閉・着脱式レッグサポート	ED4
	レッグサポート	ED5
	脱着式レッグサポート	ED6
	拳上式レッグサポート(パッド形状)	ED7
	開閉拳上式レッグサポート(パッド形状)	ED8
アームレスト	高さ調整式アームサポート	EE1
	跳ね上げ式アームサポート	EE2
	高さ調整式アームサポート(段階調整式)	EE3
	角度調整式アームサポート	EE4
	脱着式アームサポート	EE5
車輪・キャスター	ノーパンクタイヤ(前輪)	EF1
	ノーパンクタイヤ(後輪)	EF2
	クライマーセット(段差乗り越え補助装置)	EF3
	フロントサブホイール(溝・脱輪防止装置)	EF4
その他	ステッキホルダー(杖たて)	EG1
	転倒防止装置	EG2
	転倒防止装置(キャスター付き折りたたみ式)	EG3
	携帯用会話補助装置搭載台	EG4
	酸素ボンベ固定装置	EG5
	人工呼吸器搭載台	EG6
	栄養バック取り付け用ガートル架	EG7
	点滴ポール	EG8
	車載時固定用フック	EG9
	日よけ(雨よけ)部品	EG10
	リフレクタ(反射器-夜光材)	EG11
	リフレクタ(反射器-夜光反射材)	EG12
	シートベルト	EG13
	テーブル	EG14
	手動リクライニング装置	EG15
	痰吸引器搭載台	EG16

補装具製作・販売費用実態調査  
調査票 F 0 3 : 補聴器調査票について

国立障害者リハビリテーションセンター研究所  
我澤 賢之、山崎伸也

※本研究は、厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者対策総合研究事業「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究」(研究代表者 山崎伸也)を受け行っております。

●事業所名・所在地・ご回答担当者様等について

貴事業所ならびに担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス	

補装具としての補聴器の取扱の有無について、  
下記のうち該当する項目に○、該当しない項目に×をお書きください。

販売の取扱がある。

修理の取扱がある。

※1つ以上に○がある場合 → 以下の設問にお答え下さい。

※すべて×である場合 → ご回答いただく箇所はここまでです。ご協力ありがとうございます。

お手数ですが、すべて×の場合もeメールにてご返送くださいますようお願いいたします。

本調査票ですが、下記のように構成されております。

シートの名称	説明
シート ご回答者様について	ご回答者様の情報についてご記入をお願いします。
シート 調査票の構成	このシートです(ご記入は不要です)
シート 3-1 自社製造 障害者総合支援法における補装具として規定される仕様の車椅子(自社製造製品)の価格について	障害者総合支援法による <b>補装具の補聴器(購入項目)</b> を製造されている場合、 <b>ご回答をお願いします。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各行毎に一つの機種に対応するようになっていきます。</li> <li>・3-1aでは、補装具用として販売されるものを対象としています。該当機種毎に種別(補装具としての補聴器の種別)、型番、価格、補装具等を記入してください。</li> <li>・3-1bでは、補装具用のものと同等仕様のもので対象としています。該当機種毎に種別(仕様が相当する補装具としての補聴器の種別)、型番、価格等を記入してください</li> </ul>
シート 3-2 輸入 障害者総合支援法における補装具として規定される仕様の車椅子(輸入製品)の価格について	障害者総合支援法による <b>補装具の補聴器(購入項目)</b> を輸入されている場合、 <b>ご回答をお願いします。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各行毎に一つの機種に対応するようになっていきます。</li> <li>・3-2aでは、補装具用として販売されるものを対象としています。該当機種毎に種別(補装具としての補聴器の種別)、型番、価格等を記入してください。</li> <li>・3-2bでは、補装具用のものと同等仕様のもので対象としています。該当機種毎に種別(仕様が相当する補装具としての補聴器の種別)、型番、価格等を記入してください</li> </ul>
シート 3-3 国内仕入製品の販売 補聴器の製造・輸入を行わず、利用者向け販売における価格について	障害者総合支援法による <b>補装具の補聴器(購入項目)</b> の国内仕入を行い販売されている場合(自社製造・輸入を行っている事業所は含まない)、 <b>ご回答をお願いします。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各行毎に一つの機種に対応するようになっていきます。</li> <li>・3-3aでは、補装具用として販売されるものを対象としています。該当機種毎に種別(補装具としての補聴器の種別)、型番、価格等を記入してください。</li> <li>・3-3bでは、補装具用のものと同等仕様のもので対象としています。該当機種毎に種別(仕様が相当する補聴器の種別)、型番、価格等を記入してください</li> </ul>
シート 3-4 修理	障害者総合支援法による <b>補装具の補聴器の修理基準項目</b> にかかる <b>製作・修理・販売の取扱のある場合</b> 、 <b>ご回答をお願いします。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当項目の価格等を記入してください。</li> </ul>
シート 3-5 その他	補装具における補聴器等の取扱について、ご意見等ございましたらご記入ください(本設問は自由記入形式となっております)。
シート 種別番号(補聴器)	補装具費支給制度による車椅子の分類をコード化した一覧表です。設問3-1~3-3で「種別」欄をご記入の際、ご参照ください。(このシート自体ご記入不要です)
シート 資料1	「販売時における補聴器フィッティング」 (特定非営利活動法人 日本補聴器技能者協会により策定されたもの) (出典: <a href="http://www.npo-jhita.org/common/pdf/fitting.pdf">http://www.npo-jhita.org/common/pdf/fitting.pdf</a> ) (このシート自体ご記入不要です)





このページの設問は、国内から仕入れた補聴器の販売（製造・輸入を取り扱わず、販売のみを行っている事業者を含む）が対象です。

3-3. 障害者総合支援法で規定される仕様の補聴器の価格について

3-3a 補装具用として販売される補聴器の販売について

※差額自己負担となる補聴器は含めないでください。

(1)	(2)	(3)	
種別	型番	利用者向け販売価格	
※ブルダウンメニューからお選びください。種別の一覧は、「参考表」からもご覧いただけます。		令和2年度における補装具単価(円) ※種別を選択すると、自動的に表示されます。	うち、デジタル式補聴器について、専門的な知識・技能を有する者による調整費用(円) ※事前のコンサルティングから出荷後90日までのフィッティング作業を対象とします。対象作業は「資料1」をご参照ください。
		-	
		-	
		-	
		-	
		-	
		-	
		-	
		-	
		-	
		-	
		-	
		-	
		-	
		-	

3-3b 【一般流通品】補装具補聴器の仕様に準じる一般流通品（補装具費制度外での販売品）につ

障害者総合支援法で規定される仕様に準じる補聴器のうち、利用者向け販売取扱のある全種別について、種別毎に該当機種メーカーの最も安価な機種を対象都市、補装具制度によらず市場価格で流通しているものの価格等についてお書きください。

(例えば、種別301において、A社、B社、C社の機種について補装具制度外での取扱がある場合、A社の該当機種のうち利用者向け販売価格が最も安価である機種、B社の該当機種のうち最も安価な機種、C社の該当機種のうち最も安価な機種について記入してください(種別301のなかで都合3機種)。種別302以降も同様にご記入ください。)

(1)	(2)	(3)	
種別	型番	利用者向け販売価格	
※ブルダウンメニューからお選びください。種別の一覧は、「参考表」からもご覧いただけます。		令和2年度における利用者への販売単価(円) ※型番毎の価格の平均的な値をご記入ください。平均価格の算出が困難な場合は、直近の価格をご記入ください。	うち、デジタル式補聴器について、専門的な知識・技能を有する者による調整費用(円) ※事前のコンサルティングから出荷後90日までのフィッティング作業を対象とします。対象作業は「資料1」をご参照ください。

3-4 修理基準

- 1) 補装具費支給制度による補聴器製造・販売について補聴器製造・輸入事業者は、令和元年度における修理・交換実費用ならびに卸価格(販売店への販売単価)と利用者向けの販売価格についてお書きください。
- 2) 販売事業者(製造・輸入がなく、国内からの仕入による利用者向け販売)は、令和元年度における制度によらない場合の販売価格を記入ください。
- 3) 価格について、**該当期間の平均価格**をお書きください。ただし、**平均価格の算出が困難な場合は直近の価格**をお書きください。

項目	製造・輸入事業者				販売事業者	
	修理・交換実費用(原簿)単価(円)	(販売店を経由して販売している場合)		(利用者へ直接販売している場合)		
		補装具費支給制度による修理・交換の場合の卸価格(単価・円)	補装具費支給制度による修理・交換の場合の卸価格(単価・円)	(参考)補装具修理項目価格(単価・円)	(参考)補装具修理項目価格(単価・円)	補装具費支給制度による場合の販売価格(単価・円)
1				6,300	6,300	
2				26,400	26,400	
3				3,150	3,150	
4				8,400	8,400	
5				12,700	12,700	
6				1,050	1,050	
7						
8				8,400	8,400	
9				11,600	11,600	
10				13,500	13,500	
11				15,900	15,900	
12				14,200	14,200	
13				20,000	20,000	
14				2,100	2,100	
15				8,900	8,900	
16				2,100	2,100	
17				8,900	8,900	
18				1,050	1,050	
19				1,550	1,550	
20				6,300	6,300	
21				9,500	9,500	
22				890	890	
23				3,700	3,700	
24				31,700	31,700	
25				42,200	42,200	
26				42,200	42,200	
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33				3,750	3,750	
34				4,500	4,500	
35				2,550	2,550	
36				1,470	1,470	
37						
38				6,450	6,450	
39				11,810	11,810	
40				12,120	12,120	
41				1,900	1,900	
42				620	620	
43						
44				1,000	1,000	
45				600	600	
46				640	640	
47				29,880	29,880	
48				29,880	29,880	
49						
50						
51				3,150	3,150	
52				1,350	1,350	
53				8,900	8,900	
54						
55				5,490	5,490	
56				15,000	15,000	
57						
58				1,800	1,800	
59				40,400	40,400	
60				40,400	40,400	
61				9,400	9,400	
62				3,450	3,450	
63				3,300	3,300	
64				1,400	1,400	
65						
66				4,580	4,580	
67				13,900	13,900	
68				18,400	18,400	
69				23,100	23,100	
70				35,200	35,200	
71				54,700	54,700	
72				4,350	4,350	
73				3,100	3,100	
74				9,500	9,500	
75				3,600	3,600	
76				5,400	5,400	
77				1,200	1,200	
78				3,500	3,500	
79				1,350	1,350	
80				1,350	1,350	
81				4,580	4,580	
82				5,400	5,400	
83						
84				10,500	10,500	
85				3,150	3,150	
86				960	960	
87				80,000	80,000	
88				6,000	6,000	
89				98,000	98,000	
90				6,000	6,000	
91				48,000	48,000	
92				46,000	46,000	
93				5,000	5,000	
94				6,000	6,000	
95				27,000	27,000	
96				14,000	14,000	
97				5,000	5,000	
98				4,000	4,000	
99				10,000	10,000	
100				64,000	64,000	
101				8,000	8,000	
102				5,000	5,000	
103				3,500	3,500	
104				2,000	2,000	
105				9,000	9,000	
106				830	830	
107				4,550	4,550	
108				3,170	3,170	
109				680	680	
110				2,050	2,050	
111				2,050	2,050	
112				2,050	2,050	
113				1,900	1,900	
114				5,000	5,000	
115						
116						
117						

### 3-5 補装具制度における補聴器の取扱についてのご意見記入欄

補装具における補聴器の取扱について、ご意見等ございましたらご記入ください。

お忙しいなか調査回答にご協力いただきまして、ありがとうございました。

参考表

種別番号について

種別番号	種目	名称	基本構造	基準額 (円)
301	補聴器	高度難聴用ポケット型	JIS C 5512-2000 による。 90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル未満のものであること。 90デシベル最大出力音圧のピーク値が125デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。	34,200
302	補聴器	高度難聴用耳掛け型		43,900
303	補聴器	重度難聴用ポケット型	90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳掛け型に準ずる。	55,800
304	補聴器	重度難聴用耳掛け型		67,300
305	補聴器	耳あな型(レディメイド)	高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳掛け型に準ずる。ただし、オーダーメイドの出力制限装置は内蔵型を含むこと。	87,000
306	補聴器	耳あな型(オーダーメイド)		137,000
307	補聴器	骨導式ポケット型	IEC Pub118-9(1985)による90デシベル最大フォースレベルの表示値が110デシベル以上のもの。	70,100
308	補聴器	骨導式眼鏡型		120,000

(資料1)

(出典: <http://www.npo-jhita.org/common/pdf/fitting.pdf> )

## 販売時における補聴器フィッティング

補聴器は、これを使用する人に生活の質の改善を提供する機器でなければならない。そのために求められる補聴器のフィッティングとは、補聴器を使用する人の聞こえに合わせる作業を総称するものである。これらを以下に例示する。

### ◆ 事前のコンサルティング

- ・補聴器を使用したい動機、場面などを聞いて目標を設定

### ◆ 補聴器を合わせるための聞こえの測定

- ・音の聞こえの測定
- ・ことばの聞き取りの測定

### ◆ 補聴器選択

- ・聞こえの測定結果、お客様の主な訴えや希望、耳の状況、身体的状況などにより複数の補聴器から選択
- ・補聴器関連機器の選択
- ・耳の観察に基づき、耳せん等の選択

### ◆ 補聴器の調整

- ・処方計算式の仮選択と調整  
(補聴器から出力する音の大きさを考える上で、いろいろな方式より選択し調整する)
- ・補聴器の設定  
(テレビを見るとき、電話を聞くととき等、状況に応じるプログラム設定)

### ◆ 補聴器の効果測定

- ・補聴器を装用した状態での聞こえの測定(ことばの聞き取りなどの評価)

### ◆ 補聴器特性の測定

- ・補聴器を装用した状態での聞こえの測定(ことばの聞き取りなどの評価)

### ◆ 補聴器の装用のケア

- ・お客様・ご家族への長期のケア
- ・補聴器の管理や使用に関するトレーニング
- ・リハビリに関するアドバイスやコンサルティング

平成22年12月10日

特定非営利活動法人 日本補聴器技能者協会

**補装具製作・販売費用実態調査  
調査票F04：盲人安全つえ調査票について**

国立障害者リハビリテーションセンター研究所  
我澤 賢之

※本研究は、厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者対策総合研究事業「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究」（研究代表者 山崎伸也）を受け行っております。

**●事業所名・所在地・ご回答担当者様等について**

貴事業所ならびに担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス	

補装具としての盲人安全つえの取扱の有無について、  
下記のうち該当する項目に○、該当しない項目に×をお書きください。

製作または輸入の取扱がある。

販売の取扱がある。

修理の取扱がある。


※1つ以上に○がある場合 → 以下の設問にお答え下さい。

※すべて×である場合 → ご回答いただく箇所はここまでです。ご協力ありがとうございます。  
お手数ですが、すべて×の場合もeメールにてご返送くださいますようお願いいたします。

本調査票ですが、下記のように構成されております。

シートの名称	説明
シート ご回答者様について	ご回答者様の情報についてご記入をお願いします。
シート 調査票の構成	このシートです(ご記入は不要です)
シート 4-1 自社製造 障害者総合支援法における補装具として規定される仕様の盲人安全つえ(自社製造製品)の価格および出荷数について	障害者総合支援法による補装具の盲人安全つえ(購入項目)を製造されている場合、このシートの設問のご回答をお願いします。 ・各行毎に一つの品に対応するようになっています。 ・品毎に該当する種別(補装具としての盲人安全つえの種別)、品名・型番、基本構造以外の構造(本体に標準装備されている加算項目にかかる構造)、価格、出荷数、原価等を記入してください。
シート 4-2 輸入 障害者総合支援法における補装具として規定される仕様の盲人安全つえ(輸入製品)の価格および出荷数について	障害者総合支援法による補装具の盲人安全つえ(購入項目)を輸入されている場合、このシートの設問のご回答をお願いします。 ・各行毎に一つの品に対応するようになっています。 ・品毎に該当する種別(補装具としての盲人安全つえの種別)、品名・型番、基本構造以外の構造(本体に標準装備されている加算項目にかかる構造)、価格、出荷数、原価等を記入してください。
シート 4-3 販売 盲人安全つえの利用者向け販売	障害者総合支援法による補装具の盲人安全つえ(購入項目)の利用者向け販売をされている場合、ご回答をお願いします。自社製造・輸入を行っている事業所で、利用者向け販売も行っている事業所はこちらもご回答ください。 ・各行毎に一つの品に対応するようになっています。 ・品毎に該当する種別(補装具としての盲人安全つえの種別)、品名・型番、基本構造以外の構造(本体に標準装備されている加算項目にかかる構造)、価格、補装具としての販売数等を記入してください。
シート 4-4 修理	障害者総合支援法による補装具の盲人安全つえの修理基準項目にかかる製作・修理・販売の取扱のある場合、ご回答をお願いします。 ・該当項目の価格、補装具としての販売数を記入してください。
シート 4-5 その他	補装具における盲人安全つえ等の取扱について、ご意見等ございましたらご記入ください(本設問は自由記入形式となっております)。
シート 種別番号(盲人安全つえ)	補装具費支給制度による盲人安全つえの分類をコード化した一覧表です。設問4-1~4-3で「種別」欄をご記入の際、ご参照ください。(このシート自体ご記入不要です) ※一部、現行基準にない、参考調査用の種別を含んでいます。







4-4 修理基準

1)補装具費支給制度による補聴器製造・販売について補聴器製造・輸入事業者は、令和元年度における修理・交換実費用ならびに卸価格(販売店への販売単価)と平成30年度における販売店および利用者への販売数を記入ください(該当する事例がない場合は台数に「0」をご記入ください)。

2)販売のみを行っている事業者(利用者向け販売)は、令和元年度における仕入れ単価および平成30年度における販売数を記入ください。

項目	製造・輸入事業者						販売事業者				
	(販売店を経由して販売している場合)			(利用者に直接販売している場合)			(国内事業者から仕入による場合)				
	修理・交換実費用(原価)単価(円)	補装具制度による修理・交換の場合の卸単価(円)	制度によらない場合の卸単価(円)	補装具制度による販売店向け販売数(個)	(参考)補装具修理項目単価(円)	制度によらない場合の販売単価(円)	補装具制度による利用者向け販売数(個)	仕入単価(円)	(参考)補装具修理項目単価(円)	制度によらない場合の販売単価(円)	補装具制度による利用者向け販売数(個)
1 マグネット付き石突交換					760				760		
(以下、参考調査)		※以下の項目については、該当する修理を関わった場合のみご記入ください。個数については可能であればご記入ください。									
2 石突き交換					-				-		
3 シャフト交換(折りたたみ式の1パーツ)					-				-		
4 中ゴム交換					-				-		
5 外装塗り替え					-				-		
6 夜間視認装備塗装交換(杖全体に対するもの)					-				-		
7 グリップ交換					-				-		

#### 4-5 補装具制度における盲人安全つえの取扱いについてのご意見記入欄

補装具における盲人安全つえの取扱いについて、ご意見等ございましたらご記入ください。

--

お忙しいなか調査回答にご協力いただきまして、ありがとうございました。

種別番号について

種別番号	種目	名称	基本構造	基準額 (円)
401	盲人安全つえ	普通用	主体—繊維複合材料 石突—耐摩耗性合成樹脂または高力アルミニウム合金 外装—白色または黄色の塗装もしくは加工に加え、夜間用視認装備（全体の塗装・貼付を含む）を施したものの 形状—直式 グリップ—ゴム製	3,550
402	盲人安全つえ	普通用	主体—木材 その他は上と同じ。	1,650
403	盲人安全つえ	普通用	主体—軽金属 その他は上と同じ。	2,200
403-a	盲人安全つえ	普通用	主体—アルミ（参考調査） その他は上と同じ。	-
403-b	盲人安全つえ	普通用	主体—ジェラルミン（参考調査） その他は上と同じ。	-
404	盲人安全つえ	携帯用	主体—繊維複合材料 石突および外装—普通用と同じ。 形状—折たたみ式若しくはスライド式	4,400
405	盲人安全つえ	携帯用	主体—木材 その他は上と同じ。	3,700
406	盲人安全つえ	携帯用	主体—軽金属 その他は上と同じ。	3,550
406-a	盲人安全つえ	携帯用	主体—アルミ（参考調査） その他は上と同じ。	-
406-b	盲人安全つえ	携帯用	主体—ジェラルミン（参考調査） その他は上と同じ。	-
407	盲人安全つえ	身体支持併用	主体—軽金属 形状—直式又は折たたみ式若しくはスライド式	3,800
407-a	盲人安全つえ	身体支持併用	主体—アルミ（参考調査） その他は上と同じ。	-
407-b	盲人安全つえ	身体支持併用	主体—ジェラルミン（参考調査） その他は上と同じ。	-

補装具製作・販売費用実態調査  
調査票 F 0 5 : 義眼について

国立障害者リハビリテーションセンター研究所  
我澤 賢之

※本研究は、厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者対策総合研究事業「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究」（研究代表者 山崎伸也）を受け行っております。

●事業所名・所在地・ご回答担当者様等について

貴事業所ならびに担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス	

補装具としての義眼の取扱の有無について、  
下記のうち該当する項目に○、該当しない項目に×をお書きください。  
補装具としての義眼製作・販売の取扱がある。

※○である場合 → 以下の設問にお答え下さい。  
※×である場合 → ご回答いただく箇所はここまでです。ご協力ありがとうございます。  
お手数ですが、eメールにてご返送ください。

本調査票ですが、下記のように構成されております。

シートの名称	説明
シート ご回答者様について	ご回答者様の情報についてご記入をお願いします。
シート 調査票の構成	このシートです(ご記入は不要です)
シート 5-1 製造・販売 障害者総合支援法における補装具として規定される仕様の義眼(自社製造製品)の価格および補装具としての出荷数について	障害者総合支援法による補装具の義眼(購入項目)を製造されている場合、ご回答をお願いします。 ・各行毎に一つの機種となっています。該当機種毎に種別(補装具としての義眼の種別)、品名・型式、本体に付随する構造、本体のみの構成(基本構造・本体に付随する構造のみ)での卸価格、補装具としての出荷数を記入してください
シート 5-2 その他	補装具における義眼の取扱について、ご意見等ございましたらご記入ください(本設問は自由記入形式となっております)。
シート 種別番号(義眼)	補装具費支給制度による義眼の分類をコード化した一覧表です。 設問5-1で「種別」欄をご記入の際、ご参照ください。(このシート自体ご記入不要です)

5. 義眼調査票

5-1. 障害者総合支援法で規定される仕様の義眼（自社製造製品）の価格および補装具としての製作・販売量について

(1) 種別	(2) 品名・シリーズ 名等	(3) 販売価格		(4) 補装具としての販売数	(5) 製造原価
		補装具としての価格	補装具制度によらない 場合の価格		
※ひとつの種別につき、複数の品名・シリーズ名等があり、かつ同一種別内で補装具としての実売価格もしくは「補装具制度によらない場合」の実売価格が異なる場合、下方の種別が空白になっている行について、ブルダウメニューから種別を選んでご記入下さい。種別の一覧は、シート「種別番号」からもご覧いただけます。	※品名・シリーズ名等がありま ず場合、ご記入 をお願いします。	令和元年度における 補装具としての実売 価格(単価・円)	令和元年度における実 売価格(全額自己負担 の場合や、医療保険支 給を受けて差額自己負 担で購入される場合な ど) (単価・円)	平成30年度に おける、障害 者総合支援法 における補装 具としての販 売個数(単位: 個)	令和元年度におけ る製造原価につい て (記入可能な場 合、回答をお願い します。補装具設 定価格のもとでの 採算性について分 析するのに使用い
501レディメイド 主材料プラスチック		¥17,000		個数でみた補 装具の比率 平成30年度に おける、総販売 個数に占める 補装具として販 売した戸数の比 率(単位:パー セント)	
502レディメイド 主材料ガラス		¥17,000			
503オーダーメイド 半球型 主材料プラスチック		¥82,500			
504オーダーメイド 半球型 主材料ガラス		¥82,500			
504オーダーメイド 半球型 主材料ガラス		¥82,500			
		-			
		-			
		-			
		-			
		-			
		-			
		-			

5-2 補装具制度における義眼の取扱についてのご意見記入欄

補装具のなかの義眼の仕様等（種類の規定、価格、耐用年数など）について、ご意見等ございましたら、ご記入ください。

その他ご意見等ございましたら、ご記入ください。

お忙しいなか調査回答にご協力いただきまして、ありがとうございました。

## 種別番号について

種別番号	種目	名称	基本構造	基準額 (円)
501	義眼	レディメイド 主材料プラスチック	主材料—プラスチックまたはガラス 既製品	17,000
502	義眼	レディメイド 主材料ガラス		17,000
503	義眼	オーダーメイド 半球型 主材料プラ スチック	オーダーメイド半球型（旧「特殊義 眼」） 主材料—上と同じ。 特殊加工を施したもの。	82,500
504	義眼	オーダーメイド 半球型 主材料ガラ ス		82,500
505	義眼	オーダーメイド かぶせ型 主材料プ ラスチック	オーダーメイドかぶせ型（旧「コンタク ト義眼」） 主材料—プラスチック	82,500

補装具製作・販売費用実態調査  
調査票 F06：眼鏡調査票について

国立障害者リハビリテーションセンター  
我澤 賢之、山崎伸也

※本研究は、厚生労働行政推進調査事業費補助金「障害者対策総合研究事業」補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究（研究代表者 山崎伸也）を受け行っております。

●事業所名・所在地・ご回答担当者様等について

貴事業所ならびに担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス	

補装具としての眼鏡の取扱の有無について、  
下記のうち該当する項目に○、該当しない項目に×をお書きください。

製作または輸入の取扱がある。

販売の取扱がある。

修理の取扱がある。


※1つ以上に○がある場合 → 以下の設問にお答え下さい。

※すべて×である場合 → ご回答いただく箇所はここまでです。ご協力ありがとうございます。

お手数ですが、eメールにてご返送くださいますようお願いいたします。

宛先：[pri-hosougu@rehab.go.jp](mailto:pri-hosougu@rehab.go.jp)

本調査票ですが、下記のように構成されております。

シートの名称	説明
シート ご回答者様について	ご回答者様の情報についてご記入をお願いします。
シート 調査票の構成	このシートです(ご記入は不要です)
シート 6-1 自社製造 障害者総合支援法で基準の補装具として規定される仕様の眼鏡にかかるレンズ等(自社製造製品)の価格等について	障害者総合支援法による補装具の眼鏡にかかるレンズ等を製造されている場合、このシートの設問のご回答をお願いします。 ・各行毎に一つの項目(枠(フレーム)、乱視対応、レンズ、本体など)に対応するようになっています。 ・各行毎に、名称、卸価格、標準小売価格を記入してください。
シート 6-2 輸入 障害者総合支援法で基準の補装具として規定される仕様の眼鏡にかかるレンズ等(輸入製品)の価格等について	障害者総合支援法による補装具の眼鏡にかかるレンズ等を輸入されている場合、このシートの設問のご回答をお願いします。 ・各行毎に一つの項目(枠(フレーム)、乱視対応、レンズ、本体など)に対応するようになっています。 ・各行毎に、名称、卸価格、標準小売価格を記入してください。
シート 6-3 販売(購入基準) 障害者総合支援法で基準の補装具として規定される仕様の眼鏡の利用者向け販売価格等について: 1 購入基準	障害者総合支援法による補装具の眼鏡の利用者向け販売をされている場合、ご回答をお願いします。 ・各行毎に種別(補装具としての眼鏡の種別)がありますので、対応する、名称、各種価格等を記入してください。 ・各行毎に修理基準の項目、加算項目が記載されていますので、対応する利用者販売価格について記入してください。
シート 6-4 販売(修理基準・加算) 障害者総合支援法で基準の補装具として規定される仕様の眼鏡の利用者向け販売価格等について: 2 修理基準・加算	
シート 6-5 その他	補装具における眼鏡等の取扱について、ご意見等ございましたらご記入ください(本設問は自由記入形式となっております)。
シート 種別番号(眼鏡)	補装具費支給制度による眼鏡の分類をコード化した一覧表です。設問6-1~6-3で「種別」欄をご記入の際、ご参照ください。(このシート自体ご記入不要です)

6. 眼鏡調査票

このページの設問は、補装具用眼鏡の製造を取り扱っている事業者が対象です。

6-1. 障害者総合支援法で基準の補装具として規定される仕様の眼鏡にかかるレンズ等（自社製造製品）の価格等について  
 ※記入対象は基本的な機能のものです。チタンフレーム、亀甲フレーム、超薄型ハードコートレンズ等は含めないでください。

※（1）種別で示す種別のうち取扱のないものについてはご記入不要です。

※同一種別のものについて複数の価格が設定されている場合平均的な価格についてお書きください。

「レンズ・本体」の場合は、（1）種別が空欄となっている行でプルダウンメニューから種別を選択してお書きいただくこともできます。行数が足りない場合、適宜表の欄を下にコピーしてご記入ください。

(1)種別	(2)名称	(参考)			(3)卸価格・単価	(4)小売価格
※あらかじめ種別が選択してあります。取扱のある行についてのみ、ご記入ください。	品名・型式・シリーズ名(品名・型式・シリーズ名等附されている場合は、お書きください)	令和2年度における補装具単価(円) ※種別を選択すると、自動的に表示されます。			令和2年度における販売店への卸価格・単価(円) ※消費税されるものについては税込金額をお書きください。 ※利用者への直売のみでなく、卸を行っている場合ご記入ください。 ※平均的な値をご記入ください。	ご回答時点で設定されている利用者向け標準小売価格(単価・円) ※消費税されるものについては税込金額をお書きください。
		告示に記載されている価格(基準額)	消費税の有無	補装具費事務取扱要領に基づいた比率を乗じた価格 ・消費税非課税品の場合:告示に記載されている価格×100分の106 ・消費税課税品の場合:告示に記載されている価格×100分の110		
<b>枠、乱視対応</b>						
		※乱視対応は片目、両目の場合にかかわらず共通した額として設定されています。			※乱視対応については、1枚当たりの金額をお書きください。	
枠(フレーム。基本的な安価なもの)		-	課税品としてご回答ください	-		
乱視対応(矯正眼鏡、遮光眼鏡レンズの通常のものとの乱視用のものとの差額)		¥4,200	課税品としてご回答ください	¥4,620		

レンズ、本体：レンズ(矯正眼鏡、遮光眼鏡、弱視眼鏡(掛けめがね式)用)、本体(コンタクト、弱視眼鏡(焦点調整式))						
		※矯正眼鏡、遮光眼鏡、弱視眼鏡(掛けめがね式)は、必要な枚数のレンズ、枠(フレーム)等を含めた総額です。			矯正眼鏡、遮光眼鏡はレンズ1枚、弱視眼鏡(掛けめがね式)は弱視レンズ1個のみの価格をご記入ください。	
601矯正眼鏡 6D未満		¥17,600	課税	¥19,360		
602矯正眼鏡 6D以上10D未満		¥20,200	課税	¥22,220		
603矯正眼鏡 10D以上20D未満		¥24,000	課税	¥26,400		
604矯正眼鏡 20D以上		¥24,000	課税	¥26,400		
605遮光眼鏡 前掛式		¥21,500	非課税	¥22,790		
606遮光眼鏡 掛けめがね式		¥30,000	非課税	¥31,800		
607遮光眼鏡 矯正機能付き6D未満		¥30,000	非課税	¥31,800		
608遮光眼鏡 矯正機能付き6D以上10D未満		¥30,000	非課税	¥31,800		
609遮光眼鏡 矯正機能付き10D以上20D未満		¥30,000	非課税	¥31,800		
610遮光眼鏡 矯正機能付き20D以上		¥30,000	非課税	¥31,800		
611コンタクトレンズ		¥15,400	課税	¥16,940		
612弱視眼鏡 掛けめがね式		¥36,700	非課税	¥38,902		
613弱視眼鏡 掛けめがね式 高倍率(3倍以上)		¥58,500	非課税	¥62,010		
614弱視眼鏡 焦点調整式		¥17,900	非課税	¥18,974		
		-	-	-		
		-	-	-		
		-	-	-		
		-	-	-		
		-	-	-		

このページの設定は、補装具用眼鏡の輸入を取り扱っている事業者が対象です。

6-2. 障害者総合支援法で基準の補装具として規定される仕様の眼鏡にかかるレンズ等（輸入製品）の価格等について

※記入対象は基本的な機能のものです。チタンフレーム、亀甲フレーム、超薄型ハードコートレンズ等は含めないでください。

※（1）種別で示す種別のうち取扱のないものの行についてはご記入不要です。

※同一種別のもについて複数の価格が設定されている場合平均的な価格についてお書きください。

「レンズ・本体」の場合は、（1）種別が空欄となっている行でプルダウンメニューから種別を選択してお書きいただくこともできます。行数が足りない場合、適宜表の欄を下にコピーしてご記入ください。

(1)種別	(2)名称	(参考)			(3)卸価格・単価	(4)小売価格
※あらかじめ種別が選択してあります。取扱のある行についてのみ、ご記入ください。	品名・型式・シリーズ名(品名・型式・シリーズ名等附されている場合は、お書きください)	令和2年度における補装具単価(円) ※種別を選択すると、自動的に表示されます。			令和2年度における販売店への卸価格・単価(円)	ご回答時点で設定されている利用者向け標準小売価格(単価・円)
		告示に記載されている価格(基準額)	消費課税の有無	補装具費事務取扱要領に基づいた比率を乗じた価格 ・消費税非課税品の場合:告示に記載されている価格×100分の106 ・消費税課税品の場合:告示に記載されている価格×100分の110	※消費課税されるものについては税込金額をお書きください。 ※利用者への直売のみでなく、卸を行っている場合ご記入ください。 ※平均的な値をご記入ください。	※消費課税されるものについては税込金額をお書きください。
<b>枠、乱視対応</b>						
		※乱視対応は片目、両目の場合にかかわらず共通した額として設定されています。			※乱視対応については、1枚当たりの金額をお書きください。	
枠(フレーム。基本的な安価なもの)		-	課税品としてご回答ください	-		
乱視対応(矯正眼鏡、遮光眼鏡レンズの通常のものとの乱視用のものとの差額)		¥4,200	課税品としてご回答ください	¥4,620		

レンズ、本体：レンズ(矯正眼鏡、遮光眼鏡、弱視眼鏡(掛けめがね式)用)、本体(コンタクト、弱視眼鏡(焦点調整式))						
		※矯正眼鏡、遮光眼鏡、弱視眼鏡(掛けめがね式)は、必要な枚数のレンズ、枠(フレーム)等を含めた総額です。			矯正眼鏡、遮光眼鏡は <b>レンズ1枚</b> 、弱視眼鏡(掛けめがね式)は <b>弱視レンズ1個</b> のみの価格をご記入ください。	
601矯正眼鏡 6D未満		¥17,600	課税	¥19,360		
602矯正眼鏡 6D以上10D未満		¥20,200	課税	¥22,220		
603矯正眼鏡 10D以上20D未満		¥24,000	課税	¥26,400		
604矯正眼鏡 20D以上		¥24,000	課税	¥26,400		
605遮光眼鏡 前掛式		¥21,500	非課税	¥22,790		
606遮光眼鏡 掛けめがね式		¥30,000	非課税	¥31,800		
607遮光眼鏡 矯正機能付き6D未満		¥30,000	非課税	¥31,800		
608遮光眼鏡 矯正機能付き6D以上10D未満		¥30,000	非課税	¥31,800		
609遮光眼鏡 矯正機能付き10D以上20D未満		¥30,000	非課税	¥31,800		
610遮光眼鏡 矯正機能付き20D以上		¥30,000	非課税	¥31,800		
611コンタクトレンズ		¥15,400	課税	¥16,940		
612弱視眼鏡 掛けめがね式		¥36,700	非課税	¥38,902		
613弱視眼鏡 掛けめがね式 高倍率(3倍以上)		¥58,500	非課税	¥62,010		
614弱視眼鏡 焦点調整式		¥17,900	非課税	¥18,974		
		-	-	-		
		-	-	-		
		-	-	-		
		-	-	-		
		-	-	-		

このページの設問は、補装具用眼鏡の利用者向け販売を取り扱っている事業者が対象です。

6-3. 障害者総合支援法で基準の補装具として規定される仕様の眼鏡の利用者向け販売価格等について： 1 購入基準  
 ※記入対象は基本的な機能のものです。チタンフレーム、氈甲フレーム、超薄型ハードコートレンズ等は含めないでください。  
 ※(1)種別で示す種別のうち取扱のないものについてはご記入不要です。  
 ※同一種別のものについて複数の価格が設定されている場合平均的な価格について書くか、  
 (1)種別が空欄となっている行でプルダウンメニューから種別を選択して、お書きください。  
 行数が足りない場合、適宜表の欄を下にコピーしてご記入ください。

(1)種別 ※あらかじめ種別が選択してあります。取扱のある行についてのみ、ご記入ください。	(2)名称 品名・型式・シリーズ名(品名・型式・シリーズ名等附されている場合は、お書きください)	(3)利用者向け販売価格			令和2年度における利用者向け販売価格	(4) 個数でみた補装具の比率 令和元年度における、総販売個数に占める補装具として販売した個数の比率(単位:パーセント)
		令和2年度における補装具単価(円) ※種別を選択すると、自動的に表示されます。				
		告示に記載されている価格(基準額)	消費税の有無	補装具費事務取扱要領に基づいた比率を乗じた価格 ・消費税非課税品の場合:告示に記載されている価格×100分の106 ・消費税課税品の場合:告示に記載されている価格×100分の110	基準の補装具としての実販売価格・単価(円) ※消費課税されるものについては税込金額をお書きください。 ※平均的な値をご記入ください。	同じ仕様のもを補装具費制度によらず利用者に供給する場合の販売価格・単価(円) ※消費課税されるものについては税込金額をお書きください。
601矯正眼鏡 6D未満		¥17,600	課税	¥19,360		
602矯正眼鏡 6D以上10D未満		¥20,200	課税	¥22,220		
603矯正眼鏡 10D以上20D未満		¥24,000	課税	¥26,400		
604矯正眼鏡 20D以上		¥24,000	課税	¥26,400		
605遮光眼鏡 前掛式		¥21,500	非課税	¥22,790		
606遮光眼鏡 掛けめがね式		¥30,000	非課税	¥31,800		
607遮光眼鏡 矯正機能付き6D未満		¥30,000	非課税	¥31,800		
608遮光眼鏡 矯正機能付き6D以上10D未満		¥30,000	非課税	¥31,800		
609遮光眼鏡 矯正機能付き10D以上20D未満		¥30,000	非課税	¥31,800		
610遮光眼鏡 矯正機能付き20D以上		¥30,000	非課税	¥31,800		
611コンタクトレンズ		¥15,400	課税	¥16,940		
612弱視眼鏡 掛けめがね式		¥36,700	非課税	¥38,902		
613弱視眼鏡 掛けめがね式 高倍率(3倍以上)		¥58,500	非課税	¥62,010		
614弱視眼鏡 焦点調整式		¥17,900	非課税	¥18,974		
		-	-	-		
		-	-	-		
		-	-	-		
		-	-	-		
		-	-	-		

このページの設問は、補装具用眼鏡の利用者向け販売を取り扱っている事業者が対象です。

- 6-4. 障害者総合支援法で基準の補装具として規定される仕様の眼鏡の利用者向け販売価格等について：  
 2 修理基準・加算

※令和2年度における利用者向け販売価格についてご記入ください。

項目	(参考)補装具修理項目単価(円)		令和2年度における利用者向け販売価格	
	告示に記載されている価格(基準額)	補装具費事務取扱要領に基づいた比率を乗じた価格 ・消費税非課税品の場合：告示に記載されている価格×100分の106 ・消費税課税品の場合：告示に記載されている価格×100分の110	基準の補装具としての実販売価格・単価(円) ※消費税は税額をお書きください。	補装具費制度によらない場合の販売単価(円) ※消費税は税額をお書きください。
修理基準の項目				
1 枠交換	8,000	課税品としてご回答ください 8,800		
2 矯正用レンズ(6D未満)交換	5,100	課税 5,610		
3 矯正用レンズ(6D以上10D未満)交換	6,450	課税 7,095		
4 矯正用レンズ(10D以上)交換	8,400	課税 9,240		
5 遮光矯正用レンズ(6D未満)交換	11,100	非課税 11,766		
6 遮光矯正用レンズ(6D以上10D未満)交換	11,100	非課税 11,766		
7 遮光矯正用レンズ(10D以上)交換	11,100	非課税 11,766		
8 遮光用レンズ交換	11,100	非課税 11,766		
加算項目				
9 乱視の方の場合の加算額 (上記2~8の乱視用でないレンズとの差額)	4,200	課税品としてご回答ください 4,620		

※枠、レンズは1本、1個あたりの単価をご記入ください。

※乱視については、両眼に対応する場合は金額をご記入ください。

#### 6-5 補装具制度における眼鏡の取扱についてのご意見記入欄

補装具における眼鏡の取扱について、ご意見等ございましたらご記入ください。

お忙しいなか調査回答にご協力いただきまして、ありがとうございました。

種別番号について

種別番号	種目	名称	基本構造	基準額 (円)	
601	眼鏡	矯正眼鏡	レンズ—プラスチック又はガラス (価格はレンズ2枚1組、枠を含む)	6D未満	17,600
602	眼鏡	矯正眼鏡		6D以上 10D未満	20,200
603	眼鏡	矯正眼鏡		10D以上 20D未満	24,000
604	眼鏡	矯正眼鏡		20D以上	24,000
605	眼鏡	遮光眼鏡	主材料は上と同じ。 (価格はレンズ2枚1組、枠を含む)	前掛式	21,500
606	眼鏡	遮光眼鏡		掛けめがね式	30,000
607	眼鏡	遮光眼鏡		矯正機能付き6D未満	30,000
608	眼鏡	遮光眼鏡		矯正機能付き6D以上 10D未満	30,000
609	眼鏡	遮光眼鏡		矯正機能付き10D以上 20D未満	30,000
610	眼鏡	遮光眼鏡		矯正機能付き20D以上	30,000
611	眼鏡	コンタクトレンズ	主材料—プラスチック (価格はレンズ1枚のものであること)	15,400	
612	眼鏡	弱視眼鏡	掛けめがね式	36,700	
613	眼鏡	弱視眼鏡	掛けめがね式 高倍率(3倍以上)	58,500	
614	眼鏡	弱視眼鏡	焦点調整式	17,900	

**補装具製作・販売費用実態調査**  
**調査票F07：座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具調査票について**

国立障害者リハビリテーションセンター  
 我澤 賢之、山崎伸也

※本研究は、厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者対策総合研究事業「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究」（研究代表者 山崎伸也）を受け行っております。

**●事業所名・所在地・ご回答担当者様等について**

貴事業所ならびに担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス	

補装具としての座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具の取扱の有無について、下記のうち該当する項目に○、該当しない項目に×をお書きください。

製作または輸入の取扱がある。

販売の取扱がある。

※1つ以上に○がある場合 → 以下の設問にお答え下さい。

※すべて×である場合 → ご回答いただく箇所はここまでです。ご協力ありがとうございます。お手数ですが、eメールにてご返送ください。

宛先: [pri-hosougu@rehab.go.jp](mailto:pri-hosougu@rehab.go.jp)

本調査票ですが、下記のように構成されております。

シートの名称	説明
シート ご回答者様について	ご回答者様の情報についてご記入をお願いします。
シート 調査票の構成	このシートです(ご記入は不要です)
シート 7-1 自社製造 障害者総合支援法で基準の補装具として規定される仕様の座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具(自社製造製品)の価格等について	障害者総合支援法による補装具の座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具(以下、座位保持椅子等)(購入項目)を製造されている場合、ご回答をお願いします。 ・各行毎に種別・加算項目の組み合わせ一つに対応するようになっていきます。 ・各行毎に種別(補装具としての座位保持椅子等の種別、加算項目。該当する項目(複数可)に○を記入してください)、名称、卸価格、標準小売価格等を記入してください。
シート 7-2 輸入 障害者総合支援法で基準の補装具として規定される仕様の座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具(輸入製品)の価格等について	障害者総合支援法による補装具の座位保持椅子等(購入項目)を輸入されている場合、ご回答をお願いします。 ・各行毎に種別・加算項目の組み合わせ一つに対応するようになっていきます。 ・各行毎に種別(補装具としての座位保持椅子等の種別、加算項目。該当する項目(複数可)に○を記入してください)、名称、卸価格、標準小売価格等を記入してください。
シート 7-3 利用者向け販売 障害者総合支援法で基準の補装具として規定される仕様の座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具の利用者向け販売価格等について	障害者総合支援法による補装具の座位保持椅子等(購入項目)の利用者向け販売をされている場合、ご回答をお願いします。自社製造・輸入をされている事業所で利用者向け販売も行っている事業所はこちらもご回答ください。 ・各行毎に種別・加算項目の組み合わせ一つに対応するようになっていきます。 ・各行毎に種別(補装具としての座位保持椅子等の種別、加算項目。該当する項目(複数可)に○を記入してください)、型番、名称、補装具としての販売数が占める比率等を記入してください。
シート 7-4 その他	補装具における座位保持椅子等の取扱について、ご意見等ございましたらご記入ください(本設問は自由記入形式となっております)。
シート 種別番号(座位保持椅子等)	補装具費支給制度による座位保持椅子等の分類をコード化した一覧表です。設問7-1~7-3で「種別」欄をご記入の際、ご参照ください。(このシート自体ご記入不要です)





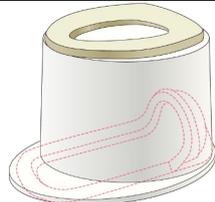
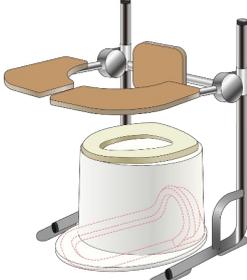


7-4 補装具制度における座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具の取扱いについてのご意見記入欄

補装具における座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具の取扱いについて、ご意見等ございましたらご記入ください。

お忙しいなか調査回答にご協力いただきまして、ありがとうございました。

種別番号について

種別番号	種目	名称	基本構造	基準額(円)	参考図
701	座位保持椅子(児)		機能障害の状況に適合させること。 主材料-木材 アルミニウム管 外装-ニス	24,300	—
701a	座位保持椅子(児)	(加算)机上用の板付き加算追加	701に机上用の板を付けて作成した場合の価格 701の価格に対し、5,600円増し。	5,600	—
701b	座位保持椅子(児)	(加算)軟性の内張付き追加	701に座面に軟性の内張を付して製作した場合の価格 701の価格に対し、5,000円増し。	5,000	—
701c	座位保持椅子(児)	(加算)車載用として製作	車載用として製作した場合の価格(701部分を含む) 701の価格に対し、40,700円増し。	40,700	—
702	頭部保持具(児)		座位保持椅子等に装着して用いるもので、頭部を固定する機能を有するもの。	7,100	—
703	起立保持具(児)		機能障害の状況に適合させること。 箱形とすること。	27,400	—
704a	排便補助具(児)	和式トイレ用座支持部のみ	普通便所で排便が困難な場合に用い、座位排便が容易となるよう機能障害の状況に適合させること。	10,000	
704b	排便補助具(児)	和式トイレ用座支持部に加え、その他の支持部(前腕支持部または背支持部等)を含む	同上	10,000	
704c	排便補助具(児)	洋式トイレ用座支持部のみ	同上	10,000	
704d	排便補助具(児)	洋式トイレ用座支持部に加え、その他の支持部(前腕支持部または背支持部等)を含む	同上	10,000	
704e	排便補助具	その他	同上	10,000	—

**補装具製作・販売費用実態調査  
調査票 F08：歩行器調査票について**

国立障害者リハビリテーションセンター  
我澤 賢之、山崎伸也

※本研究は、厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者対策総合研究事業「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究」（研究代表者 山崎伸也）を受け行っております。

**●事業所名・所在地・ご回答担当者様等について**

貴事業所ならびに担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス	

補装具としての歩行器の取扱の有無について、  
下記のうち該当する項目に○、該当しない項目に×をお書きください。

製作または輸入の取扱がある。

販売の取扱がある。

修理の取扱がある。


※1つ以上に○がある場合 → 以下の設問にお答え下さい。

※すべて×である場合 → ご回答いただく箇所はここまでです。ご協力ありがとうございます。  
お手数ですが、eメールにてご返送ください。

宛先：[pri-hosougu@rehab.go.jp](mailto:pri-hosougu@rehab.go.jp)

本調査票ですが、下記のように構成されております。

シートの名称	説明
シート ご回答者様について	ご回答者様の情報についてご記入をお願いします。
シート 調査票の構成	このシートです(ご記入は不要です)
シート 8-1 自社製造 障害者総合支援法で基準の補装具として規定される仕様の歩行器(自社製造製品)の価格等について	障害者総合支援法による補装具の歩行器(購入項目)を製造されている場合、 <b>ご回答をお願いします。</b> ・各行毎に種別(補装具としての歩行器の種別)、名称、卸価格、標準小売価格等を記入してください。
シート 8-2 輸入 障害者総合支援法で基準の補装具として規定される仕様の歩行器(輸入製品)の価格等について	障害者総合支援法による補装具の歩行器(購入項目)を輸入されている場合、 <b>ご回答をお願いします。</b> ・各行毎に種別(補装具としての歩行器の種別)、名称、卸価格、標準小売価格等を記入してください。
シート 8-3 利用者向けの販売 障害者総合支援法で基準の補装具として規定される仕様の歩行器の利用者向け販売価格等について	障害者総合支援法による補装具の歩行器(購入項目)の利用者向け販売をされている場合、 <b>ご回答をお願いします。自社製造・輸入をされている事業所で利用者向け販売も行っている事業所はこちらもご回答ください。</b> ・各行毎に種別(補装具としての歩行器の種別)、名称、各種価格等を記入してください。
シート 8-4 修理	障害者総合支援法による補装具の歩行器の修理基準項目にかかる <b>製作・修理・販売の取扱のある場合、ご回答をお願いします。</b> ・該当項目の価格等を記入してください。
シート 8-5 その他	装具における歩行器の取扱について、ご意見等ございましたらご記入ください(本設問は自由記入形式となっております)。
シート 種別番号(歩行器)	補装具費支給制度による歩行器の分類をコード化した一覧表です。 設問8-1～8-3で「種別」欄をご記入の際、ご参照ください。(このシート自体ご記入不要です)







貴事業所において総合支援法による補装具用歩行器の修理項目に係る製造・輸入・販売のいずれかを取り扱っておられましたら、ご回答をお願いします。

#### 8-4 修理基準

1)補装具費支給制度による補聴器製造・販売について補聴器製造・輸入事業者は、令和2年度における修理・交換実費用ならびに卸価格(販売店への販売単価)を記入ください。

2)利用者向け販売を行っている事業者は、令和元年度における仕入単価、利用者向け販売単価等を記入ください。

※平均的な価格について、お書きください。

項目	製造・輸入		利用者向け販売				
	修理・交換実費用(原価)単価(円)	卸単価(円)	仕入単価(円)	(参考)補装具修理項目単価(円)		基準の補装具としての実販売価格・単価(円)	補装具費制度によらない場合の販売単価(円)
				告示に記載されている価格(基準額)	告示記載の100分の106の価格		
1 キャスター(大)交換				7,400	7,844		
2 キャスター(小)交換				3,700	3,922		
3 腰掛交換				4,850	5,141		
4 肘当交換				7,200	7,632		
5 ブレーキ交換				14,200	15,052		
6 グリップ交換				1,850	1,961		
7 塗装(1回当たり。総塗り替えの場合に限る)				8,500	9,010		

8-5 補装具制度における歩行器の取扱いについてのご意見記入欄

補装具における歩行器の取扱いについて、ご意見等ございましたらご記入ください。

--

お忙しいなか調査回答にご協力いただきまして、ありがとうございました。

## 種別番号について

種別番号	種目	名称	基本構造	基準額(円)
801	歩行器	六輪型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、前輪を自在車輪とすること。	63,100
801a	歩行器	六輪型(胸郭支持具若しくは骨盤支持具つき)	801に胸郭支持具若しくは骨盤支持具を付けたものの価格(参考)	63,100
801b	歩行器	六輪型(後方支持型)	801で後方支持型のものの価格(参考)	63,100
802	歩行器	四輪型(腰掛つき)	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。	39,600
802a	歩行器	四輪型(腰掛つき)(胸郭支持具若しくは骨盤支持具つき)	802に胸郭支持具若しくは骨盤支持具を付けたものの価格(参考)	39,600
802b	歩行器	四輪型(腰掛つき)(後方支持型)	802で後方支持型のものの価格(参考)	39,600
803	歩行器	四輪型(腰掛なし)	上と同じ。	39,600
803a	歩行器	四輪型(腰掛なし)(胸郭支持具若しくは骨盤支持具つき)	803に胸郭支持具若しくは骨盤支持具を付けたものの価格	100,600
803b	歩行器	四輪型(腰掛なし)(後方支持型)	803で後方支持型のものの価格	60,600
804	歩行器	三輪型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。	34,000
805	歩行器	二輪型	前二輪、後固定式の脚を有すること。	27,000
806	歩行器	固定型	四脚を有し、使用時に持ち上げて移動させるもの。	22,000
807	歩行器	交互型	四脚を有し、両二脚を交互に移動させるもの。	30,000

補装具製作・販売費用実態調査  
調査票F09：歩行補助つえ調査票について

国立障害者リハビリテーションセンター  
我澤 賢之、山崎伸也

※本研究は、厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者対策総合研究事業「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究」（研究代表者 山崎伸也）を受け行っております。

●事業所名・所在地・ご回答担当者様等について

貴事業所ならびに担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス	

補装具としての歩行補助つえの取扱の有無について、  
下記のうち該当する項目に○、該当しない項目に×をお書きください。

製作または輸入の取扱がある。

販売の取扱がある。

修理の取扱がある。


※1つ以上に○がある場合 → 以下の設問にお答え下さい。

※すべて×である場合 → ご回答いただく箇所はここまでです。ご協力ありがとうございます。  
お手数ですが、eメールにてご返送ください。

宛先：[pri-hosougu@rehab.go.jp](mailto:pri-hosougu@rehab.go.jp)

本調査票ですが、下記のように構成されております。

シートの名称	説明
シート ご回答者様について	ご回答者様の情報についてご記入をお願いします。
シート 調査票の構成	このシートです(ご記入は不要です)
シート 9-1 自社製造 障害者総合支援法で基準の補装具として規定される仕様の歩行補助つえ(自社製造製品)の価格等について	障害者総合支援法による補装具の歩行補助つえ(購入項目)を製造されている場合、ご回答をお願いします。 ・各行毎に一つの品に対応するようになっています。 ・各行毎に種別(補装具としての歩行補助つえ等の種別)、名称、卸価格、標準小売価格等を記入してください。
シート 9-2 輸入 障害者総合支援法で基準の補装具として規定される仕様の歩行補助つえ(輸入製品)の価格等について	障害者総合支援法による補装具の歩行補助つえ(購入項目)を輸入されている場合、ご回答をお願いします。 ・各行毎に一つの品に対応するようになっています。 ・各行毎に種別(補装具としての歩行補助つえ等の種別)、基本構造以外の構造(夜光材・外装)、名称、卸価格、標準小売価格等を記入してください。
シート 9-3 利用者向け販売 障害者総合支援法で基準の補装具として規定される仕様の歩行補助つえの価格等について	障害者総合支援法による補装具の歩行補助つえ(購入項目)の利用者向け販売をされている場合、ご回答をお願いします。自社製造・輸入をされている事業所で利用者向け販売も行っている事業所はこちらもご回答ください。 ・各行毎に一つの品に対応するようになっています。 ・各行毎に種別(補装具としての歩行補助つえの種別)、基本構造以外の構造(夜光材・外装)、名称、各種価格等を記入してください。
シート 9-4 修理	障害者総合支援法による補装具の歩行補助つえの修理基準項目にかかる製作・修理・販売の取扱のある場合、ご回答をお願いします。 ・該当項目の価格等を記入してください。
シート 9-5 その他	補装具における歩行補助つえの取扱について、ご意見等ございましたらご記入ください(本設問は自由記入形式となっております)。
シート 種別番号(歩行補助つえ)	補装具費支給制度による歩行補助つえの分類をコード化した一覧表です。設問9-1～9-3で「種別」欄をご記入の際、ご参照ください。(このシート自体ご記入不要です)







貴事業所において総合支援法による補装具用歩行器の修理項目に係る製造・輸入・販売のいずれかを取り扱ってられましたら、ご回答をお願いします。

**9-4 修理基準**

1)補装具費支給制度による補聴器製造・販売について補聴器製造・輸入事業者は、令和2年度における修理・交換実費用

2)利用者向け販売を行っている事業者は、令和元年度における仕入単価、利用者向け販売単価等を記入ください。

※平均的な価格について、お書きください。

項目	製造・輸入事業者		利用者向け販売事業者				
	修理・交換実費用 (原価)単価(円)	卸単価 (円)	仕入単価 (円)	(参考)補装具修理 項目単価(円)		基準の補装具とし ての実販売価格・ 単価(円)	補装具費 制度によ らない場 合の販売 単価(円)
				告示に記載されて いる価格 (基準額)	告示記載 の100分 の106の 価格		
1 脇当交換				1,450			
2 凍結路面用滑り止め(非ゴム系)交換				1,000			

9-5 補装具制度における歩行補助つえの取扱いについてのご意見記入欄

補装具における歩行補助つえの取扱いについて、ご意見等ございましたらご記入ください。

--

お忙しいなか調査回答にご協力いただきまして、ありがとうございました。

## 種別番号について

種別番号	種目	名称	基本構造	基準額 (円)
901	歩行補助つえ	松葉づえ(木製) A普通型	主体—木材(十分な強度を有するもの) 脇当—スポンジ又はウレタン製の枕 皮革、人工皮革又は布製のカバー	3,300
902	歩行補助つえ	松葉づえ(木製) B伸縮型	外装—ニス塗装 価格は1本当たりのものであること	3,300
903	歩行補助つえ	松葉づえ(軽金属製) A普通型	主体—軽金属 脇当—合成軟質樹脂 握り部分—合成軟質樹脂	4,000
904	歩行補助つえ	松葉づえ(軽金属製) B伸縮型	外装—塗装なし 価格は1本当たりのものであること	4,500
905	歩行補助つえ	カナディアン・クラッチ	主体—アルミニウム、鋼管 上部4段間隔以上、下部9段間隔以上の調節装置を付けるものとする。 腕支持器—アルミニウム鋳物 およびステンレス鋼板 握り部分—アルミニウム鋳物およびゴム 外装—塗装なし 価格は1本当たりのものであること	8,000
906	歩行補助つえ	ロフストランド・クラッチ	カナディアン・クラッチに準ずる。 価格は1本当たりのものであること	8,000
907	歩行補助つえ	多点杖	つえの下部に三本以上の脚を有するもの。価格は1本当たりのものであること 主体—軽金属 外装—塗装なし	6,600
908	歩行補助つえ	プラットフォーム杖	カナディアン・クラッチに準ずる 価格は1本当たりのものであること	24,000

**補装具製作・販売費用実態調査**  
**調査票 F 1 0 : 重度障害者用意思伝達装置 (販売店対象) について**

国立障害者リハビリテーションセンター研究所  
我澤 賢之、山崎伸也

※本研究は、厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者対策総合研究事業「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究」(研究代表者 山崎伸也)を受け行っております。

●事業所名・所在地・ご回答担当者様等について

貴事業所ならびにご回答いただく担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス (メールご使用の場合)	

補装具としての重度障害者用意思伝達装置の利用者向け販売取扱の有無について、下記のうち該当する項目に○、該当しない項目に×をお書きください。

利用者向け販売の取扱がある。

※○の場合 → 以下の設問にお答え下さい。

※×の場合 → ご回答いただく箇所はここまでです。ご協力ありがとうございます。  
お手数ですが、eメールにてご返送ください。

宛先: [pri-hosougu@rehab.go.jp](mailto:pri-hosougu@rehab.go.jp)

本調査票ですが、下記のように構成されております。

シートの名称	説明
シート ご回答者様について	ご回答者様の情報についてご記入をお願いします。
シート 調査票の構成	このシートです(ご記入は不要です)
シート 10-1 販売	障害者総合支援法による補装具の重度障害者用意思伝達装置に販売を取り扱われている場合、ご回答をお願いします。 ・該当機種名、価格等を記入してください。
シート 10-2 修理	障害者総合支援法の修理基準項目にかかる製作・修理・販売の取扱のある場合、ご回答をお願いします。 ・該当項目の価格等を記入してください。
シート 10-3 その他	補装具における重度障害者用意思伝達装置の取扱について、ご意見等ございましたらご記入ください(本設問は自由記入形式となっております)。
シート 種別番号(重度障害者用意思伝達装置)	補装具費支給制度による重度障害者用意思伝達装置の分類をコード化した一覧表です。設問10-1で「種別」欄をご記入の際、ご参照ください。(このシート自体ご記入不要です)



貴事業所において総合支援法による補装具の重度障害者用意思伝達装置の修理基準項目の製作・修理・販売がある場合、ご回答ください。

### 10-2 修理基準

令和2年度における仕入単価および販売価格等をご記入ください。

項目	利用者向け販売事業者				
	仕入単価 (円)	(参考)補装具修理 項目単価(円)		基準の補 装具とし ての実販 売価格・ 単価(円)	補装具費 制度によ らない場 合の販売 単価(円)
		告示に記 載されて いる価格 (基準額)	告示記載 の100分 の106の 価格		
1 本体修理		50,000	53,000		
2 固定台(アーム式又はテーブル置き式)交換		30,000	31,800		
2 固定台(自立スタンド式)交換		50,820	53,869		
3 入力装置固定具交換		30,000	31,800		
4 呼び鈴交換		20,000	21,200		
5 呼び鈴分岐装置交換		30,000	31,800		
6 接点式入力装置(スイッチ)交換		10,000	10,600		
7 帯電式入力装置(スイッチ)交換		40,000	42,400		
8 帯電式入力装置(スイッチ)交換 (タッチ式入力装置込み)		50,000	53,000		
9 帯電式入力装置(スイッチ)交換 (タッチ式入力装置込み+ピンタッチ式先端部込み)		56,300	59,678		
10 筋電式入力装置(スイッチ)交換		80,000	84,800		
11 光電式入力装置(スイッチ)交換		50,000	53,000		
12 呼気式(吸気式)入力装置(スイッチ)交換		35,000	37,100		
13 圧電素子式入力装置(スイッチ)交換		38,000	40,280		
14 空気圧式入力装置(スイッチ)交換		38,000	40,280		
15 視線検出式入力装置(スイッチ)交換		180,000	190,800		
16 遠隔制御装置交換		21,000	22,260		

10-3 補装具制度における重度障害者用意思伝達装置の取扱いについてのご意見記入欄

補装具における重度障害者用意思伝達装置の取扱いについて、ご意見等ございましたらご記入ください。

お忙しいなか調査回答にご協力いただきまして、ありがとうございました。

## 種別番号について

種別番号	種目	名称	基本構造	基準額 (円)
1001	重度障害者用意思伝達装置	文字等走査入力方式	ソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。	143,000
1002	重度障害者用意思伝達装置		ソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。(簡易な環境制御機能が付加されたもの)	191,000
1003	重度障害者用意思伝達装置		ソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。(高度な環境制御機能が付加されたもの)	450,000
1004	重度障害者用意思伝達装置		ソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。(通信機能が付加されたもの)	450,000
1005	重度障害者用意思伝達装置	生体现象方式	生体信号の検出装置及び解析装置	450,000